

令和 6 年 第 2 回

大崎町議会定例会会議録

開会 令和 6 年 6 月 5 日

閉会 令和 6 年 6 月 20 日

大 崎 町 議 会

令和6年第2回大崎町議会定例会

会 期

令和6年 6月 5日 (水) から

16日間

令和6年 6月20日 (木) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
6月 5日	水	10	第1日		会 期 の 決 定 議案・陳情等上程
6日	木	9		委員会	付託案件の審査
7日	金				予 備
8日	土				休 会
9日	日				休 会
10日	月				予 備
11日	火				予 備
12日	水				予 備
13日	木	10	第2日		一 般 質 問
14日	金	10	第3日		一 般 質 問
15日	土				休 会
16日	日				休 会
17日	月				予 備
18日	火				予 備
19日	水				予 備
20日	木	10	第4日		付託案件の審査報告

令和6年第2回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（6月5日）（水）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
6. 日程第4 行政報告	7
東町長報告	7
中山美幸議員	9
7. 日程第5 報告第1号 令和5年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	9
東町長提案理由説明	9
上橋総務課長	9
8. 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （令和5年度大崎町一般会計補正予算（第9号））	11
東町長提案理由報告	11
上橋総務課長	11
中山美幸議員	13
東町長	13
渡邊企画政策課長	13
中山美幸議員	14
東町長	14
渡邊企画政策課長	14
中山美幸議員	15
鷲東慎一議員	15
渡邊企画政策課長	15
鷲東慎一議員	16
渡邊企画政策課長	16
9. 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定に ついて）	17
東町長提案理由説明	17

川越税務課長	17
10. 日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて (大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の制定について)	23
東町長提案理由説明	23
川越税務課長	23
11. 日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて (大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例 の制定について)	25
東町長提案理由説明	26
本松水道課長	26
12. 日程第 10 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定め和解することについて)	27
東町長提案理由説明	27
上橋総務課長	27
中山美幸議員	28
上橋総務課長	28
中山美幸議員	29
吉原信雄議員	29
東町長	29
吉原信雄議員	29
東町長	29
草原正和議員	29
上橋総務課長	30
13. 日程第 11 議案第 24 号 損害賠償の額を定めることについて	30
東町長提案理由説明	31
上野農林振興課長	31
中山美幸議員	32
東町長	32
14. 日程第 12 議案第 25 号 令和 6 年度大崎町一般会計補正予算 (第 1 号)	33
東町長提案理由説明	33
上橋総務課長	33
中山美幸議員	36
東町長	36

鎌田商工観光課長	36
中山美幸議員	37
鎌田商工観光課長	37
鷲東慎一議員	37
東町長	37
渡邊企画政策課長	37
岩元保健福祉課長	37
鷲東慎一議員	37
吉原信雄議員	38
東町長	38
上橋総務課長	38
吉原信雄議員	38
15. 日程第13 議案第26号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正 予算(第1号)	38
東町長提案理由説明	38
岩元保健福祉課長	39
16. 日程第14 議案第27号 大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	39
東町長提案理由説明	39
岩元保健福祉課長	39
17. 日程第15 陳情第2号 (刑事訴訟法)再審の改正を求める意見書の提 出を求める陳情書	41
18. 日程第16 陳情第3号 再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書	41
19. 散 会	41
第2号(6月13日)(木)	
1. 開 議	47
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	47
3. 日程第2 一般質問	47
神崎文男議員	47
東町長	47
神崎文男議員	47
東町長	48
神崎文男議員	48

東町長	48
神崎文男議員	48
東町長	48
神崎文男議員	49
東町長	49
神崎文男議員	49
東町長	49
神崎文男議員	50
東町長	50
神崎文男議員	50
東町長	50
神崎文男議員	51
東町長	51
神崎文男議員	51
東町長	51
神崎文男議員	52
東町長	52
神崎文男議員	53
東町長	53
時見建設課長	53
神崎文男議員	53
時見建設課長	53
神崎文男議員	53
東町長	53
神崎文男議員	53
4. 休 憩	54
草原正和議員	54
東町長	54
草原正和議員	55
川越税務課長	55
草原正和議員	55
谷迫町民課長	55
草原正和議員	56
東町長	56

草原正和議員	56
穂園教育長	57
草原正和議員	57
東町長	58
草原正和議員	58
穂園教育長	58
草原正和議員	59
東町長	60
草原正和議員	60
東町長	60
渡邊企画政策課長	60
草原正和議員	60
穂園教育長	61
草原正和議員	61
穂園教育長	61
草原正和議員	61
相星教委管理課長	61
草原正和議員	62
相星教委管理課長	62
草原正和議員	62
穂園教育長	62
草原正和議員	62
東町長	63
草原正和議員	63
東町長	63
草原正和議員	63
東町長	64
草原正和議員	64
千歳副町長	65
草原正和議員	65
東町長	65
草原正和議員	66
東町長	66
5. 休 憩	66

東町長	66
草原正和議員	67
東町長	67
草原正和議員	68
東町長	68
草原正和議員	68
東町長	68
草原正和議員	68
東町長	69
上橋総務課長	69
草原正和議員	69
上橋総務課長	70
草原正和議員	70
東町長	70
草原正和議員	70
東町長	70
草原正和議員	70
東町長	71
草原正和議員	71
東町長	71
草原正和議員	71
竹本環境政策課長	71
草原正和議員	72
東町長	72
草原正和議員	72
東町長	73
草原正和議員	73
6. 休 憩	74
藤田香澄議員	74
東町長	74
藤田香澄議員	75
東町長	75
藤田香澄議員	76
東町長	76

藤田香澄議員	76
東町長	76
藤田香澄議員	76
東町長	76
藤田香澄議員	77
東町長	77
藤田香澄議員	77
東町長	78
藤田香澄議員	78
東町長	79
藤田香澄議員	79
7. 休 憩	79
東町長	79
岩元保健福祉課長	79
藤田香澄議員	79
東町長	80
藤田香澄議員	81
東町長	81
藤田香澄議員	82
東町長	82
8. 休 憩	82
稲留光晴議員	83
穂園教育長	83
稲留光晴議員	83
穂園教育長	83
相星教委管理課長	83
稲留光晴議員	84
穂園教育長	84
稲留光晴議員	84
穂園教育長	84
稲留光晴議員	84
穂園教育長	84
稲留光晴議員	84
穂園教育長	85

稻留光晴議員	85
穂園教育長	85
稻留光晴議員	85
9. 休 憩	85
相星教委管理課長	86
稻留光晴議員	86
穂園教育長	86
稻留光晴議員	86
穂園教育長	87
稻留光晴議員	87
穂園教育長	87
稻留光晴議員	88
穂園教育長	88
稻留光晴議員	88
穂園教育長	88
稻留光晴議員	89
穂園教育長	89
稻留光晴議員	89
相星教委管理課長	89
稻留光晴議員	90
稻留光晴議員	90
穂園教育長	90
稻留光晴議員	90
東町長	90
上橋総務課長	91
稻留光晴議員	91
東町長	91
稻留光晴議員	91
東町長	91
上橋総務課長	91
稻留光晴議員	92
上橋総務課長	92
稻留光晴議員	92
上橋総務課長	93

稲留光晴議員	93
東町長	93
稲留光晴議員	94
東町長	94
稲留光晴議員	94
上橋総務課長	94
稲留光晴議員	94
上橋総務課長	94
稲留光晴議員	94
10. 散 会	95

第3号（6月14日）（金）

1. 開 議	101
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	101
3. 日程第2 一般質問	101
岡元修一議員	101
東町長	102
岡元修一議員	102
東町長	102
上橋総務課長	102
岡元修一議員	102
東町長	102
上橋総務課長	102
岡元修一議員	103
東町長	103
岡元修一議員	103
東町長	104
岡元修一議員	105
東町長	105
岡元修一議員	105
東町長	106
岡元修一議員	106
東町長	106
岡元修一議員	106

東町長	107
岡元修一議員	107
東町長	107
岡元修一議員	108
東町長	108
岡元修一議員	108
東町長	108
岡元修一議員	108
東町長	109
岡元修一議員	109
東町長	109
岡元修一議員	110
東町長	110
岡元修一議員	110
4. 休 憩	111
兒玉孝徳議員	111
東町長	111
兒玉孝徳議員	112
東町長	112
兒玉孝徳議員	112
東町長	113
兒玉孝徳議員	113
東町長	113
兒玉孝徳議員	114
東町長	114
兒玉孝徳議員	114
東町長	115
兒玉孝徳議員	115
東町長	115
兒玉孝徳議員	116
東町長	116
兒玉孝徳議員	116
東町長	116
兒玉孝徳議員	117

東町長	117
兒玉孝徳議員	117
東町長	118
兒玉孝徳議員	118
穂園教育長	118
兒玉孝徳議員	119
穂園教育長	119
兒玉孝徳議員	119
穂園教育長	119
兒玉孝徳議員	120
穂園教育長	120
兒玉孝徳議員	120
穂園教育長	120
兒玉孝徳議員	121
穂園教育長	121
兒玉孝徳議員	121
穂園教育長	121
兒玉孝徳議員	122
穂園教育長	122
兒玉孝徳議員	122
鷺東慎一議員	122
東町長	123
鷺東慎一議員	123
東町長	124
鷺東慎一議員	124
東町長	126
鷺東慎一議員	126
東町長	127
鷺東慎一議員	127
東町長	127
渡邊企画政策課長	127
鷺東慎一議員	127
渡邊企画政策課長	127
鷺東慎一議員	127

東町長	128
鷺東慎一議員	128
鷺東慎一議員	129
鷺東慎一議員	129
5. 休 憩	129
鷺東慎一議員	129
東町長	129
鷺東慎一議員	130
東町長	131
上野農林振興課長	131
千歳副町長	131
鷺東慎一議員	132
東町長	132
鷺東慎一議員	133
東町長	134
上野農林振興課長	134
鷺東慎一議員	134
東町長	134
上野農林振興課長	135
鷺東慎一議員	135
上野農林振興課長	135
鷺東慎一議員	135
東町長	135
鷺東慎一議員	136
東町長	136
鷺東慎一議員	136
東町長	136
鷺東慎一議員	137
東町長	137
上橋総務課長	137
鷺東慎一議員	137
東町長	137
上橋総務課長	138
鷺東慎一議員	138

上橋総務課長	138
鷺東慎一議員	139
東町長	139
鷺東慎一議員	139
6. 休 憩	139
中倉広文議員	140
東町長	140
中倉広文議員	140
東町長	141
中倉広文議員	141
東町長	141
中倉広文議員	142
東町長	142
中倉広文議員	142
東町長	142
中倉広文議員	142
東町長	142
上橋総務課長	142
中倉広文議員	143
上橋総務課長	143
中倉広文議員	143
東町長	144
中倉広文議員	144
東町長	144
中倉広文議員	144
東町長	144
上橋総務課長	145
中倉広文議員	145
上橋総務課長	145
中倉広文議員	145
東町長	145
上橋総務課長	145
中倉広文議員	145
上橋総務課長	145

中倉広文議員	146
上橋総務課長	146
中倉広文議員	146
上橋総務課長	146
中倉広文議員	146
上橋総務課長	147
中倉広文議員	147
東町長	147
中倉広文議員	147
東町長	147
中倉広文議員	147
上橋総務課長	147
中倉広文議員	148
東町長	148
中倉広文議員	148
上橋総務課長	148
中倉広文議員	148
東町長	149
中倉広文議員	149
東町長	149
中倉広文議員	150
東町長	150
谷迫町民課長	150
中倉広文議員	150
東町長	150
谷迫町民課長	150
中倉広文議員	151
東町長	151
中倉広文議員	151
東町長	151
岩元保健福祉課長	151
中倉広文議員	152
岩元保健福祉課長	152
中倉広文議員	152

東町長	152
上橋総務課長	152
中倉広文議員	153
東町長	153
谷迫町民課長	153
中倉広文議員	153
上橋総務課長	153
中倉広文議員	153
上橋総務課長	153
中倉広文議員	154
東町長	154
中倉広文議員	154
東町長	154
上橋総務課長	154
中倉広文議員	155
東町長	155
中倉広文議員	155
東町長	155
中倉広文議員	156
東町長	156
中倉広文議員	157
東町長	157
上野農林振興課長	157
中倉広文議員	157
東町長	158
中倉広文議員	159
7. 散 会	159

第4号（6月20日）（木）

1. 開 議	165
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	165
3. 日程第2 議案第25号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第1号）	165
神崎総務厚生常任委員長報告	165
4. 日程第3 議案第26号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算	

(第1号)	167
神崎総務厚生常任委員長報告	167
5. 日程第4 議案第28号 令和6年度大崎町一般会計補正予算(第2号)	168
東町長提案理由説明	168
上橋総務課長	168
6. 日程第5 発委第2号 大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定 について	170
7. 日程第6 発委第3号 大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制 定について	170
中山議会運営委員長提案理由説明	170
8. 日程第7 陳情第2号 (刑事訴訟法)再審の改正を求める意見書の提出 を求める陳情書	172
神崎総務厚生常任委員長提案理由説明	172
稲留光晴議員	173
9. 日程第8 陳情第3号 再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書	174
神崎総務厚生常任委員長提案理由説明	174
鷺東慎一議員	175
神崎総務厚生常任委員長報告	175
鷺東慎一議員	175
神崎総務厚生常任委員長報告	175
鷺東慎一議員	175
神崎総務厚生常任委員長報告	175
10. 日程第9 議員派遣の件	176
11. 日程第10 閉会中継続審査・調査申出書	176
12. 休 憩	176
13. 追加日程第1 発委第4号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求 める意見書(案)の提出について	177
神崎総務厚生常任委員長報告	177
14. 休 憩	178
15. 閉 会	179

第 1 号

6 月 5 日 (水)

令和6年第2回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月5日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（2番，3番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 令和5年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第10 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第11 議案第24号 損害賠償の額を定めることについて
- (総) 日程第12 議案第25号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第1号）
- (総) 日程第13 議案第26号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第27号 大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (総) 日程第15 陳情第 2号 （刑事訴訟法）再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書
- (総) 日程第16 陳情第 3号 再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄
2番 草原正和
3番 岡元修一
4番 鷺東慎一
5番 児玉孝徳
6番 稲留光晴

7番 神崎文男
8番 宮本昭一
9番 吉原信雄
10番 中山美幸
11番 中倉広文
12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	上野明仁
副町長	千歳史郎	建設課長	時見和久
教育長	穂園正幸	農委事務局長	松元昭二
会計管理者	岡留和幸	水道課長	本松健一郎
総務課長	上橋孝幸	教委管理課長	相星永悟
企画政策課長	渡邊正一	社会教育課長	宮本修一
商工観光課長	鎌田洋一	税務課長	川越龍一
町民課長	谷迫利弘		
環境政策課長	竹本忠行		
保健福祉課長	岩元貴幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	久保健一朗
次長	松元幸紀
議事係長	上床就路
庶務係主査	隈本紀代美

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、令和6年第2回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、草原正一議員及び3番、岡元修一議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（富重幸博議員） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から6月20日まで16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（富重幸博議員） 日程第3「諸般の報告」を行います。

それでは、5月21日に開催されました令和6年度町村議会議長・副議長研修会、及び5月25日に開催されました第22回関東大崎会懇親・交流の集いに出席いたしましたので報告をいたします。

まず、はじめに、令和6年度町村議会議長・副議長研修会が、東京国際フォーラムホールAを会場に、日本全国から約1,700人余りの参加者を得て、全国町村議会議長会の主催により開催され、本町からは、私と副議長、議会事務局長の3名が出席いたしました。研修会は、最初に、大正大学社会共生学部教授の江藤俊昭氏による「町村議会議員のなり手不足は住民自治の危機」と題した講演で、町村議会議員のなり手不足の危機について講演がありました。現在の町村議会の現状は、なり手不足問題だけではなく、高年齢、少ない女性議員といった特徴があることや、なり手不足の原因には3つの危機があるが、1つ目の要因については、増加する無投票、定数割れと潜在的ななり手不足、全国町村議会にとっての危機でもあります

が、2つ目の要因については、多様性を各議会では二元代表制の趣旨が損なわれる、これは町村にとっての危機と言えます。3つ目の要因については、度重なる無投票が地方自治の弱体化を招く、これは都道府県、国にとっても大きな危機となってまいります。そういうことが、議員のなり手不足の大きな要因とのことであります。

また、低額な議員報酬の改善は、なり手不足対策としては非常に重要であるが、新しい報酬額に見合う活動内容や活動量の裏付けをとらないまま増額に踏み切ってしまうと、住民からの不信感を招く。また、議員報酬引き上げの代わりに議員定数を減らす議論を行っている議会も散見されるが、両者は別の問題として議論されるべきであるとのことであります。

なお、定数を一度削減後に増加するということは不可能に近いことを踏まえ、慎重に議論しなくてはならないと結んであります。

次に、弁護士で、元流山市政策法務室長の帖佐直美氏の「ハラスメント、自治体議員が注意すべきポイント」と題した講演で、ジェンダー問題について、議会議員のためのハラスメントについてのものごさいました。

はじめに、ハラスメントとは、相手を傷つけるだけでなく、議員自身、ひいては議会全体の社会的信用を大きく損ねる行為だと述べられました。また、自治体議員に求められていることについては、選挙で選ばれて公職に就いているということは、良識の人であると住民が認めた人だということ。住民の模範として行動することが期待されている。また、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要であると述べられました。

最後に、慶應義塾大学法学部政治学科教授、谷口尚子氏の「将来の地方議会を担うのは誰」と題し、若者、女性、勤労者が参画する地方議会の実現について講演がありました。

1つ目は、多様な人材が立候補しやすい環境整備の推進として、議員職に関心を寄せる住民は一定程度存在するものの、コスト面、費用や時間などではありますが、リスク、落選、家族への迷惑などへの心配が大きいため、これらを乗り越えるための知恵や工夫、支援が必要であること。2つ目は、候補者への支援策として、議員職に関心を持つ人向けの研修、若者・女性候補者への支援が必要であること。3つ目は、議会の活動の在り方を変えるために、企業や組織で働く人が選挙、議会活動のために休暇を取ることに理解。議会、委員会の通年開催、休日夜間開催など、運営方法の柔軟化が必要であると述べられました。

終わりに、制度や仕組みの改革として、兼業、請負、兼職に関する制約の緩和、地方議員の報酬水準の引き上げ、年金制度への加入等を、議員のなり手不足解消対策として検討すること。多様な議員の参入障壁となる様々なハラスメントの防止、

相談窓口などの設置、議会の信頼性の向上が非常に重要であるとして講演を結びました。

今回の研修会に出席して多くの町村議会の課題や問題点について触れることができました。本町においても、議会の機能を十分に発揮し、議員間の活発な議論、町政の監視・評価や政策立案等、議員としての資質をさらに向上させることにより、議会の活性化が図られるのではないかと感じました。

次に、第22回関東大崎会懇親・交流の集いが、東京都銀座エタニティで開催されました。当日は、近畿大崎長会長をはじめ、鹿児島県東京事務所駐在員など来賓を含め70名の参加がございました。

総会では、北村会長の挨拶の後、中塚幹事長より会計報告などの説明があり、承認されました。その後、交流の集いでは、議会の活動や現状についての報告、今後町民に開かれた議会を目指していくことなどを伝えるとともに、会員の方々と親睦を深めることができました。

なお、議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（富重幸博議員） 日程第4「行政報告」を行います。

これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和6年第2回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

はじめに、企画政策課関係でございます。誘致企業である九州エキス株式会社について御報告いたします。令和2年1月に立地協定を締結しました九州エキス株式会社が事業撤退を決定したとの連絡を受けました。同社におかれましては、令和元年1月に設立され、これまで農畜産物を原材料としてエキス系調味料等の開発・製造等を行っておりました。しかしながら、コロナ禍の影響により、当初見込んだ製造能力を発揮できない状況が続き、今後の安定操業、業績回復が見通せないことから事業の撤退を決定されたとのことです。今後は、9月をめどに製造を終了し、その後、会社清算を行うと伺っておりますことを御報告いたします。

次に、定住促進策について御報告いたします。より一層の定住促進を図るため、4月22日に、鹿児島県宅地建物取引業界との間で2つの協定を締結いたしました。1つは、空き家バンクを利用した空き家等の媒介に関する協定、もう1つは、野方地区分譲地等の町有地売却の媒介に関する協定でございます。今回の協定は、町民のお住まいや財産に関するニーズにお応えしやすくなるものであり、民間の営業力

を活用することで町の定住促進を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共交通対策について御報告いたします。自動車運転免許のない高齢者等の移動手段を確保するため、6月3日から、お出かけタクシー利用助成事業に係る申請受付を開始いたしました。これに先立ち、5月2日に、株式会社野方タクシー及び有限会社大隅観光タクシーとの間で指定事業者としての協定を締結いたしました。また、タクシー利用の対象者が、直接窓口まで来庁できない場合や、御家族等による代理申請もできない場合の対応のため、町社会福祉協議会による代理申請協力に係る協定を締結いたしました。今回の協定締結により、行政と交通事業者、公的福祉機関の三者が連携することで、より一層の町民福祉向上につながるものと考えております。

次に、教育委員会管理課関係でございます。大崎中学校と台湾台北市の中学校との教育交流協定締結についてでございます。先般の台湾陸上協会との交流がきっかけとなりまして、今回、教育分野の交流に取り組むものでございます。去る5月8日に、台湾台北市立タートン高級中学校におきまして、台北市教育長と本町徳園教育長立ち会いのもと、両校の校長によりまして教育交流協定を締結いたしました。タートン高級中学校は、中学生約570名、高校生約1,700名を有する中高一貫校で、陸上部の強豪校であり、また、進学校でもあります。そして、国際交流が非常に活発な学校でありますことから、今後、学校教育における両校の教育交流事業に取り組み、異文化体験や国際交流を図ってまいりたいと考えております。

次に、農林振興課関係でございます。令和4年度から進めてまいりました農業公社設立に関する経緯と現在の状況について御報告いたします。令和4年の所信表明において、農業従事者の現状や高齢化など、大きな変化に直面する農業環境へ対応すべく、本町農業が持続可能な営農体系を確立するための核として農業公社の設立に向けた準備を進めると御説明させていただきました。このことに伴い、令和4年5月に、関係機関や農業関係団体等の代表者による設立準備委員会を設置し、設立に向けた協議を進めるとともに、関係機関の職員等による幹事会や作業部会による調査・検討を重ねてまいりました。関係の皆様御指導・御協力のもと、準備委員会において、令和4年12月に公社の基本的方向性を定めた基本計画を、令和5年8月には公社整備に向けた事務所整備や農業機械導入などを定めた整備計画を策定し、計画に沿った関係予算を議会において御審議、御可決いただいたことで、事務所整備や農業機械の導入も進めてまいりました。その後、法人登記や職員採用面接など、事業所設置に向けた諸手続を進め、今年3月にすべての準備行為が完了したことから、4月に一般財団法人大崎町農業公社として正式に供用を開始いたしました。現在、オペレーター3名を含む5名の職員が常勤し、農業機械、作業受託など

の業務をこなしておりますが、農業機械センターからの移行について目立った問題もなく、比較的円滑にスタートできたかと思っております。

しかしながら、公社設立の目的の1つは、本町の農業が持続可能であるための新たな担い手確保の基盤としての組織と位置付けておりますことから、今後も公社を中心に、新規就農研修事業や事業承継事業を推進し、新たな担い手を確保できるよう、関係機関と連携し、一層の努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これで、行政報告は終わりました。

ここで、中山美幸議員から、令和4年12月9日の会議における発言について、発言の訂正の申出がございました。その部分を取り消したいとの内容でございます。会議規則第64条の規定を準用し、議長において許可します。

○10番（中山美幸議員） ありがとうございます。

令和4年一般会計補正予算審査特別委員会の中で、大崎町衛生自治会への町補助金1,786万2,000円の審査中の休憩中における、大崎町衛生自治会会計処理について不適切な発言があったことが、令和6年4月25日にわかりました。この発言を取り消し、関係の皆様には謝罪とお詫びを申し上げます。

よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第5 報告第1号 令和5年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（富重幸博議員） 次に、日程第5、報告第1号「令和5年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法施行令146条第2項の規定に基づき、令和5年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

これは、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第8号）で議決をいただいております繰越明許費のほか、令和6年3月31日付けで専決処分いたしました一般会計補正予算（第9号）における繰越明許費のシステム改修事業など、11の事業に係るものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたしますので、繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

この報告第1号は、令和5年度一般会計補正予算で議決をいただきました繰越明

許費について、令和5年度内に事業の全部が完了しないため、令和6年度に繰り越すことを報告するものでございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費のシステム改修事業、及び項3戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備事業は、戸籍や住民票などの記録事項に氏名の振り仮名を追加する関係法令が改正されたことによるシステム改修事業でございますが、いずれも国のシステム仕様の開示が遅れたことにより事業が完了できなかったため繰り越すものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費の住民税均等割のみ課税世帯への給付事業、及び項2児童福祉費の低所得者の子育て世帯への加算事業は、国の総合経済対策による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係る給付金等でございますが、給付に要する期間が短く、年度内に事業完了できなかったため繰り越すものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。新型コロナウイルス対策につきましては、本年3月末で全額公費でのワクチン接種が終了したことに伴い、未使用ワクチンを4月以降に処分する必要があるため、費用の一部を翌年度へ繰り越すものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、農地耕作町改善事業、病虫害対策型でございます。病虫害の活性予防や蔓延防止のために行う土層改良や排水対策等に対して助成する事業でございますが、作付面積の大きな耕作者等につきましては、年度内にこの作業を完了できないため繰り越すものでございます。

次の、農地耕作条件改善事業でございますが、こちらは神領池尻地区における樋門新設工事でございますが、天候不順等により工事が遅延しており、年度内事業完了できないため繰り越すものでございます。

次の、畜産クラスター事業は、野方地区において建設中の畜産施設の整備費を助成する事業でございますが、資材調達等に遅れが生じたことから年度内に事業を完了できなかったため繰り越すものでございます。

款9教育費、項4社会教育費の立小野ふれあい館解体等事業でございますが、天候不順等により工事が遅延し、年度内に事業を完了できなかったため繰り越すものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費の林道災害復旧事業でございますが、天候不順等により工事が遅延し、年度内に事業を完了できなかったため繰り越すものでございます。

次の、農林水産施設災害復旧事業でございますが、国の災害査定に期間を要し、事業進捗に遅れが生じたため、翌年度へ繰り越し、実施するものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（令和5年度大崎町一般会計補正予算（第9号））

○議長（富重幸博議員） 日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎町一般会計補正予算（第9号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。令和5年度大崎町一般会計補正予算（第9号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額に2億8,371万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億2,307万6,000円にするものでございます。

補正の内容は、地方消費税交付金、国・県支出金、繰入金及び寄附金等が確定したことによる財源調整及びふるさと応援基金等の基金積立金が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。今回の補正予算は、事業実施に係る国・県支出金や交付金等の確定に伴う財源変更が主なものでございますので、それ以外の主なものについて御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、補正予算書の15ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費、節24積立金は、今後の公共施設整備等に備えるための施設整備事業基金積立金1億8,000万円でございます。目10企画費は、合計で4,004万8,000円の減でございますが、主なものは企業版ふるさと納税の実績に伴い、企業版ふるさと納税委託料と大崎町SDGs推進協議会負担金を減額するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で651万4,000円の減でございますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事業実績に基づくものでございます。

16ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、合計で861万8,000円の減でございますが、これは、児童の福祉の増進を図るための特別保育事業や、子育て世帯への経済的負担軽減対策である保育所利用者負担金無償化給付費を実績の伴い減額するものが主なものでございます。目3新型コロ

ナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金93万円の減は、保育所等給食支援事業補助金を実績の伴い減額するものでございます。

17ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目4健康増進費は、合計で72万8,000円の減でございますが、説明欄にございます、がん患者ウイッグ購入費助成金及び若年末期がん患者療養支援事業費の実績に伴う減でございます。

18ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項2林業費、目1林業振興費は、合計で1,000円の減でございます。これは、森林環境譲与税を活用した事業の執行実績に伴う事業費の調整が主なものでございます。

19ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費は、合計で1億6,650万6,000円の増でございます。補正内容は、ふるさと納税寄附金及びふるさと納税促進事業の実績に伴う調整でございます。

20ページをお願いいたします。款7土木費、項5住宅費、目3特定優良賃貸住宅管理費、節24積立金111万6,000円の減は、事業費の確定に伴う地域優良賃貸住宅基金積立金でございます。

次に歳入について御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

款2地方譲与税から、次の9ページの、款10地方特例交付金までは、譲与税や交付金の額が確定したことに伴い補正するものでございます。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税2億7,559万3,000円の増は、交付確定に伴う普通交付税を増額するものでございます。

10ページをお願いいたします。款14使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料261万2,000円の減は、公営住宅、町営住宅及び地域優良賃貸住宅の使用料を、入退去等の実績に伴い補正するものでございます。

款15国庫支出金から、13ページの款16県支出金までは、それぞれ説明欄に記載してございます負担金や補助金などを、事業費の確定や国・県の決定に基づきそれぞれ増減するものでございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金1億3,089万8,000円の増は、ふるさと納税寄附金と企業版ふるさと納税寄附金を実績に伴い補正するものでございます。なお、ふるさと納税の実績でございますが、寄附金額は44億6,650万6,100円でございます。また、企業版ふるさと納税でございますが、11の企業から6,439万2,800円の寄附をいただいております。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億1,100万円の減は、財源の調整でございます。目3人材育成基金繰入金12万円の減、及び目4ふるさと応援基金繰入金2,493万円の減は、それぞれ事業実績に基づき繰入金

を減額するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わりました。次に繰越明許費補正について御説明いたしますので、5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正変更でございます。いずれも、一般会計補正予算（第8号）で議決をいただいております繰越明許費でございますが、事業費の確定見込みにより、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） ちょっとお示しをいただきたい部分がございます、13ページ、歳入、款18寄附金、目1一般寄附金の中のふるさと納税寄附金のところ、企業版ふるさと納税寄附金は当初予算は5,000万円から減額をされまして、減額部分が3,560万8,000円の減額、関連しまして15ページの歳出の部分、総務費の中で目10企画費、節18負担金及び交付金、大崎町SDGs推進協議会負担金が当初予算では4,000万円、それが2,773万4,000円の減額、これは当初予算を審議のときに4,000万円の算定根拠について問うたところ、合作株式会社が得た企業版ふるさと納税の金額に対して80%ということが説明されたと記憶しているんですが、そうしますと、節12委託料、企業版ふるさと納税委託料712万1,000円の減額を推測すると、先ほど説明あった企業版ふるさと納税の金額が若干この説明とは異なる部分が出てくるのではないかと思ったんですが、いかがなものなのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今の御質問につきましては、担当課長のほうで答弁をいたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） まず、13ページの款18寄附金の企業版ふるさと納税寄附金の部分でございます。御質問にございましたけれども、令和5年度予算額につきましてはの部分でございますが、当初予算で1億円見ておりました。今回の補正額ということで3,560万8,000円の減額をお願いをしておりますが、補正後の減額といたしまして6,439万2,000円を専決でお願いするところでございます。

なお、寄附金実績につきましては、先ほど総務課長から御説明がありましたとおり、6,439万2,800円という11社からの企業実績がございました。

歳出の部分でございますが、それに伴いまして、15ページでございます、寄附金の8割を、80%を節18負担金、補助及び交付金、SDGs推進協議会負担金に反映させてございますので、補正額2,773万4,000円の減額というところでお願いをしているところでございます。

同じく、節12委託料も、町からこちらにつきましても、合作株式会社にもふるさと納税獲得のための委託としてお願いをしている部分でございますが、同様に20%の割合で補正額をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 説明は了解しました。若干勘違いをしていたようで、私は6年度の新年度予算に比べての比較をしておりました。5年度の補正ですね。その点についてはお詫びを申し上げます。

そうしますと、昨年同様のふるさと納税の寄附金が期待できるということなのか。この予算については支出財源は企業版ふるさと納税、両方ともそうだったと理解しているんですが、そうした場合にSDGs推進協議会が現在事業として行われておりますおむつのリサイクル事業といったところの支出、そういったところに対してどのような影響が出てくるのかということと、また、今後、ふるさと納税寄附金の伸びが滞った場合、減額になった場合、そうしたときのSDGs推進協議会の事業予算を一般財源から持ち出すことということが考えられるのではないかと私は予測したんですが。そうしますと、負担となるということは一般財源の町民の納税からということになってきますと、住民福祉に影響が出てくるのではないかと考えるわけですが、その点についてお示しをください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきまして、担当課長のほうから答弁いたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） 企業版ふるさと納税が今後懸念されるのではないかと、またはそれに伴う事業の進捗状況、効果、住民への懸念、そういったところの御質問だったかと思っておりますが、令和5年度の寄附実績をもとに、先ほど答弁いたしましたように、80%の割合で協議会のほうに資金を支出してございます。その中で幾つか取り組んでいる事業としまして、御質問にありましたように紙おむつの水平リサイクルの事業がございまして、協議会の全体事業、決算状況はまだ確定はしていない部分でございまして、ここの部分にも事業として活用しておりますので、そういった取組の中で、最近では水平リサイクルに取り組んだ成果といたしまして店頭販売までいったというのがございましたので、そういったところも1つ大きな成果ではなかったかなというふうに捉えております。

それから、寄附金がもし滞った場合の懸念点の部分でございまして、これにつきましては、企業版ふるさと納税という性質から、1社当たりの寄附金額の大小が年度間でかなり大きいという状況がございまして、ですので、我々としても安定財源という意味では決して捉えていないので、それは御質問にあったように、大変心配している、何とかここを安定して獲得していきたい、そのようには考えております。

ただ、寄附金が滞った場合に、事業がなかなかできないのではというのがございますので、そこについては私たちも重々承知している部分でございますので、停滞を招かないように営業活動に対して、協議会に働きかけながら、その重要度をお互いに協議しながら進めていきたいと思っております。

それから、もし寄附金がなかった場合と申しましょうか、仮定の場合ですが、今のところ、一般財源の投入は考えてございませんので、決してそのようにならないように精進してまいると、このように考えております。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 今、担当課長のほうから答弁をいただきまして、一般財源のほうからの繰り出しというようなことは考えていないということでしたので、安心いたしました。しかし、将来的には、やはり企業版ふるさと納税の点についても、別なふるさと納税についても、これは会社のそういった裁量によって変化してくるものだというふうに理解できると思います。そういったことも考えながらですね事業も進めていただきたいというふうに思いますし、特に紙おむつの部分については、環境省が1億円余りの助成金をいただきながら事業をやっていたということが先般の議会の研修の折にありました。そうしたことが今後の大崎町の負担に関わってくる可能性が大ではないのかなというふうに思いますので、そこは十分注意をしていただいて、担当課もそうでしょうけども、住民環境課のほうでもここら辺は十分注意をしていただかないと非常に後持って住民福祉に影響を与えてくる、予算措置に影響を与えてくる部分であろうと思っておりますので、十分注意をしていただいて、先ほど課長のほうから答弁がありましたように、当分の間は一般会計からの持ち出しはしないという確約をいただきましたので安心しましたけども、そういった努力を続けていただくように要望申し上げます。

○4番（鷲東慎一議員） 今の同僚議員の質問に関連するんですが、同じところなんです。企業版ふるさと納税の部分ですね。一般財源から出さないということで、これについては過去3年、急激に収益が落ちているというのは前に御指摘したんですが、私も危惧している部分なんです。行政側として企業版ふるさと納税の収益に対するレッドライン、ここまでいったらちょっとSDGs協議会の運営が回らないよという、多分ある程度の数字は出していると思うんですけども、そのレッドラインはどういうふうに考えていらっしゃるのかという部分と、一般財源からの補填はないということだったんですが、これはふるさと納税からの補填とか、そのあたりはまさか考えていないですね。2点お聞きします。

○企画政策課長（渡邊正一君） 企業版ふるさと納税寄附金につきましての収入に対するレッドラインはどうかというような御質問だったかと思っております。現時点で、金額

が実際幾らということは想定はしていないんですが、最低限見積もっているのが、協議会の事業を推進するに当たってのスタッフの人件費部分です。あとは、固定費と申しましょうか、最低限、事業を進めなければならない固定経費的なもの、義務的経費なもの、こういったものについては何とか確保しなければならないという考えでございます。

以上でございます。

○4番（鷲東慎一議員） その金額は幾らぐらいを大体見ていらっしゃるのか。大体の数字はわかると思いますけど、何人ぐらいのスタッフ、これぐらい固定費がかかっているというのはわかると思うんですけど。

それと、ふるさと納税をまさか入れませんよねということ、もし、立ち行かなくなったら場合、一般財源。

○企画政策課長（渡邊正一君） 具体的な金額の部分でございますが、正確に幾ら、幾らという算出はできないんですが、おおよその金額で申し上げますと、大体3,000万円ぐらいと私どもは捉えております。

それともう1つですが、ふるさと納税からの流用については考えておりません。あくまでも企業版ふるさと納税からの捻出ということで考えております。

以上でございます。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎町一般会計補正予算（第9号））」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大崎町一般会計補正予算（第9号）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（富重幸博議員） 日程第7、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法等の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、個人町民税の定額減税の導入、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設に伴う改正でございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和6年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（川越龍一君） それでは、大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、上位法の地方税法等の一部改正により、個人住民税では令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例と、個人住民税の所得割に係る定額減税の新設と、肉用牛の免税の特例の延長に伴う改正、固定資産税では特例措置の新設及び改正が主なものであり、それと併せ、規定の適正化を図るための整備を行うものでございます。

また、今回の改正の中で、「によって」を「により」に改める改正や、「においては」を「には」に改める改正等、表現の改正が度々出てまいりますが、これは、上位法の地方税法の書きぶりとは併せ、規定の適正化を図るための改正でございますのであらかじめ御承知おきください。

なお、この条例の施行日は、原則、令和6年4月1日でございますが、一部、施行日が異なる条項がございますので、異なる場合は、その都度、説明いたします。

それでは、条例案と併せて配付してございます新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表を御覧ください。アンダーライン部分が、今回の改正箇所です。

ございます。

1 ページを御覧ください。条例第 20 条は、延滞金の計算の基礎となる日数についての規定でございますが、規定の適正化のためにアンダーライン部分を改正するものでございます。

次に、1 ページ中段から 4 ページ中段ごろに記載してございます第 34 条の 7 は個人の住民税の寄附金控除についての規定でございますが、国が示す、民間も公的役割を担う社会の実現のため、公益信託制度が改正されたことに伴い、地方税法が改正され、個人の住民税の寄附金税額控除の対象範囲が拡大されたものでございます。この改正により、その対象と範囲が、公益目的の達成のために直接必要である信託事務に係る寄附だけではなく、間接的に必要である信託事務に係る寄附も、寄附金控除の対象となることに合わせ、現行の制度では信託財産が事実上、金銭に限定されているものを、財産の種類を限定せず多様な公益目的事業を行うことが可能になるよう拡大されたものでございます。このことによる、1 ページの第 1 項本文と、2 ページの第 1 項第 1 号の寄附金に続き文言の整理と、3 ページの第 1 項第 1 号ケを、公益信託に関する法律の改正に合わせて追加するものでございます。

続く第 2 号は、規定の適正化のための改正でございます。この条項の施行日は、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の 1 月 1 日施行でございます。

次に、4 ページ中段から 5 ページ上段にかけての第 50 号は、法人町民税の修正申告による所得税額に係る延滞金の対象期間についての規定でございますが、規定の適正化のために、5 ページ 1 行目の第 48 条の前に、例を追加するものでございます。

次に、5 ページ中段から 6 ページ中段にかけての第 51 条は、第 1 項第 1 号から第 5 号まで、町民税の減免可能な対象が規定されておりますが、規定の適正化のために、第 5 号の法律番号を削除し、「並び」にを「及び」に改めるものでございます。

続く第 2 号は、減免を受けようとする者が納付期限までに申請書を提出しなければならない旨の規定ですが、そこに明らかに減免の必要がある場合は職権による減免を可能にする規定が追加されたものでございます。

次に、6 ページ中段から 7 ページにかけての第 56 条ですが、固定資産税の減免を受けようとする者が提出する申告書に記載が必要な事項が規定されておりますが、私立学校法の改正により固定資産税の非課税の範囲が規定されている条項が移行したことによる条ずれに対応するための改正でございます。この条項の施行日は、令和 7 年 4 月 1 日施行でございます。

次に、7 ページ下段から 8 ページにかけての第 71 条は、第 1 項に固定資産税の

減免を行える場合が、第2項には申請書の添付が必要な書類について、第1号から第5号までに規定されておりますが、このうち、第2項に明らかに減免事項に該当する場合は職権での減免を可能とする規定が追加され、第2項第5号には、規定の適正化のために、第3号の前に前項が追加されたものでございます。

次に、8ページ中段の第131条から、9ページの第139条の3までにつきましては特別土地保有税についての規定ですが、規定の適正化のため、アンダーライン部分を改正するものでございますが、9ページの第139条の3、第2項には、特別土地保有税の減免について職権で行える旨の規定が追加されたものでございます。

次に、9ページの最下段から10ページ上段の附則第3条の2につきましては、規定の適正化のためにアンダーライン部分を削除するものでございます。

次に、10ページ中段の附則第3条の3の2につきましては、みなし譲渡所得課税非課税の対象として、国税庁長官の承認を受けた公益法人が承認を取り消された場合の譲渡所得の特例についての規定ですが、上位法の公益信託に関する法律の改正により削除するものでございます。この条項の施行日は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行でございます。

次に、10ページ最下段から12ページ中段にかけての附則第5条の2、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例については、今回、新たに追加された特例ですが、令和6年1月1日に発生した災害の損失は、本来、令和6年分の町県民税の計算に反映されますが、11ページの第1項には、災害発生の前年の令和5年分の町県民税への適用を可能とし、その対象者は令和6年能登半島地震により住宅や家財等に損害が生じた方で、令和6年度の個人の町県民税の納税通知書が届く前に申告書を提出された方であることが規定され、第2項には、対象となる資産は、資産の所有者が納税義務者または納税義務者と生計を一にする配偶者や親族で、その年の総所得金額等の合計額が48万円以下の者であることが規定され、12ページの第3項には、申請書に記載が必要な事項が規定されております。

次に、12ページ中段の附則第5条の2の2は、先ほどの能登半島地震の特例が地方税法附則に追加されたことによる条ずれに対応するための改正でございます。

次に、12ページ下段の附則第5条の5から、23ページの附則第5条の8までは、個人の町民税の所得割の定額減税措置に係る関係条項の追加でございます。

12ページ下段の附則第5条の5には、定額減税の対象となる前年の合計所得金額が1,805万円以下の者について、現行の税額控除を行った後の所得割の額から、6年度分に限り、本人分1万円と、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合には1名につき1万円を控除する旨が規定されております。

次に、13ページ中段の附則第5条の5、第2項には、ふるさと納税における特例控除の控除限度額及び公的年金等の所得に係る仮特別徴収税額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額につきましては、定額減税前の所得割の額とするための規定でございます。

次に、13ページ下段から16ページ下段までの附則第5条の6、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例は、個人著民税の普通徴収の納税通知書に記載すべき各納期の納付額について、令和6年度分の個人の町民税分に限り、令和6年6月の第1期から定額減税を行い、なお、控除しきれない金額はそれ以後、令和6年度中に普通徴収すべき税額、2期から4期の控除前の税額から順次控除し、控除後の金額を各期の納付金額として記載することを特例として定めております。第1号から第4号に、それぞれ第1期から第4期について規定されております。

次に、16ページを御覧ください。中段の附則第5条の6、第2号についてでございますが、第1項の特例は、年度途中に特別徴収から普通徴収に変更された場合には適用せず、従来どおりの徴収方法となることが規定されております。

次に、16ページ下段から23ページ中段までの附則第5条の7は、個人の町民税を年金徴収の方法により納税されている方に対する定額減税に係る特例で、その方法が規定されておりますが、年金特徴の場合は定額減税前の免税額を基に算出した令和6年10月分の特別徴収額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月以降の特別徴収額から順次控除し、徴収をしますが、4月、6月、8月の仮特別徴収税額からは控除をしない。ただし、令和6年度分の個人町民税において、初めて年金特徴となる場合は、令和6年10月から特別徴収が開始されることとなるため、令和6年6月分の普通徴収額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年8月分の普通徴収から控除し、さらに、控除しきれない場合は令和6年10月分以降の特別徴収額から順次控除することが規定されております。

次に、23ページを御覧ください。中段にあります附則第5条の8につきましては、令和7年度分の個人町民税の定額減税に係る規定でございます。個人の町民税の定額減税は、原則、令和6年度分に限るものとされておりますが、一部、令和7年度での対応をしようとするものがございます。それは、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超えているため、その者の配偶者の合計所得金額が48万円以下であっても、控除対象配偶者とならない配偶者分に対する定額減税でございます。合計所得金額が48万円以下の配偶者であれば、定額減税の対象となりますが、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超えていると控除対象配偶者とならないため、令和6年度分では納税義務者からの申告がない限り、補足ができないため、令和6年度分の個人町民税においてすべての対象者を把握し、定額

減税を行うことは実務上困難でございます。このため、令和6年度分の源泉徴収票、給与支払い報告書等には、これらの配偶者の情報を記載することとし、この情報を活用することで、控除対象配偶者以外で定額減税の対象となる配偶者分の定額減税は、令和7年度分に限り、個人住民税から行うこととされたものであり、その方法は、本人や扶養家族と同様に、現行の税額控除を行った後の所得割の額から控除することが規定されております。

次に、23ページ最下段から24ページ下段までの附則第6条、肉用牛の売却に係る事業取得に係る町民税の課税の特例についてでございますが、定額減税の額の算定に用いる所得割の額について、肉用牛の売却による事業所得の免税後の額とするための技術的な読み替え規定でございます。

次に、24ページ下段から26ページ上段にあります附則第8条の2についてでございますが、ここには固定資産税の課税標準に係る特例が規定されております。

24ページ下段の改正案の第12項には、地方税法附則第15条関係の一部改正により、再生可能エネルギー発電施設に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電施設について、課税標準の割合を定める特例が新設されたものでございます。

次の25ページの改正案第15項から第17項は、先ほどの第12項が新設されたことによる条ずれに伴う規定の整備であり、現行の第17項は、特定事業所内保育施設に対する課税標準の特例が廃止されたことに伴う削除、次の第18項は、先ほどの第17条が削除されたことによる条ずれに伴う規定の整備であり、次の現行の第19項は、既に特例が廃止されていることに伴う規定のために削除するものでございます。

次に、26ページの改正案の第19項から第21項につきましては、現行の第19項が削除されたことによる条ずれに伴う規定の整備でございます。

次に、26ページを御覧ください。中段の附則第8条の3のうち、第3項につきましては、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税額の減額措置における申告の見直しに伴う、追加された規定でございます。現行制度での新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税額の減額措置については、その認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日に属する年の1月31日までに、その所有者から必要書類を添付して申告書の提出があった場合に限り適用するものとされているため、分譲マンション等の区分所有に係る住宅の場合、区分所有者それぞれからの申告書の提出が必要でありましたが、今回の改正により、区分所有者ではなくマンションの管理組合の管理者、またはマンションの管理組合法人の理事が一括して申告書の提出を行った場合でも減額措置を適用できることとされたもので

ございます。

以下、第4号から、29ページの第14号までは、上位法の改正による条ずれに伴う規定の整備でございます。

次に、29ページを御覧ください。附則第9条から、34ページの附則第13条の2までにつきましては、現行の土地に係る固定資産税の下落修正や負担調整措置及び特別土地保有税の特例が、3年間延長されたことによる改正でございます。

29ページの附則第9条には、固定資産税の特例に関する用語の意義が定義され、次の附則第9条の2には、令和7年度または令和8年度における土地の評価額の据え置き年度に係る下落修正措置の特例が規定され、30ページから33ページの附則第10条には、令和6年度から令和8年度までの宅地・商業地・農地に係る負担調整措置の特例が規定され、33ページ最下段から34ページの附則第13条の2には、負担調整措置の延長に伴い、特別土地保有税の課税の特例も、併せて3年間延長されることが規定されております。

次に、34ページ最下段から35ページ中段の附則第13条の2の2は、規定の適正化のため、第2項中のアンダーライン部分を改正するものでございます。

次の、附則第14条の3から、39ページ第17条の2の4につきましては、個人住民税の定額減税の規定の創設に伴う読み替え規定であり、定額減税の対象となる所得割の額は、上場株式等の配当所得や土地または一般株式等の譲渡取得に基づく所得割、租税条約実施特例法及び外国居住者等所得相互免除法の規定により課税されることとなった所得割の額も含んだ額となるよう読み替える規定が追加されたところであります。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わります。次に、施行期日等について御説明いたしますので、条例案の13ページの附則を御覧ください。13ページ中段頃の第1条、施行期日でございますが、先ほど説明したとおりでございます。

次に、経過措置といたしまして、第2条は町民税に関するもの、第3条は固定資産税に関するものを定めております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（富重幸博議員） 日程第8、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるものでございます。改正の内容は、国民健康保険税の係る課税限度額の引き上げと、低所得者に係る軽減措置の拡充でございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和6年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（川越龍一君） それでは、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税限度額が、現行の22万円から2万円引き上げられ24万円に改正され、同時に、現在の経済上動向を踏まえ、低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、5割軽減と2割軽減の軽減判定の所得割計算に係る被保険者及び特定同一世帯所属者1人についての加算額の引き上げによる対象幅の拡充が行われたものでございます。

なお、7割軽減については、今回改正はなく、現行のとおりでございます。

それでは、条例案の次にあります新旧対照表で改正箇所の説明をいたしますので、新旧対照表を御覧ください。アンダーライン部分が、今回の改正箇所でございます。

1ページを御覧ください。第2条課税額の第3項は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額についての規定でございますが、現行の22万円が24万円に改正されたものでございます。

なお、第2項には基礎課税額の限度額65万円が、第4項には介護納付金課税額の限度額17万円が規定されておりますが、今回の改正はございません。

次に、1ページから5ページにかけての第23条国民健康保険税の減額についてでございますが、この条には、低所得者に係る軽減措置である均等割額、平等割額の7割、5割、2割の軽減について、その計算方法、具体的な軽減額が規定されております。

はじめに、1ページの第23条、第1項本文には、国民健康保険税は基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算額とし、軽減の対象の場合でそれぞれの軽減後の税額が限度額を超える場合は、限度額を上限とし合算することが規定されておりますが、括弧内にそれぞれの限度額が規定されております。このうち、後期高齢者支援金等課税額の限度額を、現行の22万円から24万円に改めるものでございます。

次に、2ページを御覧ください。2ページから5ページにかけてでございますが、2ページの第23条、第1項、第1号には7割軽減について、2ページから3ページ中段にかけての第2号には5割軽減について、3ページの中段から5ページにかけての第3項には2割軽減について、それぞれ所得判定に用いる取得上限の算定方法と具体的な軽減金額が、それぞれ種別ごとに規定されております。

2ページに戻りますが、上段の第1号の7割軽減でございますが、加算額はなく、今回、改正はございませんので省略してございます。

次に、第2号の5割軽減についてですが、加算額を現行の29万円から29万5,000円に改めるものでございます。

次に、3ページの第3号には2割軽減についての規定がされておりますが、加算額を現行の53万5,000円から54万5,000円に改めるものでございます。

以上で、新旧対照表の説明を終わりました。次に、今回の改正による施行期日等について説明いたしますので、条例案を御覧ください。

条例案の附則でございます。附則の第1項、施行期日でございますが、この条例は、令和6年4月1日施行でございます。第2項には、改正前、改正後のそれぞれの適用区分について規定するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につ

いて)

○議長（富重幸博議員） 日程第9、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、水道法の一部改正に伴いまして、大崎町水道事業給水条例の一部を改正するものであります。改正内容は、水道行政の整備業務が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴い、条文を整備するものでございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和6年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正につきましては、町長からもありましたとおり、水道法の改正に伴いまして水道行政の整備業務が厚生労働省から国土交通省に一元化されることに伴いまして改正をするものでございます。

新旧対照表を1枚つけてございますので、そちらの方を見ていただきたいと思います。

ここに至った経緯を簡単に説明いたします。国におきましては、水道整備等管理行政の機能強化に向けた法律の見直しを行いまして、社会資本の総合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤強化の観点から、厚生労働省から国土交通省に移管することで下水道を含めた災害対応の強化、ほかの社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等の促進を可能とするために行われたものでございます。

新旧対照表のほうにアンダーラインが引いてございます。厚生労働省から国土交通省のほうに一部改正をするものでございます。

最後に、条例案に戻っていただきまして、下段でございます、附則でございまして、この条例につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について）」、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

（損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（富重幸博議員） 日程第10、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、水道課職員が関係する交通事故について示談が成立し、損害賠償の額を定め、賠償することを、地方自治法第179条第1項の規定に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたしますので、添付しております示談書を御覧ください。

事故発生日時は、令和6年3月4日午後1時9分頃でございます。当該事故は仮宿簡易郵便局前交差点で発生したものでございます。公用車を運転していた職員は、水道課の高田利郎。相手方は、株式会社都食品、代表取締役、吉留武志さんでございます。

事故の原因、状況でございますが、当日は公用車で野方方面へ向かうため、県道大崎輝北線を走行していたところ、仮宿簡易郵便局前交差点へ赤信号で進入し、その際、青信号で進入した普通乗用車と接触したものでございます。事故の責任割合は、今回の事故の原因が当該職員の注意散漫及び確認不足から起こったことでありますので、示談内容のとおり、職員が100%の過失があるという内容で示談が成立いたしましたので、示談書のとおり、損害賠償の額を39万4,990円と定め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、報告するものでございます。

なお、本町職員に対しましては、これまでも志布志地区安全運転管理協議会が実施するグッドドライバーズコンテストへの参加を促すなど、安全運転意識の高揚を図ってまいりましたが、本年度からは、さらに鹿児島県自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書の提出を求め、交通ルールの厳守及び車を運転する際の注意喚起の徹底を図ることといたしました。

以上で、説明を終わります。

- 議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 10番（中山美幸議員） 以前、こういった事故があった場合に、今、総務課長のほうから話がありましたように、運転経歴証明書を職員から聴取すべきだということを私は前、提案していると思うんですが、そのことが日頃、行われていなかったような気がするんですね。特に新入職員の場合、現在までの運転経歴証明書も取得すべきだと、職員全体のモラルを上げるために、以前、私はこの提案もしたと思っっているんですが、それは実行されていないということで、事故があった場合のみ提出を求めているのか、その点についてお示しをください。
- 総務課長（上橋孝幸君） 確かに、以前、中山議員から運転記録証明書を年に1回は提出するべきではないかというような御意見があったと記憶しております。

先ほど説明させていただきましたように、本年度からは全職員の運転記録証明書の提出を義務づけているところでございますが、これ以前の対応につきましては、志布志地区安全運転管理協会が、毎年、グッドドライバーズコンテストという事業を実施しております。それに参加することによって、期間終了後に運転記録証明書が送付されるということになっておりますので、職員に対しましてはなるべくグッドドライバーズコンテストに参加して、自らの命、あるいは相手方の生命、財産を

守るために運転意識の向上を図っていこうということで意識づけのために職員には、強制ではありませんでしたけれども、総務課が管轄ですので強く要望はしております。しかしながら、全職員に対して提出は求めていなかったもので、今回、このような重大な事故が発生したことを受けまして、全職員に対して提出を求めているという状況でございます。

以上です。

- 10番（中山美幸議員） 今、総務課長の答弁で了解でございます。やはりですね増していますので、そういったことは確実に実行していただきたいと。今回は物損で済んでいますのでよろしいですけれども、これが人身であったりといったことにつながりますと、また、当事者も非常に大変だと思いますし、本町のほうでも、幾ら保険が入ったにしても、やはり損害についていろんな面で苦勞するかと思いますので、是非、提案しましたことは実行していただくようお願いといたしましうか、重ねて要望申し上げておきますのでよろしく願いいたします。
- 9番（吉原信雄議員） 勤務中とはいえ信号無視ですよ、これは。今からもこういう事例があった場合は同じようなことをされるんですか、町長。この辺をお願いいたします。
- 町長（東 靖弘君） こういった事故等につきましては、当然、管理者として処分していくこと、損害賠償が今回、発生しておりますけれども、損害賠償等についてはこういった形での議会への承認をお願いする形になりますが、さっき出ましたように、交通事故はいつ、どこで起こるか分からない状況でありますので、ちゃんとそういった講習会の参加や運転記録証明書といったことをしっかりととりながら、職員に対しては公務中の事故、私的な運転の事故でもありますが、細心の注意を払っていくようにそういった指導は十分やっていきたいと思ひます。
- 9番（吉原信雄議員） 私が言っているのは今後はどうされるのかということなんですよ、もし、同じような例があった場合ですよ。
- 町長（東 靖弘君） 事故が発生しないようにということは、管理者として当然、職員をまとめていくことになりますけれども、事故が発生して、その事故の度合いに応じて損害賠償が発生するものについては、こういう形での損害賠償を定めることがあります、そういったものがない場合であっても懲戒処分の対象となるというものがありますので、そういった法的な規制も含めながら対応してまいります。
- 2番（草原正和議員） 今回の事故、物損事故ということですが、本町の職員と会社名も出ておりますが、町の行事とかにも大分携わっていたりする業種ですけれども、痛みが少しあるけどやっぱり気にされて我慢をしているというような事実はなかったでしょうか。もう、全然、痛み、けが、全くないという、お互いにですね、

どちらにしても内容を気にして言えないというようなことはなかったでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

事故当日は、当然、管理者である総務課と、あと警察にも当然ながら連絡をして、警察立ち会いのもと、今、御質問がありましたように、人身事故にならないか、体の具合はどうですかということで、相手方さんにも確認をされて、当日は特段、問題はなかったですけれども、後日になってどこか体に異変を感じる、支障が出たとか、そういう場合もありますので、そういったことがないかということは確認はしておりますが、今のところ、被害者の方から人身に関する痛みとか不調なところがあるとかそういう報告は受けてはおりません。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）」、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）」は承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第11 議案第24号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（富重幸博議員） 日程第11、議案第24号「損害賠償の額を定めることにつ

いて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本件は、曾於地区森林組合が国の補助事業を活用して実施した森林整備について、本町職員の不適切な事務処理によって、曾於地区森林組合に対し国への補助金返還義務が生じたことから、本町が曾於地区森林組合に損害賠償を行うものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○農林振興課長（上野明仁君） それでは、説明をさせていただきます。

まず、損害賠償の相手方につきましては、志布志市有明町野上3687番地1、曾於地区森林組合、代表理事組合長、栢山博氏でございます。

続きまして、損害賠償の概要についてですが、補助金返還に伴い損害賠償が発生する箇所は、曾於地区森林組合が、令和2年度補正ふるさとの森生産性強化対策事業で令和3年度に間伐の森林整備を実施した補助事業の箇所でございます。補助事業の要件といたしまして、補助事業完了の翌年度から5年間は、間伐などに制限がございます。令和5年7月26日に、民間の林業経営体から伐採及び伐採後の造林の届出書があり、補助事業の施業履歴確認を曾於地区へ確認を行ったところ、施業履歴確認表に令和3年度にふるさとの森生産性強化対策事業の補助事業が実施されたことの記載がございました。本来であれば、令和8年度までは間伐できない旨を林業経営体に連絡すべきでありましたが、施業履歴確認表の確認不足があったため、令和5年8月4日に伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書を林業経営体に送付いたしました。

その後、林業経営体が当該補助事業箇所の間伐を行ったため、曾於地区森林組合に対し国への補助金の返還義務が生じ、補助金返還に伴う損害賠償の事案となりました。

損害賠償の額につきましては、国から補助金20万4,400円が交付されておりましたので、今回の事案により曾於地区森林組合が国へ補助金返還を行いました。したがって、大崎町は、本件の損害賠償として曾於地区森林組合に対し20万4,400円を賠償するものでございます。

今後の改善策といたしまして、担当者用のチェックリストを作成し、補助事業の有無について係全員で確認することといたしました。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 内容については理解できました。ところが、この事業の支援をしたのは森林組合であって、その横のつながり、森林組合と行政とのつながりが不十分であったと私は理解しておりますし、また、20万4,000円については、もう既に私の調査によると、今日説明があったんですが、その以前の調査によると、森林組合が負担をしていたということを確認しておりますが、もし、本議会でこれが否決になった場合、どうされるつもりだったのかなど、若干そこに疑義をもっていただけですが。今後、こういったことをなくするために、やはりそういった補助事業について、本町で把握できないところは森林組合ともよく横のつながりを持っていただきたいと要望申し上げます。

この対策について、今後、どのような対策を講じられていくか、これを明確にお示しをいただきたいと思えます。

○町長（東 靖弘君） 今回発生した事件は、担当者の確認不足ということが最大であります。しかしながら、御指摘がありましたように、確認不足だけでいいのかというところがあります。これを見て、森林組合としては施業を実施しているけれども、行政で施業箇所をすべて確認しているという実態がないような感じがしておりますので、皆伐、あるいは間伐を施業した森林組合に対しては、やはり、その一覧表を求めながら我々も一体となって確認をしていくといったことをしっかりと対応していくべきではないかなと思えます。

実際、地権者に補助事業を導入して、そこで皆伐をやったということでもありますから、事前の申請があつて漏れたわけでもありますけれども、事前の申請のチェックと、それから、さっき言ったような、補助事業によって適正に施業された箇所等について、農林振興課のほうでも十分確認するという連携作業をやるべきだと考えております。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第24号「損害賠償の額を定めることについて」、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号「損害賠償の額を定めることについて」、可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第25号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第1号）

○議長（富重幸博議員） 日程第12、議案第25号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） それでは、御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,854万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億2,535万3,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る経費、スポーツ合宿等誘致促進事業補助金、農地利用効率化等支援事業補助金などがございます。歳入は、国・県支出金、繰入金及び繰越金の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10企画費、節12委託料69万3,000円は、地域の人材育成の一環として、会議等で中立的な立場に立ち、よりよい結論に導く役割であるファシリテーターを養成するための業務委託料でございます。節18負担金、補助及び交付金420万円は、一般社団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業補助金でございますが、中尾自治公民館が行う異世代交流促進事業が交付決定を受けたことから補正するものでございます。

目12電算情報管理費、節12委託料153万5,000円は、中央公民館や総

合体育館、農村環境改善センターなど19の施設の予約をオンライン申請で可能とするための業務委託料132万円と、住民票や戸籍証明、税証明、医療・福祉関連の各種申請書を、マイナンバーカードまたは運転免許証等を活用して氏名や住所、生年月日、性別の4つの基本情報を申請書に記載できるサービスを提供するためのシステム保守委託料21万5,000円でございます。節13使用料及び賃借料66万円は、公共施設オンライン予約のためのシステムクラウドサービス利用料でございます。節17備品購入費588万3,000円は、申請書記入サポートシステムを利用するために、税務課、町民課、保健福祉課の窓口へ配備するパソコン及びカードリーダーの購入費用でございます。節18負担金、補助及び交付金387万6,000円は、特定個人情報の提供の求め等に係るシステム交付金でございます。マイナンバー制度の導入に当たり、関連システムの整備運用は、地方公共団体情報システム機構が行っておりますが、今回、地方公共団体情報システム機構がサーバー機器を更新する計画があることから、本町が負担すべき予算を計上しております。目13諸費、節22償還金、利子及び割引料33万9,000円は、令和5年度に実施した低所得者世帯への臨時特別給付金事業の実績に伴う過年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還金でございます。

項2徴税費、目2賦課徴収費、節18負担金、補助及び交付金83万4,000円は、今年度実施される定額減税に対応するための税務欄申告受付システムの改修負担金でございます。

10ページをお願いいたします。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料117万7,000円は、戸籍情報へ振り仮名を付与するためのシステム改修委託料でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金15万円は、新たに子ども食堂が設立されたことに伴い、子ども食堂支援事業補助金を補正するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料3,540万円は、令和6年秋から実施される医療機関での新型コロナウイルスワクチンの予防接種に係る委託料でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目13営農推進費、節18負担金、補助及び交付金456万円は、経営改善に取り組む農業者が農業用機械等を導入する際に支援する農地利用効率化等支援事業補助金でございます。

項2林業費、目1林業振興費、節18負担金、補助及び交付金50万円は、今後の執行見込みにより有害鳥獣電気柵等設置事業補助金を増額するものでございます。

11ページをお願いいたします。節21保障、補填及び賠償金20万5,000

円は、曾於地区森林組合の補助金返還に伴う賠償金でございます。

款6 商工費、項1 商工費、目3 観光費、節1 報酬から節8 旅費までは、スポーツ観光おおさきの法人化に伴い会計年度任用職員の人件費を補助金に組み替えるために減額するものでございます。節1 8 負担金、補助及び交付金3,114万円は、スポーツ合宿等誘致促進事業補助金でございます。ここでは、法人化に伴う人件費や事務費、及び人材育成やスポーツツーリズムなど、スポーツによるまちづくりを推進していくための事業費を計上しております。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費、節8 旅費11万円は、自治体消防75周年記念大会へ参加するための旅費でございます。節1 7 備品購入費342万円は、消防団の活動環境の改善を図るために、消防詰所に空調機器及び冷蔵庫を設置するための消防用備品でございますが、いずれの備品も各消防分団の要望を受けて整備するものでございます。

12ページをお願いいたします。節1 8 負担金、補助及び交付金126万9,000円は、団員の退団に伴う消防団員退団慰労金補助金12名分でございます。

目3 防災対策費、節1 1 役務費55万円は、全国町村会災害対策費用の保険料利率改定に伴うものでございます。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、節8 旅費12万5,000円は、指導主事の赴任に伴う旅費でございます。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目1 農林水産施設災害復旧費、節1 2 委託料99万円は、草野丘篠段線で発生しました土砂災害復旧のための測量設計業務委託料でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。次に、歳入について御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金865万4,000円の増は、戸籍情報システムやマイナンバー制度システムの整備に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金と、申請書記入サポートシステム及び公共施設オンライン予約システムの整備に係るデジタル田園都市国家構想交付金でございます。目2 民生費国庫補助金10万円の増は、子ども食堂支援事業に係る地域子どもの未来応援交付金でございます。目8 商工費国庫補助金1,000万円は、スポーツによる地域活性化やまちづくり担い手の育成支援として実施するスポーツ合宿等誘致促進事業に係る地方スポーツ振興費補助金でございます。

款16 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費補助金93万2,000円の増は、ファシリテーター育成事業に係るコミュニティプラットフォーム形成促進事業補助金34万6,000円と、当初予算で計上しておりました女性活躍支援セミナー事

業に係る地域女性活躍推進交付金58万6,000円でございます。目4農林水産業費補助金456万円の増は、農業経営改善を目的とした施設整備に係る農地利用効率化等支援事業補助金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目4ふるさと応援基金繰入金3,095万円は、スポーツ合宿等誘致促進事業補助金などの財源として予定しているものでございます。

8ページをお願いいたします。款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金600万円の増は、財源の調整によるものでございます。款21諸収入、項5雑入、目1雑入2,730万1,000円の増は、コミュニティ助成事業に係る助成金240万円と、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業に係るワクチン生産体制等緊急整備基金助成金2,490万円が主なものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございますが、戸籍情報システム改修委託料を追加するものでございます。これは、戸籍情報システムの標準化に対応するためのシステム改修を実施するもので、事業実施までに準備期間を要するため、債務負担行為期間を1年間とし、限度額を1,773万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、13ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照ください。よろしくをお願いいたします。

- 議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。
- 10番（中山美幸議員） 歳入の部分で、若干お示しをいただきたい。款18寄附金、一般寄附金の場合の補正額が1,000円頭出しがしてございますが、これはふるさと納税寄附金ということで、企業版ふるさと納税寄附金ということで両括弧にして「スポーツ観光支援寄附金」ということになっておりますが、企業版ふるさと納税からスポーツ観光に対する寄附金が見込まれるために1,000円の頭出しがなされているというふうに理解しているんですが、どの程度の寄附を今後得られるということを考えていらっしゃるのか。寄附金について、企業版ふるさと納税といったものがスポーツ観光支援寄附金、支援事業に対してどのような位置、どのような活動に関わりを持ってくるのか、その点についてお示してください。
- 町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しましては、担当課長の答弁とさせていただきます。
- 商工観光課長（鎌田洋一君） ただいまの御質問に対しまして、お答えいたします。
- 今後、スポーツ観光おおさきが企業化するというところで、我々も一緒になってですが、スポーツ観光おおさきのほうで企業版ふるさと納税ということで営業に回っていただきまして、計画といたしましては、何をするというのは企業が立ち上がっ

てからの話になるものですから、例えばですけど、本町では国体でビーチバレーが行われましたけど、さらにビーチバレーの会場の整備とか、例えばですけどナイターの整備とか、仮にですけど、そういうのを設定しまして企業版ふるさと納税ということでスポーツ観光おおさきのほうでしていただくということで、一応頭出しをいたしている状況でございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員）　じゃあ、企業版ふるさと納税の寄附金の意味合いについて、この点については、今回、スポーツ観光の法人化を目指していらっしゃるんですが、その影響活動による企業版ふるさと納税の寄附金ということで理解してよろしいのか。現在、合作が行っている企業版ふるさと納税とは異なるということによろしいのか。

○商工観光課長（鎌田洋一君）　議員が今おっしゃるとおり、別な活動でありまして、スポーツ観光おおさきと我々と一緒に、我々ももちろん中に入ると思いますが、そこを中心に活動してまいるということになります。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員）　9ページの目10企画費です、節12委託料、ファシリテーター育成事業委託料なんですけど、この対象者はどのような対象者を考えていらっしゃるのか、人数はどの程度考えていらっしゃるのかという部分と、もう1つ、10ページの子ども食堂支援事業補助金がありますが、今、大丸と野方とありますが、もう1箇所増える部分は、一体どこなるのかですね。その2点だけお示してください。

○町長（東 靖弘君）　ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁といたします。

○企画政策課長（渡邊正一君）　節12委託料、ファシリテーター育成業務委託料でございます。こちらの対象者につきましては公募を考えてございまして、例えばでございますが、地域づくりに求められる人材育成、ここが必要と考えておりますことから、例えばの話でございますけれども、会議によく参加される方、例えば公民分館の役員の方々とかそういった方々を考えてございます。人数規模につきましては10人程度を考えているところです。

以上です。

○保健福祉課長（岩元貴幸君）　子ども食堂の支援事業補助金でございますが、現在、これまで3事業所ございましたけれども、新たに大崎小学校区を中心とした事業所が立ち上がっております。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員）　ファシリテーターの部分は10人ということなんですけど、昨

今、男女平等参画とかいわれていますので、男女比率も十分加味して考えて公募のほうは行っていただきたいなというふうに要望申し上げておきます。

以上でございます。

○9番（吉原信雄議員） 11ページの消防備品費、今回冷蔵庫を購入するという形がありますが、冷蔵庫も必要なんですけども、冷暖房も付いていないところがあるんですよね、各分団。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問等につきましては、担当課長のほうからお答えさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） ただいまの件についてお答えしたいと思います。

今回、補正予算の中で、各消防分団のほうから要望がありました空調機器、それから冷蔵庫のほうを購入するという事で備品購入費を補正予算でお願いしているところでございます。

以上です。

○9番（吉原信雄議員） 先ほど冷蔵庫だけが説明あったものですからこういう質問になりました。よろしくお願ひします。

○議長（富重幸博議員） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第13 議案第26号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（富重幸博議員） 日程第13、議案第26号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,842万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億7,019万7,000円とするものでございます。

補正の主なものは、令和5年度の介護給付費国庫負担金等精算に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。補正予算書の6ページ及び7ページをお開きください。

はじめに、7ページの歳出から御説明いたします。

款7諸支出金、目2償還金、節22償還金、利子及び割引料2,842万6,000円でございますが、令和5年度分の介護給付費確定によります精算に伴う介護給付費負担金や地域支援事業交付金等の国及び県などからの超過交付分を返還するものでございます。

次に、6ページの歳入を御説明いたします。

款8繰越金、目1繰越金2,842万6,000円の増額でございますが、歳出で説明いたしました返還金の財源調整のために補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第14 議案第27号 大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第14、議案第27号「大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、国の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴い、本町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは御説明いたします。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴いまして、本町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の次でございます新旧対照表をお開きください。

改正部分でございますが、第2条第2項第6号に規定されております配偶者から

の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の次に、新たに第10条の2を加えるものです。

この条例第2条第2項は、ひとり親家庭についてを定めておりますが、このうち、第6号では、「父又は母」がこの法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童と定めていたところに、今回の法改正で追加されました第10条の2も関連がありますことから加えるものですが、改正前の法律第10条第1項は保護命令についての条文でありまして、身体に対する暴力などを受けた被害者への接近禁止命令や退去命令などを規定しておりましたが、改正後では、この保護命令を強化するために、第10条第1項を接近禁止命令と、第10条の2を退去等命令として、これまでの第10条第1項を分けた形になっております。そのため、追加されました第10条の2を加える必要が生じたところでございます。

それでは、議案書に戻りいただきます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） 12時ですが、このまま審議を続けてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） このまま継続してまいります。

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第27号「大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号「大崎町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 陳情第2号 （刑事訴訟法）再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書

○議長（富重幸博議員） 日程第15、陳情第2号「（刑事訴訟法）再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

-----○-----

日程第16 陳情第3号 再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書

○議長（富重幸博議員） 続きまして、日程第16、陳情第3号「再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後0時02分

第 2 号

6 月 1 3 日 (木)

令和6年第2回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月13日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（4番，5番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 鷺東慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	建設課長	時 見 和 久
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	松 元 昭 二
会計管理者	岡 留 和 幸	水道課長	本 松 健一郎
総務課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	相 星 永 悟
企画政策課長	渡 邊 正 一	社会教育課長	宮 本 修 一
商工観光課長	鎌 田 洋 一	税務課長	川 越 龍 一
町民課長	谷 迫 利 弘		
環境政策課長	竹 本 忠 行		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	久 保 健一郎
次 長	松 元 幸 紀

議事係長 上床就路
庶務係主査 隈本紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、鷲東慎一議員及び5番、児玉孝徳議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（富重幸博議員） 日程第2「一般質問」を行います。

まず、7番、神崎文男議員の質問を許可いたします。

○7番（神崎文男議員） おはようございます。私は、さきに通告しました大災害時での対応についてと、大崎町の橋についてを質問いたします。

今年1月1日に起きました能登半島地震では、死者が260名、家の全壊8,795棟とされています。また、13年前の東日本大震災では、死者1万5,844名という多くの方々が犠牲になっておられます。災害は忘れた頃に起きると言われますが、いつ起きるか予測不能です。もし大崎町に大災害が起きたとき、行政の長として何を最初に考えますかを伺い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大規模災害が発生した場合は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、大崎町地域防災計画に基づき関係機関と連携を図ることとしておりますが、まずは人命救助が最優先であると考えております。そのためにも、本庁舎機能を維持し、情報の収集、連絡、活動体制を確立し、迅速に対応できるよう平時から備えておかなければならないと考えております。

以上です。

○7番（神崎文男議員） 災害発生時においては、町民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限に留めるため、地域防災計画に位置づけられた防災緊急業務を最優先するということで了解しました。

発生から三日間、72時間までは人命に関わる災害緊急業務に重点を置くことになるため、町民生活、施設等の維持管理に著しく影響を受ける通常業務以外は一旦停止することは、どこの自治体も一緒だと思います。災害の情報の収集や職員の参集体制も重要ですが、今、町長が言われましたとおり、第一に人命救助を考えますよね。災害の種類、大きさによっていろいろ考えることが異なってきますが、第一

番目に、今言われたとおり、人の命ですので、町民を守ることが最優先されるわけですが、町民も大崎町防災マップが各家庭に配布されていて、総合防災マップを読み、中身を熟知していれば、被害を最小限に防げると思いますが、果たしてどれだけの町民が熟知しているか心配なところですが、その点について考えをお知らせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大規模災害が発生した場合は、命を守るための自助・共助による初動が重要であると思っております。そのためには、議員からもありましたように、大崎町総合防災マップを活用して避難経路や避難場所の確認、浸水などの想定区域、そしてまた災害への備え、避難の基礎知識などを御理解いただき、災害による犠牲者を出ることのないように切に願っているところであります。

町といたしましても、機会あるごとに防災マップの活用の周知はもとより、各種防災情報を町民の皆様方には提供してまいりたいと思っておりますが、御家族や自主防災組織などの地域ぐるみでも、常日頃から自らの命を守る行動に心がけていただきたいと思います。

○7番（神崎文男議員） 私が心配しているのは、大災害が発生したときに、もし町長が不在で、人命救助が消防団では困難で自衛隊を要請しなければいけないときの対策は決めてありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大規模災害時に町長が不在の場合は、副町長が職務の代理を務めることになっております。

以上です。

○7番（神崎文男議員） 町長が不在のときの明確な代行順位として、職員の参集体制は心配であるところがございます。順番的には、今言われたとおり、副町長、それから総務課長ではないかと思っております。

実際、想定外のことが起こりますので、あらかじめ話し合いをされたほうがいいと思ひまして質問しました。また、自衛隊の要請ができるのは、自治体の長と伺っておりますので、言ってみるところです。

自分の命は自分で守るのが一番ではございますが、それに総合防災マップを熟知して実践することだと思います。

次に、本庁舎が、大地震や大津波などで使用できなくなったときを想定した訓練とか話し合いをしたことがありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これまで大規模災害により本庁舎が被災し使用できなくなった場合を想定した訓

練は行っておりませんが、本庁舎の代替施設については、庁内の意見も踏まえて地域防災計画等に盛り込んでいるところです。

○7番（神崎文男議員） 先月ですが、5月29日に、志布志文化センターで志布志町潤ヶ野出身で東日本大震災や能登半島地震などでボランティアに参加されていたり、しゃる谷口たもつさんの話を聞くことができました。この方は、内モンゴルの砂漠に木を植えたり、能登半島地震では1月2日から現地に入ってボランティア活動をして、今も続けていらっしゃるということです。

その人の話では、能登半島では、ある町では役場職員の9割が被災して仕事に行けない状況になり、役場の機能が滞る現象になったとのことでした。1週間後に、ようやくおにぎり等が配布されたと聞き、驚きました。6日間は、隣近所、自分たちで食料を調達し、生活していたとのこと。被害の少なかった家の人が食料を配ったり、助け合いをしている、そんな姿を見ると、人と人とのつながりがいかに大事かと言われました。

そこで、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定は考えていらっしゃいますかを伺います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設としては、野方支所、保健センター、総合体育館などの公共施設及び、被災状況によっては民間施設も視野に入れているところでございます。

○7番（神崎文男議員） 防災訓練活動について、がんばる地域応援補助金はできないかでございます。1回は出るというのは知っているんですけども、大崎町総合マップにあるように、自分たちの命は自分で守らなければいけないが、自治体、集落などに日頃訓練を呼びかけると、人ごとのように考え、訓練に参加しない人が多いのが現状だと思います。

そこで、命を守る取組、自主防災組織など実施した場合に、さらに補助金は出せないか。出すようにすれば取組も多くなるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

防災訓練活動にがんばる地域応援交付金の活用はできないか、補助金は出せないかとの御質問でございます。

現行のがんばる地域応援交付金制度は、交付の対象者が自治公民館となっており、自治公民館の行う自主防災活動に対し、現に1世帯につき500円を交付しております。

ただいまの御質問の場合、例えば自治公民館が年に複数回行った場合の取扱いや、

交付金額の引き上げを行った場合に自主防災活動に取り組む自治公民館が増加するのではないかと趣旨であろうと解釈しております。毎年、自治公民館においては、自主防災につながる活動を実施している箇所が多いことから、交付金額を引き上げた場合に、例年、未実施の自治公民館に対する掘り起こしの効果や、財政的な側面からも慎重に判断してまいりたいと思います。

○7番（神崎文男議員） いざ大きな災害となれば、行動範囲も限られ、隣近所助け合わないといけなくなると思います。能登半島地震でも、しっかりした地盤の上に家が建っているところは被害は受けなかったと言われ、そんな家の人からの支援の輪が広がったと聞かされました。

人と人とのつながりが助け合いの原点だと思います。祭りとかいろんなイベント、集会で交流することで人とのつながり、輪ができ、町の活性化になります。災害のときの助け合いが生まれると思います。ボランティアをしている谷口たもつさんも、このことを強く言っておられました。祭りやいろんなイベントで人とのつながりができていく、今からの子どもたちにも必要なことではないか、是非大人が伝えてくださいと言われました。まずは大人が見本を見せることではないでしょうか。今はコロナからの影響でイベントも縮小または中止する時代です。しかし、人と人々が集まらなるとつながりはできません。いかに人とのつながりが大事か痛感しました。集落、校区単位、コミュニティでも学校、PTA、スポーツ大会、芸能発表会、商工会のイベント、仕事仲間のスポーツなど、人と人とのつながりを活発にさせることが大事と思いますが、町長、考えはどうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

近年、国内の大震災時に家の下敷きになった人々の助け出したのは、御家族や近所の方々であったと伺っております。いわゆる共助が機能するためには、普段からお顔や人とのつながりがわかる関係が重要であって、御質問にありましたとおり、人のつながりがとても大事だと考えております。その意味で、イベント等の催し物は、人との関係構築に当たって重要な要素であると認識しております。

また、地域の活性化そのものにつながると思っておりますので、大変重要だという認識を持っております。

以上です。

○7番（神崎文男議員） 町で今まで開催していて、行事、イベントも止める方向ではなく、開く方向にし、誰でも参加しやすい祭り、イベントを推進していただきたいと思います。「結いのまち大崎町」をうたっておりますので、その点について、町長、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 本町のイベント等の催し物につきましては、これまでコロナ禍

の時期に休止・中止等の措置はございましたけども、工夫を凝らしながら開催をしてまいりました。今後も、主催する各団体等に働きかけながら、ニーズや運営方法などを考慮しながら、町民の方々に喜んでいただけるよう推進してまいります。

ただいま御質問がありました、祭りといったものは中止することなくということではありますが、こういった催し物を実行する段階で事前の打ち合わせをやっていくこと、スタッフがいることによってできていくことがありますので、そういったところを原点にしながら人のつながりが広がっていくものと理解しております。

○7番（神崎文男議員） 大災害のときに考えなければならないのが、災害を受けた方への支援です。谷口さんが言われた中で、国・県・市町村の支援は、一人一人に平等に分け与える、例えばおにぎりなら1人1個とか、その点、社会福祉協議会は、あなたは病弱だから2個差し上げますとかするわけですが、しかし、ボランティアの方は一人一人に寄り添った支援ができる、避難所の方々も支援するが、中にはみんなに迷惑をかけるからということで車に泊まる方、またテントを張って泊まる方、様々だけど、ボランティアはそんな方々まで寄り添うことができると言われました。

そこで、ボランティアを受け入れる体制を考えなければならないと思いますが、受け入れる体制が整っているかを伺います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

昨今の大規模災害の発災後の状況を見ておりますと、全国から多数のボランティアの方々が細やかな気遣いをされながら活動をされている状況を目にしております。もし本町で大規模な災害が発生した場合は、当然、多くのボランティアの方々の御支援をお願いすることになります。

また、県内外を問わず、多くの方々からボランティアに関する問い合わせもあろうかと予想されます。そのため、ボランティアの養成や受け入れ体制など、平常時からその対応や対策について、関係機関と十分協議をしながら、ボランティアの方々が安全に活動できる体制の構築は必要であると考えております。

○7番（神崎文男議員） 地震などの予知はなかなかできないが、台風とか大雨などについては少しは余地はできるのではないかと思います。

そこで、気象アドバイザー制度の活用を考えはないかを伺います。自治体の防災の現場で、即戦力となるものとして、気象庁が委嘱をした防災の見地を兼ね備えた気象の専門家です。自治体に自らのサービスとして活用していただくことで、气象台では手の届きづらい部分まで、よりきめ細やかな部分まで対策が立てやすくなると思います、できると思います。大雨や台風など、事前にわかり、対策が立てやすくなると思いますが、その点について、町長どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

近年、温暖化による気候変動から、激甚災害が多発しておりますが、地域住民の暮らしを守るためにあらゆる自然災害の形に備えた対応をしていかなければならないと考えております。

そのような中、防災と気象の両方の知識に精通している専門人材である気象防災アドバイザーを活用しながら気象災害に備えることは、大変重要なことだと認識しております。今後は、他の自治体の事例も参考にしながら、気象防災アドバイザーや防災の専門性を有する地域防災マネージャーも含め、専門人材の活用について協議してまいりたいと考えております。

○7番（神崎文男議員） いろいろ質問しましたが、一番大事なのは、自分の命は自分で守ることだと思います。多くの町民の皆さんも、防災意識を高めていただきたいと思います。

次に、大崎町の橋についてに入ります。

大崎町河川に架かる橋、34箇所を、今年で何年経っているかを自分が回って調べてみました。

まず、持留川の上流から第三中山橋が25年、第二中山橋が29年、轟橋が70年、猿喰橋が69年、持留小近くの新丸岡橋が21年、持留橋が33年、町長宅の下の岡別府橋が41年、グリーンロード大橋下の岡別府橋で30年、档ヶ山橋が24年、谷迫橋も24年、大崎中央の七社橋で18年、崎園橋が38年、吹切橋が39年、国道220号に架かる三文字大橋で55年、すぐ隣の三文字大橋ですが24年、迫下橋で40年、弁付橋で42年、最後に国道448号の横手橋で42年です。田原川では上流から高井田橋が23年、グリーンロードに架かる金丸橋で23年、小能橋が47年、平良橋が37年、田中橋と飯隈橋は2年です。国道に架かる田原橋が51年、天子橋が17年、鉄道線路跡の龍相橋で27年、綿打橋で70年、すぐ隣の国道448号に架かる松原大橋で24年です。菱田川の上流は、支流の大鳥川で若松橋が57年、野方、水ノ谷に行くときの橋の瀬戸間伏橋が55年、東川橋が22年、松ノ尾橋が41年、最後は菱田橋が57年経っています。

行政として、橋の耐用年数を何年と見ているか、また、47年以上経っている橋が8箇所あるが、そのことについて町長の考えは。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

橋梁の耐用年数は、一般的に50年から60年程度と言われておりますが、本町は50年程度としております。

また47年以上経っている橋が9箇所あるとのことですが、今現在、本町の対応としましては、この50年という耐用年数を100年程度まで延ばすことを目標に、平成24年度に橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、平成26年度から定期

的な点検により以上や損傷を早期に発見し、大規模な修繕等にいたる前に対策を講じる予防保全型の修繕工事を行っているところでございます。

以上です。

○7番（神崎文男議員） 私の記憶では、橋が流されたのは、平成18年に田原川の天子橋と大鳥川の梅ヶ渡橋があります。それから、4年前の飯隈橋、田中橋は一部でしたが、あります。

橋を造り替えるわけですが、最近、飯隈橋を造り替えたのでわかると思いますが、町が上部工・下部工の支払った金額は幾らですか。

○町長（東 靖弘君） 工事の経費的な点につきましては、担当課長の答弁といたします。

○建設課長（時見和久君） お答えいたします。

令和2年度災害で被災しました飯隈橋の災害復旧費用でございますが、上部工で1億2,554万円、下部工で1億4,386万6,000円の合計2億6,940万6,000円でございます。

○7番（神崎文男議員） 多額の金額が必要になってきますが、今、町長が言われたとおり、何箇所の橋については補修がされていましてのでよかったのかなと思っておりますが、点検とか耐久度調査はどれくらいの頻度で行っているかを伺います。

○建設課長（時見和久君） お答えいたします。

橋梁の点検及び耐力度調査につきましては、5年に1回のサイクルで行っております。10年ごとに修繕計画等の見直しを実施しているところでございます。

○7番（神崎文男議員） 災害のときの避難する中で、なるべく橋を渡らない避難経路を呼びかけているところですが、どうしても渡らなければいけないときもありますので、点検とか安全管理をよろしく願いいたします。

また、小さな橋など、長年使われていないところで回り道があるところもありますので、安全面に不安なところは通行止めの看板を立てるとか、思い切って壊すなどの処置をすべきではないかと思いますが、その点についてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 安全面に不安があるところは、通行止めの看板を立てるとか、思い切って壊すなどの措置をすべきではないかとの御質問でございます。

点検等を行った際に修繕を行っても、安全を確保できないと判断されたときは、地域の実情や利用状況に応じて通行制限や解体撤去等の措置も必要であると考えております。

○7番（神崎文男議員） 橋梁災害が起きますと、財政負担は言うに及ばず、町民生活全般に長期にわたって影響を及ぼすこととなります。1つの橋を架けるのに二、三年は通行止めになる場合もありますので、橋梁全般の点検を実施し、成果をとりま

とめ、延命措置や不慮の災害防止に役立つよう精力的に取り組まれることを要望し、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（富重幸博議員）　ここで、暫時休憩いたします。次は10時40分から再開いたします。

-----○-----

休憩　午前10時31分

再開　午前10時40分

-----○-----

○議長（富重幸博議員）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、草原正和議員の質問を許可いたします。

○2番（草原正和議員）　皆さん、こんにちは。私は、今回、SDGsについて質問していきます。

SDGsが、世間でいろいろ取りざたされている中、本町におけるSDGsの取組の原資である企業版ふるさと納税の実績と、その使い道について説明を求めることを1回目の質問とします。

○町長（東 靖弘君）　お答えいたします。

まず、企業版ふるさと納税の実績についてでございますが、本町においては地域再生計画を策定し、令和3年3月に内閣府の認定を経て、令和3年度から寄附の受け入れが可能となりました。受け入れ開始から令和5年度末までの期間において、累計35件で4億9,000万7,800円の寄附をいただいております。

次に、使い道についてでございますが、同様の期間において、企業版ふるさと納税額の80%に当たる3億9,200万6,240円を大崎町SDGs推進協議会負担金として支出しております。また、残りの20%を、企業版ふるさと納税の獲得のための委託料として、合作株式会社に対し9,800万1,560円を支出しております。

協議会負担金の使途につきましては、地域再生計画に記載の持続可能な社会システムの開発事業、視察研修ビジネス開発事業、SDGsを学ぶ持続可能な社会をつくる人材育成事業の3つの分野で活用することとしております。

1つ目の、持続可能な社会システムの開発事業については、大学・企業との研究開発を通じて、これまで地域になかった新しい仕事の創出、2つ目の、視察研修ビジネス開発事業については、体験型宿泊施設サーキュラーヴィレッジ・ホテルぐるりを拠点に、世界から学びに来るまちづくりを、3つ目の、SDGsを学ぶ持続可能な社会をつくる人材育成事業については、SDGsを通じた教材開発と人材育成といった事業を行っております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 今、説明であられたとおり、約3年間で約5億円のお金をSDGs関係に使っているということがわかりました。

そのような中で、令和4年3月に第2期大崎町SDGs未来都市計画を策定しています。その中で、人口問題や外国人実習生にも触れていること、また、以前の一般質問で、町長が外国人で人口減少を行うと答弁があったことから、町内の技能実習生と日本人の納税額の違いについて説明を求めます。

○税務課長（川越龍一君） お答えいたします。

技能実習生につきましては、20代、30代の世代が多いことから、この世代の外国人と日本人の令和5年度の個人住民税の1人当たりの平均の納税額と、第2期大崎町SDGs未来都市計画の中で、2030年に定住外国人を1,000人にする目標が記載されておりますが、外国人が増加し目標を達成した場合と、同数の日本人が増加し目標を達成した場合の納税額で比較し、お答えいたします。

まず、1人当たりの平均の納税額で比較しますと、外国人が約1万9,000円、日本人が約8万5,000円であり、外国人のほうが約6万6,000円低い実績となっております。

次に、第2期大崎町SDGs未来都市計画の目標を、外国人が増加し目標を達成した場合と、同数の日本人が増加し目標を達成した場合の納税額で比較しますと、個人の住民税の課税実績で、外国人の20代、30代が408名おりますが、592名増加させる目標となっております。この592名が全て外国人の場合で約1,100万円の税収増、全て日本人の場合で約5,000万円の税収増となり、その差額が約3,900万円となることが見込まれております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 2030年の計画どおり推移した場合、約4,000万円の差が、外国人を増やす場合、日本人を増やす場合で差があるということです。そのような中で、日本人の場合だと、そのままずっと年を重ねていくと収入が基本的に上がっていきます。ただし、外国人実習生の場合、おおよそ3年程度で帰国される方がほとんどです。そのような中で、この4,000万円の差、どんどん広がっていくと思います。そのような中で、持続可能な社会、持続可能な大崎町なのかというところが、やはり気になるところです。

そのような中で、また、外国人の本町における出生率、もしくは出生の数をお示しくください。

○町民課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

外国人の本町における出生率を示せとのことですがけれども、令和3年度から5年

度までの3年間の場合で申し上げますと、町全体では173人出生しております。そのうち、外国人はゼロでございます。したがって、外国人の出生率ということになれば0%ということになります。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 外国人の出生率は、令和5年度に関しましては0%ということで、やはりこのような中ですねなかなか持続可能という部分では大崎町は持続していけないのではないのでしょうか。循環していけるのはごみばかり、人は循環しないのではないのでしょうか。

そのような中ですね、未来都市計画の中に、今後取り組む課題に若者が住み続けたいと思う地域にとって新しい仕事の創出は不可欠となっているとあるが、若者が住み続けたいと思う新しい仕事は何か、また、その仕事で何人ぐらいの若者が本町に住み続けたいと思うと予測しているかお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

新しい仕事はどのような仕事を指しているかとの御質問でございますが、現状の産業構造としては主要産業である農林水産業及び食品加工等の製造業に携わる業種が多く、これに関連する職種が多いという状況です。

多様な職種の中から希望の職種を選択したいという若者の希望を満たしたいことから、IT等の専門的な技術を有する職業やクリエイティブな職業など、地域にこれまでなかった多様な仕事のことを示しております。そのほか、調査、研究、コンサルティング等に加えまして、町の特性を生かした循環型社会の形成に携わる職種など広く想定しております。

また、その仕事で何人ぐらいの若者が本町に住み続けたいと思うと予測しているかとの御質問でございますが、具体的な人数の予測は難しいところでございますので、計画の中でも特に数値としては表しておりません。これまで以上に、若者が住み続けたくなるような施策に取り組んでいかなければならないと考えております。

○2番（草原正和議員） 住み続けたいと思う仕事、答弁に当たっては非常に抽象的、IT関係とか何という部分で具体的な、やはり企業名を出したりですね、こういう仕事、どこにちゃんと力を入れるというのを示して、何人を目指すと、何人そこで雇用してもらいたいということをちゃんと計画にないと、やはりなかなか進まないと思います。その点、今後の課題として要望を申し上げておきます。

続きまして、同じく計画の中で、大崎町は大学進学率が全国平均の54%と比較して35%にとどまっているが、その要因として公教育以外に大学進学向けの塾がないことが上げられるなど、地域の学習機会は不足しているとあるが、令和4年3月に策定してから、学習の機会の改善はどのように行われたかお示してください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

未来都市計画に記載してございます大学進学率については、リサイクル未来創生奨学金制度を検討する際に、全国平均は平成30年度学校基本調査の結果を、そして本町生徒の進学率は各高校への調査結果を基に記載したとお聞きしております。ちなみに、県全体の大学進学率は当時44%程度でございまして、全国、県、町と10%ずつ下降傾向にございました。この要因といたしましては、学力の問題と経済的な問題が大きいと考え、経済的な支援につきましてはリサイクル未来創生奨学金制度を創設し、一定の成果が上がっていると考えております。

一方、学力の問題についてでございますが、個人が経営されている高校受験向けの進学塾や英語塾等は町内にございますが、大学進学を選択しようとする生徒に対しての学習支援は、通学している学校に頼っており、鹿児島市内などと比較して不足していることからこのような記載になったと聞いております。

さて、御質問の、学習機会の改善につきましては、中学校3年生を対象とした夏休み・冬休みを利用したの学力アップセミナーを実施しておりますが、高校生を対象とした大学進学に向けた学習機会の不足につきましては、いまだ解消されているとは言いがたく、運営体制等も含めて、今後研究していく必要があるかと考えております。

教育委員会といたしましては、就職であっても進学であっても、子どもたちの誰もが自らの個性・能力を発揮して主体的な生き方を選択できることが重要であり、その目的達成のために学習の機会を充実させるべきものと考えております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 今回の答弁の中で、調査の仕方、パーセントの問題、お答えいただきましたが、調べ方の問題じゃないんですね。計画の中では、こううたってあるんです。やはり、そこを基準にして、どうするか。やはり塾がないのは事実。中学校等で夏休み・冬休み、あるということですけども、この計画のことは全然していない。また、研究をする必要がある、策定をしてから2年経っているのに、まだ研究という形ではやっぱりですね何もしていないのと変わらないと取られてもしょうがないんですよ。なので、やはり進めること、子どもたちのために進めることが大事です。

そのような中でですね提案といたしまして、旧相信跡のマルおおさきを環境拠点と整備しましたが、まだ運用の方向性も具体的な供用開始までも時間がかかると思われる。そこで、整備された場所を子どもの学習の場として塾等に解放したり、病院のように何曜日は大学病院の先生が来るというように、月曜日は国立大学を目指すような塾の講師が来る、水曜日は一般的な大学を目指すような講師が来る、金曜

日は専門学校、専門的な大学を目指すような塾等のコース、いろいろなコースを準備するような形ですね、複合機、モニター等を整備して塾の講師を委託する、もしくは雇用するような考えはないでしょうか。まだ、この件に関しましては、この提案は決して環境拠点をなくすというものではないです、環境拠点の話が進んだ場合には塾を、うまくいってれば移動する、もしくはそこで継続する、環境拠点は新たに進みそうなどときには、また設置するというような考えで、相信跡整備をせつかくしたのです、何か先に進むようなことに使えないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

マルおおさきに関しては、昨年度、環境拠点の整備という目的のもと、任命した実行委員により内容を検討いただき、整備を実施しております。

運営方針に関しては、住民の視点での思いやりのある施策を検討することの提言もいただいております。本年度は実行委員会に準じ、改めて施設の在り方を含め様々な意見を集約し、多目的に活用でき、公共性が高く、住民の皆様にとって必要な施設となる施策を実施してまいりたいと考えております。

ただいま御質問がありました質問の中で、国立大学を目指すような塾とかいろいろな提言があったところがございますが、私自身はそういったことを考えておりましたので、今の子ども基本法の中でも子どもが学ぶ権利、子どもの権利がありますから、子どもたちの意見を十分に聞く必要があると考えておりますので、そこはまた改めて検討させていただきます。

○2番（草原正和議員） 十分に検討し進めることを優先していただくよう要望を申し上げます。

続きまして、SDGs教育の実践による魅力ある教育環境の構築と人材育成事業とあり、子どもキャリアサポート塾の受講者を、2024年までに延べ300名とあるが、受講者数と子どもキャリアサポート塾がどのようなものなのかをお示しください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

公教育を補完する、子どもキャリアサポート塾について御説明いたしたいと思っております。

子どもたちが将来の職業や進路を選択する際に影響を受けるのが、大きく2つあると考えております。1つは、テレビやインターネット等の情報媒体から得られるもの、もう1つは、その仕事に携わっている、もしくは携わっていた方の実際の経験談を聞いたり、生の職場情報に触れたりすることだと考えております。テレビやインターネット等については地域格差は発生していないと思われませんが、経験談等の生の情報については、首都圏でありますとか、あるいは都市部のように多種多様

な職種や人材が集中している地域では様々な情報に触れる機会も多いと思われませんが、本町のような地方部においては、首都圏や都市部と比較しますとおのずと機会が少なく、将来に向けたキャリア選択に少なからず影響を受けているものと思われま

す。
当初の計画といたしましては、このような状況に鑑み、多種多様な人材が本町に集い、子どもたちと触れ合うことで将来のキャリア選択の一助となるような仕組みを、子どもキャリアサポート塾として位置づけたと聞いております。

現在のところ、計画に記載している公教育を補完するキャリアサポート塾自体は達成できていないものと認識しておりますが、今後は外部人材の登用または地域の皆様によるキャリアサポートを検討する必要があると考えております。草原議員も、子育てに関して大変熱い思いを持たれている方であると認識しておりますので、子どもたちのキャリア選択に向け、是非御協力をお願いしたいと思います。

また、参考までに述べさせていただきますが、公教育の補完というより、公教育に含まれるものかもしれませんが、ここ数年、大崎中学校の学校運営協議会において、毎年10月の土曜授業日に町内外の様々な職業人を講師としたキャリア教育が開催されており、毎年約300人の生徒が、6年間でございますので延べ1,800人が受講していることになると理解しております。

また、このキャリア教育の影響を受けまして進学先の選択につながったという話も聞いておりますので、公教育及び公教育以外にもキャリア選択の一助となる機会を多く持つことが必要と考えております。

また、中学校におきましては、総合的学習の時間を活用しての職場体験もかなり以前から実施されており、地元の企業に対する理解や進路選択にも影響を与えているものと考えております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 今答弁がありましたように、公教育以外での受講というのは達成できていない、人数の明言はなかったですけれども、ゼロもしくは答えられない数なのかなというふうに解釈をします。

やはりですね公教育の延長線上では300人達成しているということですが、やっぱり民間、そういうところとタッグを組んだりいろんな巻き込む形ですねSDGs、先ほど言ったように約5億円投資しています。その中でも子どもたちに持続可能な社会を残すためには、そこにも資金を投入し、やはりですね民間を巻き込んでやっていく。公教育だけではやはり足りないと思います。なので、そのへん十分今後も計画し、受講者数が増える、またそういうのが開催されるように要望を申し上げておきます。

続きまして、子育てサポート企業認定制度認定事業者数を、2024年までに延べ15社を目標とありますが、現在の認定数と制度の概要、認定基準をお示ください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、制度の概要でございますが、国が次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた仕事と家庭の両立などに係る目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請を行うことにより子育てサポート企業として認定されるくるみん認定という制度でございます。

どのような企業が対象かとの御質問につきましては、このくるみん認定を受けた企業を対象としております。

また、認定基準につきましては、子育て支援等に資する行動計画を策定することなどを含む10個の基準がございまして、すべての基準を満たす必要があります。本町における認定企業数は1社で、平成26年に認定を受けた医療法人玲心会がございまして。

以上です。

○2番（草原正和議員） 子育てサポート企業の認定ということで、やはり子育ての方が働きやすい企業の認定というふうに解釈をします。その中で、2024年までに延べ15社とあるんですが、現在1社。今年も、まだあと半年ありますけど、14社達成できるのか。もしくは、今、この15社に向けてどういう取組をして、どういう支援をしているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 具体的には担当課長のほうで答弁させていただきます。

○企画政策課長（渡邊正一君） 15社にするということでございますけれども、現実的に15社にするのはかなり困難であるというふうに認識をしております。

ただ、計画期間が2024年度まででございますので、できる限りの普及啓発に努めてまいりたいと思っております。

また、認定を受けた企業へのサポートと申しますか、補助と申しますか、そういった部分のところは、この制度が企業の自発的な次世代育成支援に関する取組を促す制度でありますことから、今のところは実施もしていないし、想定もしていないというところでございます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） やはり実現は難しいということでありましたが、このような企業が増えれば、やはり子育て世代、大崎町が増えてくると思います。その中で、今認定をされたときに支援等を伴う回答がありましたが、認定されるまでですね、認定してもらうためにどう改善したらいいよ、こういうことをしたら若い人が増え

と思うよというの話し合いとか、それを認定するためには企業はどういう補助があれば、どういふ支援があれば、そこは改善してもらえなかと前向きな検討、認定できるよな、企業の在り方にもあると思うんですけども、そのへんは二人三脚で進めるよな形で、目標を立てたからにはやはりそこが少しずつでも着実に一歩ずつ進むよなにしていただきたいというふうに思います。

続きまして、先ほどもありました、リサイクル未来創生奨学金制度の実施をしているという答弁がありました、奨学金の利用者数、また、金融機関の審査によりこの事業が受けられなかつた数をお示ください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

リサイクル未来創生奨学金の利用者数及び金融機関の審査により融資決定を受けられなかつた方の数を示せとの御質問でございます。制度開始から令和5年度末までの総数でお答えいたしますが、利用者数が86名、融資決定を受けられなかつた方が10名となっております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 86名の融資で、10名が受けられなかつたということで、融資を受けられなかつた家庭に対して、どのような対応をされたかをお示ください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

リサイクル未来創生奨学金の融資決定を受けられなかつた方の情報は、連携金融機関の個人情報でございますので、町として情報を持ち合わせておりません。よって、現在のところ、特段の対応は行えておりませんが、町の奨学金の利用をお申し込みいただくことは可能でございます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 個人情報絡むので何の連絡もないということですけども、提携をしているんですよ、協定を結んでいるんです。なので、落ちた場合、行政のほうがどのような対応をしてあげる、支援をしてあげるというのが、その後のフォローの方法が決まっていれば、保護者の方、行政には審査をしたのと言わないでくれというのはほとんどないと思います。その後も行政が動いてくれるということであれば、是非伝えて、何とかしてもらえませんか、子どもを進学させたいという人がほとんどだと思います。協定を結んでいる意味が余りないじゃないんですか。やはり、そのような方、誰一人取り残さない社会、誰一人取り残さない学習を実現するためには対応すべきだったのではないかと。また、町の奨学金制度を案内することができるとありましたが、町の奨学金制度を借りた場合でも、大崎町に10年以内に帰ってきた場合には返還の義務は免除されるという形になるのでしょうか。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

町の奨学金の制度につきましては、産業後継者育成奨学金というのが設けてございますので、一定の条件を満たせば返還は免除されるという制度になると思います。以上でございます。

○2番（草原正和議員） 一定の条件を満たせば免除されるということでしたが、進学して大崎町に帰ってくれば免除されるというのがあるのでしょうか。

○教委管理課長（相星永悟君） この条件が、事業を行っていらっしゃって、後継者として帰ってきて、その事業を引き継ぐ、あるいは卒業して帰ってみえて、新しく事業を興して、その事業を継続されるという場合に適用されるということでございます。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 事業をされている方、跡継ぎ、帰って来れる場所がある方は対象になるということだと思います。そういう方じゃなくても、大崎町が支援してくれて進学できて、学習できた、技術を身につけられた、帰ってきたいといったときにもそのへんもやっぱり手厚く支援をすべきではないのか。

またですね、この制度、非常にいいと思います。ただし、大崎町、医師不足とかそういうのがありますけど、医学部、薬学部等に行った場合、10年間で大崎町に帰ってくるというのは、やはり技術を積んだ上では難しいのかなと。特定の、大崎町に必要な職種等に関しましては、そのへんを、帰ってくるまでの年数を猶予するとか何かしらもう少し、融資を受けられなかった方、また、大崎町に必要な職種、足りない職種、どうしてもほしい職種というのは、少し緩和してもいいのではないのかなと、今後の検討をしてほしいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

例えばの話で、医学部から研修医に進む過程についての、かなり具体的な職種の御質問でございましたし、また、大崎町に不足している職種に対しての支援制度拡充という趣旨の御質問であろうかと認識しております。

町内の居住を条件とした補助金という形、あるいは給付型のような返還を不要の奨学金を新たに創設すべきなのか、今後、検討の余地があるかと考えておりますので、財政面等のこともありますので、関係各課と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 是非、前向きに検討していただき、それがきっかけで大崎町に戻ってくる子どもたちを増やしていただきたいと思います。

続きまして、この計画書の中によく出てくる、定住外国人とあるのですが、定住外国人とは具体的にどのような方たちを示しているのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 定住外国人について、具体的にはどのような方たちを指しているかとの御質問でございます。

定住外国人の定義といたしましては、出入国管理及び難民認定法に、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認めるものと定められております。この規定に基づき、一定の在留期間を認められた技能実習生等の外国人のものと捉えております。

○2番（草原正和議員） 今、答弁いただいたように、一定の定住なんですね。永住ではないんです。定住、一定的な期間だけです。やはりですね、そのような方たちを対象に、町長、以前の一般質問で4,000人、5,000人と人口が減っていく中、人口対策をどうするのかという部分で外国人実習生、外国人の方に人口を頼っていくというような答弁が、補っていくという答弁がありました。その中で、冒頭質問したように、納税額、出生者数、かなり低いです。また、ずっといるわけではないです。

そのような中、町長はいいです、私たちの年代が支えてあげれるので、でも、今の20代、30代が町長の年になったときに、外国人の先ほど言った納税額、また地域での地域活動、そんなことを今の現状を見た上で、大崎町、どのように回っていくとシミュレーションしていますか。お答えください。

○町長（東 靖弘君） 外国人の増加で本町の人口を補うという以前の答弁につきまして、改めてお答えいたします。

外国人の増加に対する認識は、まず第一に、町内企業等の労働力不足を補う重要な担い手であると考えております。また、それに伴って、外国人材の絶対数の増加が人口数そのものの減少の抑止になっているとの認識でございます。

外国人での人口増は、税収や出生率増加にはつながらず、また、自治公民館等の地域活動にもつながりにくい状況でございます。このため、人口減少対策としては外国人の増加を優先して頼るのではなく、住宅、教育、子育て環境の整備や、積極的に移住・定住施策に取り組み、日本人を増加させることが必要であると認識しております。外国人の受け入れと併せて、これらの対策を総合的に実施し、持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

○2番（草原正和議員） 企業等の労働力を補うという形で外国人をとという形。ただ、税収、出生等、そういう形では補えないという認識があるということで解釈をいただきました。やはりですね循環型社会、人も回っていかないと、地域の人も回っていかないと駄目なんですね。やはり、そのへんも考えてそこの部分も回るような仕組みを検討していただきたい、そのように要望をしておきます。

続きまして、計画中に、地域初の課題解決ビジネスモデルが、これまで行政が担

ってきた地域課題を自己資金で解決できる事業体への成長を目指すとあります。このビジネスモデルは民間の事業体とあるが、具体的にどの事業体を指し、また自己資金で解決できる事業体への成長を目指すとあるが、現段階での資金繰りはどのようになっているのか、何年後には独り立ちできる目標でこのビジネスを考えているのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 具体的にはどのような事業体を指しているかとの御質問でございます。これは、大崎町SDGs推進協議会のことを指しております。

また、町の課題解決につながるような事業体に当てはまれば、これも同様に意味しております。

次に、どのような資金繰りとなっているのかとの御質問でございます。こちらは、地域再生法に基づき、企業版ふるさと納税制度を活用し資金調達をしております。協議会自らによる企業への寄附金の獲得活動を行い、町のSDGsに対する取組に賛同する企業からの寄附金を原資に、その8割を事業費及び運営費として活動しております。

次に、何年後に独り立ちできる目標であるかとの御質問でございますが、こちらは独り立ちのとらえ方によると考えております。例えば、企業からの資金調達から事業の立案、資金を元にした協議会の運営方法全般などにつきましては、協議会の設立から3年間を経て確立しており、独り立ちはできているものと考えております。

また、独り立ちの捉え方を資金調達や運営に加え、町にとってどのような効果を発揮しているかという大きな観点から捉えた場合、町内での知名度・浸透度を含めて、まだまだ不十分ではないかと考えております。

今後の課題と捉えておりますので、町内への貢献度度の浸透に努めてまいりたいと考えております。

○2番（草原正和議員） SDGs協議会を示しているということで、企業版ふるさと納税で賄っているから独り立ちができているということですが、企業版ふるさと納税を集めるに当たって、大分、大崎町リサイクル日本一、ナンバー1、それに協力をしてください、それを支援してくださいということが多くうたわれていると思います。

そのリサイクルナンバー1は、SDGs協議会が具体的に一番動いているのではなく、やっぱり地域の住民がそれに大分貢献しているんですね。約5億円集めたときに、SDGs協議会、また委託先に全部投資する、それが回り回って町のためだよと言うけど、やっぱり町民からしたら、やはりもう少しどうにかしてほしいと。その5億円の中で直接的に自分たちもがんばったんだからというのが、回り回ってじゃやっぱり実感できないんですね。やはりその部分を含めて一緒にやっている、

町民の人たちにもお世話になっている、5億円集めた中、これだけは皆さんで使いましょうというのもあってはいいのではないのでしょうか。そのへんについてお答えください。

○副町長（千歳史郎君） ただいま、草原議員のほうからありました。本当にそういうこともそうだろうなというのもあります。この協議会はまだ世間によく知られていないということもありますので、今年度の地域再生計画の中で、これまでは環境に特化したようないろんな事業、関係をしておりましたけども、今年度の地域再生計画の中には、今、大崎町の課題でもございます空き家問題も含めておりますので、今後はそういう空き家問題についてもいろいろと事業を行っていくということで、町民の皆さんにわかりやすい、これまでリサイクルを一生懸命していただいた町民の方に少しでも何か貢献できないかということもありますので、今年度から3か年の計画でございますので、そこら辺も地域に密着した課題も考えながら事業を行っていきたくと考えております。

○2番（草原正和議員） 今までは環境問題に特化していたということですが、これからは地域のことに力を入れていくということで、やはりですね町民の皆さんから具体的に、「あの団体はためになっちゃっどな」というふうに声が出るような団体であってほしいと、そういう活動もしてほしいという形で要望をしておきます。

続きまして、計画中、大崎町システムとよく出てきます。具体的に大崎町システムとはどのようなことを大崎町システムと定義しているのか。また、地域の稼ぐ力の拡大を図るとあるが、どのような形で稼ぎ、収益、雇用ベースでどれぐらいの規模を想定して計画しているのか。また、大崎町システムの中でインドネシアにおける産業廃棄物課題にも取り組んでいるとあるが、現在までに総額幾ら使い、大崎町にどのような効果をもたらしたのかをお答えください。

○町長（東 靖弘君） 埋め立て処分場の延命化という目的のため、住民の皆さんの協力のもと、廃棄物を適切に分別しリサイクルを推進する仕組みを、大崎リサイクルシステムとして定義づけております。

地域の稼ぐ力の拡大とあるのは、新しい産業の創出としてリサイクル事業への雇用拡大や地域経済への波及等の効果を見込んでおります。

また、インドネシア国での廃棄物の課題に関する国際協力事業ですが、同国から要請に基づき、一般財団法人自治体国際化協会クレアの支援と独立行政法人国際協力機構JICAからの助成を受け、2011年より技術支援を行っております。これまで大崎町の一般会計で支出した総額は6,915万4,000円であります。なお、これからの成果としては、教育文化面の交流も含め、これまで多くの研修生が大崎町へ滞在し、宿泊や飲食、特産品販売等の地域経済への波及や、職員の廃棄

物の政策能力が高まるとともに、インドネシア政府、環境林業省ですが、大崎町に来町するなど国を挙げての協力体制も確立されつつあるところでございます。

○2番（草原正和議員） リサイクル等についての稼ぎ、収益、いろいろ雇用等も生まれている。インドネシアについてもいろいろな効果があると認識しました。ただし、この点につきましても、町民の皆さんからはなかなかこのシステムが自分たちにすごくいい、環境のためにはいいとは皆さんわかっています、リサイクルも必要だと、ただ、やっぱり住みにくい、もうちょっとどうにかしてほしいという部分が多いです。やはり、そのようなこともこの中に盛り込んでいただき、もう少し地域の課題を解決するように要望を申し上げておきます。

そのような中で、ステイクホルダーとの連携という文言があります。その中に、大崎町衛生自治会は大崎システムの中心的な役割を担っており、リサイクル以外にも社会面での地域コミュニティ活動の基礎単位となっている。事務局は、大崎町役場住民環境課内に設置されており、行政と一帯となって地域経営に関わっていると明記されています。しかし、町長は、衛生自治会の問題になると、任意団体なのでと回答するばかりで、一体となってうたっているにもかかわらず、明言は避けています。しかしですね、一体となってやっているからには、行政にも発言権や関与することが妥当なのではないでしょうか。その点についてお示してください。

○町長（東 靖弘君） 大崎町での地域コミュニティ活動において基本となる住民自治組織として自治公民館があります。

一方、衛生自治会は自治公民館長と代表者を兼ねるなど、各自治公民館とほぼ同じ地域にある住民組織であります。ごみの適正な排出と地域ごみステーションを適正に管理することを目的とした住民組織でございます。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） もう一回説明いたします。

大崎町での地域コミュニティ活動において基本となる住民自治組織として自治公民館があります。一方、衛生自治会は自治公民館長と代表者を兼ねるなど、各自治公民館とほぼ同じ地域にある住民組織であります。ごみの適正な排出、地域ごみステーションを適正に管理することを目的とした住民組織でございます。自治公民館未加入世帯や団地、アパート、マンションなど自治公民館とは異なる会員、地域

から構成されており、これまで大崎町の一般廃棄物処理基本計画にあるとおり、分別収集に御協力いただいております。廃棄物減量化に大いに寄与していただいております。

任意団体ではありますが、廃棄物減量化という公共性の高い活動を担っているため、環境政策課で事務局を行っており、会費徴収や資料作成等、衛生自治会の計画活動の支援を行っているところでございます。

○2番（草原正和議員） 支援等を行っているという回答でしたが、私の質問は、行政にも発言権や関与することが妥当なのではないか、その点についてということだったんですが、その点のところについては続いての質問をしますので、その中でお答えしていただきたいと思います。

今までの取組、環境問題という点では、大崎町に貢献してきた団体であることは言うまでもありません。しかし、時代の流れとともに、在り方や取り組み方を変化させる必要があるのではないのでしょうか。また、ボタンの掛け違いや文言の言葉尻を捉えて対立があるような団体ではあってはならないと思います。総会に弁護士が同席するような異様な雰囲気では、協力者である公民館長も参加を躊躇している声をよく聞きます。行政と一体となって地域経営に関わっていると明記されているのだから、町長が先頭を切って事を納め、ボタンを掛け直し、本来あるべき姿、行うべき取組をすべきではないのでしょうか。その点について、町長の見解をお示しく下さい。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

衛生自治会の活動内容及び在り方に関してですが、現在の社会情勢を鑑み、女性活躍の推進や外国人技能実習生の増加や在り方の変更など、毎年、会則を変更している状況であります。

一方、令和6年度衛生自治会総会では、弁護士同席のもと、これまでの事務処理や現状のごみ出しの在り方等についての質疑があったと伺っております。いわゆる、任意団体ではありますが、執行体制を明確化する必要があると認識しており、特に会計事務処理の適正化等は事務局である環境政策課に見直しを図るよう指示しており、早い段階で総会等を開催することを要望させていただいております。

非常に曖昧な答弁で申し訳ありません。質問者の意図はよくわかっております。町長は、任意団体であるということでそれ一辺倒であるというお話でありましたけれども、法律に基づいて執行するのは町長でありますので、その中で、衛生自治会はそれを支えている団体でありますけれども、こちらの意図するところを今までも伝えてきておりますし、しっかりと町はこう考えておりますということを伝えて協力していただくという方向性は、草原議員がおっしゃるとおりのスタンスでいき

いと考えております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 今回の回答で、弁護士を頼んだことによって、公民館長からは例年袋が配られているのに配られなかったと、それにお金を使ったからじゃないのとか、あとは行政のほうは任意団体というけども、公民館長に押しつけだと、公民館長は引き受けてもいいけど、それはできることなら、こんなに揉めているんだったらやりたくないんだけどという声を多く耳にします。やっぱりそのへんの現実をちゃんと見て動きを取ってもらいたい。せっかく進んでいることです、ただ、今までどおりじゃやはり駄目なんですね、時代とともにやり方、考え方、少しずつ変化をする必要があると思います。そのような形で、今後うまく回っていくように要望を申し上げておきます。

続きまして、SDGs未来都市ワーキンググループについて質問します。2030年以降の行政組織運営に資する職員の育成を図るとともに、若い目線からの提案を求めるため、39歳以下の職員で構成する大崎町SDGs未来都市推進ワーキンググループを設置するとあるが、構成メンバーと、どのような提案があったかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 職員へのSDGsの浸透と人材育成並びに提案を求めるため、係長未満の職員で構成するワーキンググループを設置する計画でございましたが、実際は設定できておりません。非常に恐縮に存じております。

○2番（草原正和議員） 設置していないと、できていないということですね、この推進体制図の中では、係長未満の職員で構成、10年後に輝き続ける大崎町のための意見、職員育成とあるんですね。

まだ設置していないということに大きな問題があると思います。図の中では、一番下に位置しています。やっぱり土台、基礎がしっかりしていないことには、安定した建物も建たない、組織も立たないと思われま。やはりですねそのような中でどのように設置していないことに対して、今後どのように考えているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

人材育成や若手職員の持つ新しいアイデアは稀少であり、既存の枠にとらわれないう柔軟な発想が期待できます。本計画は2024年までで終了するため、新たにワーキンググループを設置するというより、むしろワーキンググループという形態にとらわれず、若手職員の意見を随時受け付けたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） 是非ですね若手の意見も聞いていただき、いい組織となるよ

うに要望を申し上げます。

そこで、本町の職員の離職率も年々高くなっているように感じます。特に若い子、せっかく採用されたのに短い期間で退職される方、昔に比べれば大分増えているのではないのでしょうか。町民あっての大崎町です。ですが、町民のために働いてくれる職員がいるからこそ成り立っている部分もあるのではないのでしょうか。職員が輝き続けることで初めて本町も輝き続けることができるのではないのでしょうか。町長、その点についてどう思われますか。

○町長（東 靖弘君） 離職率に関することでございますので、総務課長のほうで答弁させていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えさせていただきます。

議員も御存じのとおりだと思いますが、退職事由にはいろいろございます。定年退職、早期退職、勸奨退職、それから死亡であったり懲戒分限による免職であったり、それから自己都合でお辞めになられる方、普通退職といたしますけれども、今、草原議員からの御質問については普通退職者の状況について回答させていただきます。

普通退職者の人数から、まず申し上げますと、令和5年度は2人おりました。令和2年度から4年度にかけてはおりません、ゼロ人でした。それから率に関しては、令和5年度が1.4%ということになっております。令和2年度から令和4年度に関しましては、ゼロ人でございますので率にいたしますと0%ということになっております。

それから、年々高くなっているのではないかという御質問であります。特に自己都合については年度によって、いる、いないということが出ております。昨年度の場合で申し上げますと、結婚による自己都合であったり、それから転職による退職であったりということになっておりますけれども、全国的な傾向として、特に国家公務員は普通退職者の離職率は年々高くなっている傾向にあると出ているようでございます。

以上です。

○2番（草原正和議員） 数字のほうをお答えいただきましたが、やっぱり世間のほうから、昔は役場に入ったら辞めないものだったという形で、いろんな理由があるとは思いますが、あるけれども、やはり働きやすい環境、また夢のある仕事であってほしいと。そのような中で夏場のエアコンに関しましては28度設定、昔はエアコンを付けているんだから窓を閉めんかと、今は換気のために開けています。扉も開けたまま、28度。職員が気持ちよく効率的に働けると思いますか。やはり、これも時代の流れだと思います。やっぱり電気代、節約という部分も大事です、けども

効率、住民の皆さんが来たときに住民サービスという形で考えると、サービス業の中でお客様が来るところで暑いところはないです。住民が来たときによりよいサービスをするために、もう少し在り方、時代とともに変わってもいいのではないのでしょうか。また、職務上、土日の出勤も多いと思います。しかし、なかなか代休が取れていないようです。若い方、子どもがいたりいろんなことがあれば出ていくことが多いです。休みが取れない、代休、そんな形だと、仕事です、大変なのはわかります。少しは時代とともに少し変わるべきではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） 本年3月に、職員に対して満足度調査を実施しました。その中でも、今ございました空調の関係を含め、職場の環境改善に関する課題等も見えてきたところでございます。今後、さらに詳細調査を実施しまして、課題の大きなものについては改善する方向で見直していきたいと考えております。

以上です。

○2番（草原正和議員） そのへん強く要望申し上げ、改善をしていただき、また、住民にその分よりよいサービスを提供できるように要望を申し上げておきます。

ここで、SDGs未来都市計画についての質問を終わり、未来の大崎町ビジョンマップ、よく世間で目にするこれですね。この中に資源集積所とあります。もっと便利にリサイクルできる集積所と書いてあるイラストがあります。これについて、先ほどあったSDGsの中で5億円、3年間で使いました。資源集積所、どこまで進んでいるのでしょうか、どう計画しているのでしょうか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

生活の多様化に伴い、時間が限れる自治会のステーション以外にも資源ごみを出しやすい環境の整備を図ることは必要と考えており、公共施設等を活用しての資源ごみの集積所の開設に向けて、段階的に進めている状況でございます。

○2番（草原正和議員） 段階的に進めているということでしたが、どれぐらいから実際に場所の選定や、つくるつもりがある、どうする、具体的な集積所、もっと便利にリサイクルをできる集積所、具体的に何か計画はないのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今までそういった集積所をつくるということは話はしてきておりました。人口が多い地域の中でそういった集積所をつくることは必要であるということで、担当課長を含め担当職員等が業務を進めております。

具体的にということではありますが、おおよその見当はここでということをつけておりますけど、もっと具体化したらお話しできると思います。

○2番（草原正和議員） もう少し、大体ここでということはあるけど、明言は今できないような感じでありました。明言することによって、今年つくります、来年度にはやります、そういうに向けてですね職員と一丸となって進めていくべきなのでは

ないでしょうか。その点について、近いうちに町長のその思いが発表される日を待ち望んでいます。よろしくお願いいたします。

続きまして、このイラストの中にレストランとあります。地域で生産されたものを食べられると書いてあります。このようなレストラン、大崎町にどれぐらいあり、大崎町のもをどれぐらい出して、それぐらいアピールされていてという形で進められているのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 御質問にあります、未来の大崎町ビジョンマップに記載されておりますレストランについては、農業や町民の食生活における循環の象徴として描かれており、町がレストランそのものを建設し、運営するという具体的な計画を示したものではありません。

しかしながら、地域の農産物を地域内で消費するという地域経済循環は、経済面における循環型社会の構築において重要な部分でありますので、町民の方々が町内産の農産物を利用した飲食店の利用や小売店において農産物を購入していただけるよう、食育を含む地産地消の推進などに取り組み、未来の大崎町ビジョンマップに近づけていくよう取り組んでいるところでございます。

○2番（草原正和議員） こちらもですね地域のものが地域で食べられると。特にですね以前も同僚議員からあったと、大崎牛が食べられるお店ってあるのですかと、やっぱり大崎牛を使っているところもあるかもしれませんが、でもアピールは足りません。また、大崎牛を今食べようとする、ランチにしては高すぎるというところもあると思います。そのへんに、温泉利用券みたいな形で、当面何か、大崎のものを使えば補助を出すとか、にぎわいをつくるような形、そこで盛り上げて、その後は自立していただきたいというような施策は考えられないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 町内産で、大崎牛を使つてと、それに町民の皆さん方が食することによってPRができると、そういった宣伝価値はあると思っております。

そこで、どういうふうにしてそれを支援していくところは、全く今、発言もできないところであります。御意見をいただきながら、担当課長とも対策について、どうあるべきなのかといったところは勉強させていただきます。

○2番（草原正和議員） 是非ですね、絵に描いた餅ではなく実現をさせていただきたいと思います。

また、このイラストの中に、大崎町らしいエネルギー施設、電気がビリビリ走っていて建物が建っているようなイラストがあるんですけども、大崎町らしいエネルギー施設、どのようなものを指しているのか、どのようなものを予定しているのかをお示してください。

○環境政策課長（竹本忠行君） お答えいたします。

気候変動問題に取り組むため、令和4年度ゼロカーボン推進宣言を行い、2050年までに、実質CO₂排出をゼロとするためのロードマップを作成いたしまして、併せて地球温暖化防止実行計画を策定しております。

同計画では、畜産糞尿や焼酎カス等のバイオマス資源と大崎町内の再生可能エネルギーの可能性を検討し、エネルギーの地産地消に取り組むこととしており、本年度から太陽光を利用した住宅用蓄電システムに係る補助や、バイオ炭を使った実証を行うなど、大崎町の現実に即した循環型社会の構築を推進したいと考えております。

以上でございます。

○2番（草原正和議員） 太陽光やらそういうところで進めていく、今後やっていくということでした。

町長に質問をします。SDGs、非常にいいことがいっぱいあります。その中で、SDGsで逆の視点から見て、ここはちょっと悪いんじゃないかな、ちょっとどうなのかな、もうちょっと検証すべきじゃないかなと思われるところはないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） SDGsは、日本語に訳すれば持続可能な開発目標ということがあります。我々はリサイクルを通して、よりSDGsの視点から考えながら普及をやってきておりますので、その中で、先ほど出たような集積場の問題といった今までのやり方で、住民が不都合だと思っていたところについてはそういう前向きな姿勢で臨んでいきたいと思っております。

SDGsそのものは国連で採択した、世界がこれに取り組んでいこうという大きな目標に向かって進めていこうといわれておりますが、目標として2030年が初期の目標になっておりますので、そういったころまで様々なことが実現できるかという、なかなか難しいところがある。そういった中で、我々町民の一人一人が、あるいは企業の方々が努力すべき事項といったところをもっと明確に進めていながらSDGsを自分事として捉えられるようにやっていくということが今の課題なのかと思います。

○2番（草原正和議員） 令和6年1月24日に、町村議会研修会の中で、地球温暖化と脱炭素のファクトフルネスという講演がありました。その中ではですね、実際の数字に基づく、余りいいことではない部分もあるというのが実際のデータからではある部分もあると、いい部分もあるというふうにありました。いろんなところで、シロクマが減っている、温暖化で南極、北極と氷がなくなって減っているというのを耳にしたりするけれども、実際はシロクマは増えているというような形。あと、珊瑚礁減っているというけど、実際はグレートバリアリーフは面積は増えていると。

やはりですね実際の数字、現状と変わった認識のもと、押し進める部分もあるのかなと感じます。今ですね、ここにいろんな話を聞いてからSDGsについていろいろ読みました、脱炭素は嘘だらけ、地球温暖化で一体誰が儲けているのか、環境ビジネスで丸儲け、正しいことを伝えるのを止めるつもりはありませんと。間違っているわけではないです、この本は本当に一方的な見方です、どちらにしても一方的な見方ですけども、やはり数字を見てですねやっていただきたいと。

太陽光の部分についても、先ほど進めるとありましたが、いろんな書物を読むと、太陽光を清算するために、特に中国、ウイグル自治区のところでは強制労働だったり、あとはシリコン結晶をつくるために相当な有害な物質が出ているというところで、他の国では有害物質をぼんぼん出して、でも太陽光を設置するところは環境にいいことをしていますよと、それではやっぱりつじつまが合わないと思うんですね。そのへんを両方からものを見て、何が正しくて、何がいいのか、また、大崎町、世界のために動くことも必要ですけど、やっぱり大崎の町民が豊かになって、初めて世界のためにいろいろできるのではないのでしょうか。町民の幸せを第一に考え、いろんな施策をしていただけるよう要望をしたいと思います。その点についていかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 国連で採択した背景の中で、様々な地域があります、現在でも戦争をしながら子どもたちが飢えに苦しんでいる、命の危険にさらされていると、世界の中でたくさんの国々がある中でいろんな地域の子どもたちがいたり、あるいは温暖化の現象があったり、様々な変化が今現れてきておりますので、そういったところはちゃんと機微に捉えながら、自分たちの地域ではSDGs理念のもとで進めていく。それが、また、町民の皆さん方の理解と協力のもと、町民の皆さん方が喜ぶべきこととしてというお話もありましたけれども、もうちょっとこういったことを詳しく説明しながら、私たちは世界の中で果たしている役割が大きいということを伝えていくことは必要であるし、意見を聞くことが必要だと思っております。地球が地球温暖化を起因としていろいろなことが言われております。今の著書でも、一方的な見方でこういったことがあるというお話でありましたけれども、いろんな側面があると思いますが、自分たちの町に即した、一人一人ができることをちゃんと浸透できるように責務としてやっていかなければならないのではないかと思っております。御意見はありがとうございます。

○2番（草原正和議員） ありがとうございます。

今の答弁の中で、町民の皆さんの理解と協力のもと、進めていくというふうにありました。押しつけではなく、理解と協力を求めた上で物事を進めていくよう強く要望を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（富重幸博議員） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、1番、藤田香澄議員の質問を許可いたします。

○1番（藤田香澄議員） 皆様、お疲れ様です。

本日はパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入とインクルーシブ公園施設の設置について質問させていただきます。

まずは、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度についてで、既に多くの自治体で導入されつつあるパートナーシップ制度とは、同性・異性カップルに対して公的な書面を交付し、一定の権利を認める制度です。婚姻関係と同等の効力はありませんが、実質的なパートナー関係にある方々の権利を守る意義があります。公益社団法人マリッジフォーオールジャパンによると、2024年5月時点で450を越える自治体でパートナーシップ制度が施行されています。人口全体に対するカバー率は約85%にもなります。

鹿児島県内では、指宿市が2021年4月に、鹿児島市が2022年1月に、日置市が2023年10月に、そして隣の志布志市が今年の1月に、そして出水市が今年の2月に、この制度の採用をされています。

さらに、パートナーの子ども等も家族と見なすファミリーシップ制度にまで拡充している自治体もあり、結婚や家族の在り方は多様化しています。

そこで、最初の質問として、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の概要と、導入することによってどういった方々がどんな権利を享受できるようになると認識をしているか回答をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えします。

パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の概要と、導入することによってどういった方々がどんな権利を享受できるようになると認識しているかとのことでございます。

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない中で自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。この制度を利用すると、医療機関で家族と同様の扱いを受けられる、公共住宅への入居資格、生命保険の受け取りに

パートナーを指定することができる、民間の家族割りなどが受けられるメリットがございますが、そのサービスの内容は導入している自治体や民間によって異なります。

同じく、様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及び生計を同一にする子どもなどの家族について、相互に協力し合いながら継続的に共同生活を行うことを約束した関係であることを証明するファミリーシップ制度がございます。子育て支援等のサービスが受けられるメリットがありますが、この制度も導入自治体や民間で異なるものと認識しております。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 今、概要について御説明いただきました。

自治体によってパートナーシップ制度を同性カップルに限定するか、または異性カップルで事情によって婚姻届を出さない方々も対象とするかというところは自治体によって差がある。また、ファミリーシップ制度を導入されているところと、ないところでの違いもあるということで御説明をいただきました。

本町では、第3次大崎町総合計画において、3つの基本理念のうちの1つに、多様性を認めながら、互いに認め合い、支え合う結いの精神に基づいた地域社会の仕組みをつくりあげていくことを掲げています。また、それにひも付いている第2次大崎町人権教育啓発基本計画においては、基本目標の1つに、個人が尊重され、多様性や互いの価値観を認め合う社会の構築を掲げています。その本文にも、性的嗜好、性自認を巡る人権における現状と課題に関する課題もしっかりとございます。

これらの上位目標からも、町民の多様な生き方を尊重し、パートナー関係にある方々が安心して暮らせる環境整備をするためにも、パートナーシップあるいはファミリーシップ制度の導入が必要だと考えております。

ここで、2つ目の質問として、本町でのパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を検討できないかを御質問させていただきたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） お答えします。

本町での制度導入を検討できないか、性的マイノリティに加えて様々な事情によって婚姻届の提出をしない方も対象としていただきたいとのことですが、まず、本町での制度導入を検討できないかとのことでございます。現在、本町で策定の第3次大崎町総合計画の基本理念の1つに、多様性を認めながら互いに認め合い、支え合う結いの精神に基づいた地域社会をつくりあげていくこととうたっておりますが、性的マイノリティ、性的少数者に対する具体的な施策に触れたものではございません。

ただ、この制度を導入することにより、差別や偏見の解消、当事者の方の暮らし

やすさの向上につながることを期待され、そして多様性に対する取組は、SDGs 未来都市計画の基本理念である、誰一人取り残さないという目標を達成するためにも必要であると考えております。したがって、パートナーシップ制度の導入につきましても、他の制度とも深く関係しているものでありますので、町といたしましては検討すべき課題として捉えているところであります。

また、様々な事情によって婚姻届の提出をしない方を対象とするかどうかにつきましても、検討を進める中において対応していきたいと思っております。

- 1番（藤田香澄議員） 大崎町総合計画の基本理念では、性的マイノリティを対象としていた、想定していたものではないということではありましたが、今後の重要課題として検討していただけないかということでした。

今、検討されるということだったんですけれども、具体的にどのように検討を進められていくのかに関して教えてください。

- 町長（東 靖弘君） 具体的に検討とは何かという御質問でございます。先進自治体における制度の導入経緯や運用状況等を調査・研究してまいりたいと考えております。

- 1番（藤田香澄議員） 研究されるということで、現時点では、導入に当たっての懸念や検討の論点になる部分はどうにお考えでしょうか。

- 町長（東 靖弘君） 例えば、本町で導入後、この制度を利用している方が町外に転居した際、転居先自治体が当該制度を導入していない場合、引き続き権利を享受できなくなることになると思われまます。自治体を越えての取組が必要かと考えます。

また、町内事業所の福利厚生取組や、民間のサービスの取組が進むのかなどが考えられます。

- 1番（藤田香澄議員） 本町で導入した場合に、ほかの自治体との互換性というところで先進自治体の事例も参考にしながら検討されるということで、是非御検討していただければと思います。

3つ目の質問で、制度導入に当たっては、併せて町の各種申請要項等で、現状、法的な婚姻関係を前提としている部分も、同性あるいは異性も含むパートナーシップを認める旨に切り替えていく必要もあるかなと認識をしております。この点に関しては、どのようにお考えでしょうか。

- 町長（東 靖弘君） 制度導入に当たって、町の各種申請要項で法律婚を前提とした要件になっている部分を、パートナーシップを認める旨に切り替えていくことは可能かと考えております。

まず、町の各種制度の申請等の申請要件に、法律婚のみを前提としているものや、法律婚に加え、事実婚関係と同様の事情にある方も可能としているものもございま

す。例えば、法律婚を前提としているものとしたしましては、結婚新生活支援事業補助金があります。また、事実婚関係と同様の事情のある方も対象としているものとしては、公営住宅等の入居要件がございます。

しかしながら、いずれもパートナーシップの方は対象としていないところでございます。パートナーシップ制度を導入している自治体の多くは、同性カップルの公営住宅の入居を可能としているようでございます。先ほど申しましたが、町の各種制度の申請等のパートナーシップの方の取扱いにつきましても、先進自治体における制度の状況等を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○1番（藤田香澄議員） 今、現時点での町の各種申請には、法律婚を前提しているものもあれば、事実婚まで広げているものもあるけれども、一方で同性パートナーに対してはそこまで広げているものが、まだないというような答弁だったかと思えます。是非、ほかの自治体の事例も含めて御検討いただければと思うんですけれども。

事実婚あるいは同性カップルの場合、やっぱり法律婚と比較して、そのカップルにある状態を証明する手立てが複数にわたってあるというところで、どれをもってパートナーと認めるかという線引きが難しい部分もあるかと思うんですけれども、そこを統一していく、定義していくものが、このパートナーシップ制度に込められたものだと思っているので、現状あるいはこれから困る方々の権利もしっかりと、大崎町では安心して暮らしていただいて大丈夫ですということを伝えていけるように、パートナーシップ制度の検討は、ファミリーシップ制度も含めて、是非御検討いただきたいなと思っております。

最後に町長から一言いただければと思うんですけれども。改めて、パートナーシップ制度の重要性について、どのように認識をされているのか御回答いただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 先ほど、藤田議員のほうから県内の取組を実施している自治体の紹介がありました。また、隣の志布志市が実施しているという状況もありましたので、それにつきましてはいろいろ情報交換をしながら進めていきたいと思えます。そういった方向性で時代は進んでいると理解しておりますので、先進自治体の状況や意向を十分勉強させていただきながら、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○1番（藤田香澄議員） 是非、よろしく願いいたします。

続いて、2つ目の質問に移らせていただきます。

インクルーシブ公園の設置についてで、まずインクルーシブとは、すべてを含むという意味を持つ言葉です。そして、公園におけるインクルーシブは、年齢や性別、能力、経済的・社会的背景などの違いにかかわらず、すべての人が遊ぶことのでき

るインクルーシブな遊び場というものを指します。

例えば、遊具がブランコとかあると思うんですけども、そういったものに安全バーが付いていたりとか、あるいは寝そべて乗れるブランコであったり、遊具がインクルーシブだけではなく、遊び場全体に入る道が車いすでも入れるようにスロープデッキになっていたり、そういったものがインクルーシブな遊び場、インクルーシブ公園といわれています。

ここで、最初の質問なんですけれども、まずは大崎町の現況ということでお伺いいたします。本町における子どもが遊べる公園や施設など、対象年齢ごとの機会や目的がどういったものがあると認識をされているか教えてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

町内にある子どもが遊べる公園や施設に対する認識についての御質問でございます。単に子どもたちが遊べる公園、施設を考えますと、都市公園や農村広場、運動公園、体育館なども子どもたちが遊べる施設といえるのではないかと考えます。

その中で、遊具がある公園を申し上げますと、都市公園でありますふれあいの里公園、農村広場であります荒佐農村公園、キャンプ場敷地内にあります遊具施設がございます。以前は中央公園や他の農村広場などにも遊具が設置されておりましたが、老朽による危険防止のため、ほとんど撤去されております。

主に小学生ぐらいまでの児童が利用することを想定してつくられたと思われませんが、ほとんどの施設が昭和50年代から平成初期にかけて設置されたこともあり、当時は各小学校区単位に公園やグラウンドを設置するなど、各地区ごとに子どもたちが集まる施設として設置していたと認識しております。

○1番（藤田香澄議員） 遊具のある公園が、今3箇所あるということで、ほかにも運動公園とか図書館とかあると思うんですけども。時代背景として老朽化によって、前はあったものが、今は少なくなっている、撤去によってなくなっているという答弁でいらっしゃいました。

令和2年度に計画策定されている第2期大崎町子ども・子育て支援事業計画があつて、その中に6つの施策が掲げられています。そのうちの1つが、子どもと子育てに優しい地域環境の整備があります。さらにその中に、子どもの遊び場整備という項目があつて、そこには子どもやお年寄りはもちろん、障害のある方にも使用してもらえよう、地域住民の意見を取り入れた公園の整備を進めており、小規模公園も視野に入れながら整備に努めますという施策目標があります。先ほどの答弁では、時代とともに老朽化して、撤去をして今はないというお答えだったんですけども、こういった計画もあつて、一回撤去したものをどうしていく、足りなくなったものをどう対応していくかということに関してはどのように検討されていられ

やるでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

徐々に活動が活発になる幼児から低学年までのお子さんをお持ちの保護者の方は、一時も目が離せない中で子育てをされ、苦勞されていると思います。さらに、地球温暖化や異常気象により、世界中が異常高温となっていることも考えますと、雨の日だけではなく、暑い日も屋根のある施設で遊ばせることができればとお思いになることも当然のことだと思います。

一昔前のように、地域の公園などで世代を超えて集まって遊んでいた時代と比較しますと、温暖化や少子化、過疎化、防犯対策などを考えますと、安全・安心に遊ばせることができる公園、施設は不足していると捉えることができるのではないかと思います。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 安全に遊べる施設が不足しているということで、改めて、先ほどの子ども・子育て支援事業計画の施策、主な事業というところで、子どもの遊び場整備が、担当課が建設課で明記されていると思います。こちらに関しては、どのようにこの事業の推進は行われたのでしょうか。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時19分

再開 午後1時20分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 第2期大崎町子ども・子育て支援事業計画は保健福祉課で担当させていただいておりますが、今おっしゃったように、建設課の担当項目であるということで子どもの遊び場整備の分がございますが、その中で建設課が管理する公園の整備というところがございますが、これはふれあいの里公園についてのことが主でございますが、障害者用のトイレの整備、洋式化、おむつの交換台の設置、バリアフリー化、通路の安全対策などはもう既に整備をしております、そういう部分では検討が進んでいると記載しているところがございます。

現在の状況としては、毎年、遊具などの安全点検を実施しながら、安全基準に合致するよう補修・修繕などを繰り返しているところがございます。

○1番（藤田香澄議員） ありがとうございます。

この事業計画の内容としては、毎年の点検等と人に応じた更新ということで対応されているということで認識をいたしました。対応されていて、ただ、新規で上がってくる、暑いときの遊ぶ場所といったそういった要望に対しては、これからの対応という形で考えていらっしゃるというふうに私のほうでは認識をいたしました。

先ほど町長がおっしゃった、温暖化によって外で遊べなくなってきたという状況についてなんですけれども、私のほうでも親御さんの方々からいろいろと御意見をいただいております。勝手ながらなんですけれども、大崎町子どもの遊び場に関するアンケートを、グーグルフォーム、SNSのアンケート、あるいは対話の場で企画をして調査をさせていただきました。現状のアンケート結果の件数としては、現時点で12件ということで、とても多いわけでは全然ないんですけれども、その中でも貴重な御意見として上がっているものが、先ほどおっしゃったように、屋内で遊べる場所とか雨の日に屋内で無料で遊べる場所がほしいとかのほかにも、現時点であるあすばるの公園が、週末になると混んでいて、小さい子どもがなかなか大きい子どもと遊ぶのにちょっと危なっかしい、なので、そういった子も自由に遊べる場所がほしいとか、あるいは障害があってもなくても利用できるような場所がほしいという声をいただいております。ちょっと、まだ回答件数としては決して多くはなくて、引き続き私のほうでも調査をさせていただきたいと思っているんですけれども、少なくとも障害を持つ子や低学年の子の遊び場、あるいは夏場の暑い日など外で遊べないときに中で遊ぶ場所がほしいという意見が上がってきています。この実態について、先ほど町長からは天候に関するお話があったと思うんですけれども、こういった低学年の子や障害を持つ子の遊び場に関しては、今どのように認識をされていらっしゃるでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 障害の有無や年齢、性別、国籍などを問わず、皆が楽しめるインクルーシブ公園の設置の検討はできないかということでございます。つまるどころ、これまでインクルーシブ公園についての検討をしたということはございませんでした。

ただ、これまでも、公園に対する要望、特にふれあいの里公園は非常に人気もあります。たくさんの人々が利用されている中で、幼い子どもたちには利用しづらい、遊具が足りないなどの声も伺っております。老朽等による遊具の更新の際には、障害者にも配慮した遊具への変更も検討いたしますが、私としては雨天時や温暖化にも対応できるような屋根付きの広場等を設置したいという思いもあり、関係課にも検討を行うよう指示しているところでございます。

野方地区において、定住促進のための分譲を進めておりますが、分譲と併せて、その周辺に小規模な公園または遊具の設置ができないか検討したいとも考えており

ました。先日、野方荒瀬地区に設置されている荒佐農村公園を見に行きました。昭和59年の農村整備モデル事業で東屋とブランコ、鉄棒、滑り台などが設置されていますが、利用できる状態になく、改めて対象年齢の子どもたちが楽しく利用できる遊具等の在り方を考えたところでもございました。

議員がおっしゃるように、既存施設をリノベーションする手法が有効ではないかと思いますが、その前に、まずは小中学生や小さなお子さん、障害のあるお子さんをお持ちの保護者などからもう少し意見を聞きながら、例えば、今回スタートいたしました女性活躍推進会議や現在進めている子ども・子育て支援計画策定における委員会等において、より具体的な意見を伺いたいと思っておりますので、もう少し時間をいただけたらと思っております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 老朽化の更新の際に、改めて検討というところと、今、既存の場所で必要に応じて屋根を付けることも検討されたいという御答弁だったかと思えます。

女性会議であったり子ども・子育て会議の場も活用されていきたいということで、それはすごくいいことだなと思えます。最後の質問でも書かせていただいたんですけども、設置を検討する際のやり方として、インクルーシブ公園のやり方が特に特徴的で、何かをつくるというときに住民の方とも対話の機会を何回か設けて改善をしていってつくっていく。つくった後も定期的に住民の方を交えて、改善点や困りごとなどを聞いて改善していくというそういったやり方も非常に特徴的なものになっています。ですので、先ほど、インクルーシブ公園はもう少し検討されるということだったんですけども、そういった検討のやり方として、是非、住民の方々の双方向の対話ですね、パブリックコメントみたいな一方向の意見を募るんじゃなくて、双方向の対話で、大崎町にとって今必要な居場所を検討していただきたいと思っております。その点に関して、もし何かございましたら。

○町長（東 靖弘君） 先ほど申し上げましたとおり、設置を検討する場合に、まずは具体的な御意見を伺っていきたいと考えています。議員がおっしゃるように、意見交換を行いながら継続して検証・改善を繰り返すことはとても重要なことだと思っております。

地域によっては、まちづくりに子どもの声を反映させる仕組みとして、子どもたちと大人が対応に意見交換を行う場をつくり、公園の見直しなどの子どもたちの声を、要望書として自治体に提出した事例もあるようでもございます。本町でも、このような取組ができないか検討していきたいと思っております。

先般、こういった新聞記事もありました。そういったところを引用して答弁もさ

せていただいているところでありますが、先ほども草原議員の質問にお答えしたところがありますけれども、こども・子育て支援法の中でも特に言われているのが子どもの権利というところが上がってきております。したがって、いろんな新聞報道を見るときに、こういった関連の記事については子どもプロジェクトみたいな中で子どもたちが積極的に意見を述べて改善を求めてきているといった実例が結構あるところがございますので、私のほうも、高校生、中学生、小学生ですけど、どういうふう考えているのか、どういうふうな改善を要望しているのかといったところの意見をしっかりと捉えていきながら、もちろんインクルーシブですので様々な意見を捉えていきながら、現状の地球温暖化の進んでいる中では、やはり必要な施策として位置づけて進めていきたいと考えております。

○1番（藤田香澄議員） 是非検討いただければと思います。

最後に、町長の施政方針でも子育て支援の中身として、子どもの居場所づくり、あるいは移住・定住促進政策で、現状は住宅政策で進めていらっしゃると思うんですけども、私の意見としては、公園や施設を拡充させていくことによって、中長期的には子育て支援政策の充実化からの、さらに定住人口の確保や定着を促すメリットが期待できるものかなと考えております。そこに対して、どの程度認識がえられるか、最後にお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） そこに住む人にとって、施策として求めていくものの中で、子育て中の親御さんであれば、ただいま御質問が出ているようなものも求めていかれますし、また、子どもたちも求めるものがあると思っております。そういったことがうまく調和して定住人口の増加といったことにつなげていけるような施策としては非常に期待できると思っております。

私自身、インクルーシブな公園は今回初めての一般質問でありますので、その中で職員共々に勉強してきたところで、確かに多様性のある社会づくりの中では理解し進めていくべき施策であろうと考えておりますので、そういった住みよい、あるいは居心地のよいといいたいまいしょうか、そういう環境がつかれるように努力してまいります。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。次は、13時40分から再開いたします。

-----○-----
休憩 午後1時33分
再開 午後1時40分
-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、6番、稲留光晴議員の質問を許可いたします。

○6番（稲留光晴議員） 日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき、また、関連する質問をいたします。

まず、はじめに、小中学校教員の長時間労働に歯止めをかけることについてであります。今こそ教員の長時間労働に歯止めをかけなければ、学校が持続できない。異常な長時間労働となっている状態が報告をされています。国が2021年4月の始業時点で2,558人の先生がいないと発表し、社会に衝撃を与えました。各地で教員不足が起き、現在はさらに進行しているといわれます。担任がいなく、交替で担任を受け持つ、一人で2クラスを同時に教える、また専門外の先生が教えるなど、教員が欠員となった学校の様子は深刻です。欠員の分、負担がさらに重くなり、それが先生の病気、休職を生むという悪循環になっている模様です。このままでは、本当に学校が回っていかなくなる心配があります。これが現場の実態の報告となっています。

それでは、本町教員の勤務実態はどうかについてお尋ねをして、最初の質問いたします。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

教員の勤務実態についてでございますが、教員の時間外在校等時間、いわゆる残業時間でございますが、平成31年1月の中央教育審議会答申によりますと、月45時間以内という上限のガイドラインが示されております。本町の令和5年度の月45時間以内の時間外在校等時間の割合は、82.7%と8割以上の教員が月45時間以内であり、一方、管理職や一部の教員は職務が多岐にわたっていることから在校時間が長くなる場合もございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 今、私は本町の小学校、中学校の教員の実態というのをお尋ねしたわけでございますので、そのへんはちゃんとデータ化されていると思うんですけども。あと、一日の勤務時間、授業時間ですけども、そこら辺りをお尋ねしていますので答弁をお願いします。

○教育長（穂園正幸君） 時間につきまして、担当課長が答弁いたします。

○教委管理課長（相星永悟君） 令和5年度の実態で申し上げますけども、小学校につきましては、6校ございますのでその平均、中学校につきましては、1校ですのでその実数を申し上げます。

まず、小学校ですけども、月45時間までの割合が84.2%、68.5人でございます。45時間から80時間が10.1%、人数で8.2人でございます。80時間以上に関しましては5.7%、4.3人となっております。

中学校ですけれども、45時間までが74.4%、20.1人、45時間から80時間が20.9%、5.6人、80時間以上が4.7%、1.3人となっております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 聞いて非常にわかりづらいですが、平日の授業時間と、そのほかの学校に出られて学校を退出される時間帯なんですけどね。平日の勤務時間で

○教育長（穂園正幸君） 先ほど申し上げたのは、月の45時間以内、それ以上の部分の割合を申し上げましたが、一般の教員について申し上げますと、週当たりの時間外在校等の時間が最も少ない教員で4時間、週当たりです、そして最も多い教員で13時間、平均しますと8.5時間となるような形で、1日、1日の平均値は、今のところデータ等は持ち合わせておりませんが、週の時間でいいますと、そういうような時間外の勤務になっております。

○6番（稲留光晴議員） 公務員は時間帯は7時間45分、役場ではそうなのですが、1日の授業数が8時間以内に入っているかどうかを私はお尋ねしているんですが。8時間労働となっているかどうかなんです。45時間とか残業時間等を含めて、ちょっと時間帯のはっきり私は理解できないところなんです。8時間労働になっているんですか。

○教育長（穂園正幸君） 教員の場合も、一般の公務員と同じように7時間45分というのを勤務の時間に割り振っております、先ほど議員がおっしゃるように、授業時間はその時間帯の中でやって、最大限は6校時までという形で、低学年の場合は4校時とか5校時までであるんですけども、その時間内で勤務するという事になっております。

○6番（稲留光晴議員） 今、4校時、6校時とおっしゃいましたが、コマ数といった、4コマとか1日の授業数、実数というのがありますが、それは4コマとか6コマとかという先生方もいらっしゃるわけですよね。だから4コマの実数を持っていらっしゃる先生と、毎日が6コマの先生に対しては7時間45分以内で授業が済むのかということなんですけど、そこあたりはどうでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 毎日の平日の時間は、先ほど申し上げましたが、最大6校時までであって、その時間は7時間45分の中にはまっております。それが、例えば5時以降とか6時以降に授業をするということとはございません。ですので、7時間45分の勤務時間内に授業は完結するようになっております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 先生の仕事というのは授業だけではないんですよね、それ以外の仕事というのがあると思うんですが、何項目ぐらいあるか答弁願えますか。

○教育長（穂園正幸君） 授業が主な部分ですけれども、御案内のとおり、放課後等も
ございます。その時間に、校務分掌がありますので、例えば生徒指導の担当をされ
る方は生徒指導に関する事、保健指導に関する方は保健の部分の業務に関する部
分をされたり、あるいは担任とか、中学校は教科担任ですけれども、成績処理とか
いろいろ出したプリントの採点でありますとか、そういう部分もいたしますし、あ
と会議等がございますので、職員会議あるいは何々部会とか、いろいろな教科の部
会とか会議、研修会等にも参加しております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 私がお尋ねしたいのは、6時間授業をされている、その後、
今、教育長がおっしゃったように授業以外の仕事があるわけですね、そういった
方々の残業時間というか、授業以上の8時間を越えた仕事というものに対して、長
時間労働に歯止めをかけるということで一般質問を今しているわけですが、そこあ
たりのところをですね、6コマ以上を受け持つ教員の方々の長時間労働ということ
に対して別に問題はないという認識でいらっしゃるわけですかね。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど申し上げたとおり、担任の先生方、いろんな先生方の
部分で業務が多岐にわたる個別の先生方もいらっしゃると思いますが、週当たりの、
いうと正規の勤務時間を越えて勤務していらっしゃる、在校時間外の在校時間で最
も少ない方で週に4時間、残業といいたいまいしょうか、そういうふうにしてらっしゃ
るし、最も多い教員で13時間、週当たりしていらっしゃるというのが実態で、平
均しますと8.5時間ということになります。

そういう中で、長時間の勤務になりまして教師が疲弊して、それが結果的に子ど
もたちのためにならないというのであれば、やはりそのへんは業務改善やいろんな
部分を講じていかないといけないと考えております。

○6番（稲留光晴議員） 今、教育長がおっしゃった平均的な残業時間、8時間という
ことですよ、週平均。ということは、月曜日から金曜日まで5日で8時間ですか
ら、一日2時間しないと、授業以外で2時間ないと。それで授業以外で、教員の先
生方がそれで済んでいらっしゃるのかどうか。特に6コマ、毎日授業されている先
生、授業以外に仕事があるわけですね。ということは、1日大体10時間仕事をされてい
るという計算になりますが、その先生方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（富重幸博議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時55分

再開 午後1時56分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開します。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

週の8時間ということですので月に換算しますと45時間以内になるかと思えますけども、先ほど小学校6校の平均で申し上げましたとおり、小学校では84.2%、68.5人の方が月45時間以内のガイドラインで収まっていることで数字が出ております。中学校につきましては74.4%、20.1人の方が45時間以内で収まっているという数字が出ております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） ということは、残りの二十数パーセントの方は収まっていないということになりますよね。それを全体の教員数に掛ければ出ると。その数字に収まっていない先生、二十何パーセントいらっしゃるわけでしょう。八十何パーセントの方が収まっている、あと75%の方が収まっている、あとの25%とか20%、収まっていない先生もいらっしゃるわけですが、私は収まっていない先生のことについて今日はお尋ねしたいということなんです。収まっている方はそれなりに長時間と言えるのかどうか、決められた残業時間内に入っているから認められるということなんだろうけども、それ以外に入っていない先生方ですね、その先生方を主に教員の長時間労働というように、長時間労働がやっぱり心身に影響を与える、休職をされたり、そういったことを私は今回はお尋ねしたいということなんです。そこ辺を深くかみ砕いて私は聞きますけども、どうですか。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど、上限のガイドラインが45時間以内ということでパーセントを申し上げました。それを越えている教職員のことについてということでございますので、そのことについては管理職を含め一部の先生方は時間を越えているとすることがあります。その部分については、今、学校のほうでも適正な時間外在校等の時間を実現するために、ICTを活用した業務の効率化あるいは勤務時間の管理、それから定時退校日、今日は定時で帰っていただくという設定とか周知徹底、それから放課後の時間を生み出すための業務の見直しというのをやっておりますし、特に大崎中学校では部活動指導員の配置、それから部活動の地域移行を進めて、週休日での部活動の従事時間を減らしたりする取組をしておりますし、さらに、本年度から教員業務支援員1名を配置して、授業に使うプリント等の印刷等、教員の業務の支援を行うような手立てを行っているところでございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） わかりました。

私はもうちょっと中教審とか全国の教育関係者の方々の報告を見聞きしたりして長時間労働ということを取り上げたわけですが、学校の規模とか、クラスが多い学

校とか、全校生徒が1,000人以上とかという学校と、本町の学校の規模ということでも残業時間とか休憩時間とかというのは変わってくると考えているんですが、全国的なそういった教員が少なくなった、教員を志す人たちが減ってきたというのが出てきているものですから、そういったことで今回は勤務実態ということでお尋ねをわけです。

あと、もう1つ、2番目にありますが、公立学校教員給与特別措置法があります。私はこの影響と書きましたが、これを説明をしていただいていた方がいいですか。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

ただいま、公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の影響についてでございますが、中央教育審議会の質の高い教師の確保特別部会の審議のまとめによりますと、教師の処遇改善の一環といたしまして、教員調整額の率については、現在の4%を少なくとも10%以上にすることが必要であり、その水準を目指していくべきであるとなっております。今後も、国の動向を注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 教育長、余りにも内容を省略しすぎなんですね、今の説明は。給特法というのは教員には残業代を支給しない、労働基準法の残業代の条文37条は教員には適用しない、その代わりに給与に4%を上乗せして本給として支払うと、4%調整額ということなんです。今、4%から10%に上げようという話も出てきておりますけれども、それだけではやっぱり、4%というのが月1万円から2万円の間の、これは残業代に代えるということなんですよね。先ほどの時間外に入っている先生方のそれに見合うかと、4%、10%ぐらいでですよ。そこあたりは、どうお考えでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 教員の調整額の件についてだと思いますが、給特法ができたのが昭和46年に成立しております。当時、教育現場において教員には原則として時間外の勤務を命じないということになっておりまして、例外的に4項目ございまして、児童・生徒の実習に関する業務、2番目が学校行事に関する業務、3番目が教職員会議に関する業務、4番目が非常災害などのやむを得ない場合の業務の超勤の4項目が定められて、当時の勤務実態調査の結果、この超勤4項目に当たる超過勤務時間が大体月8時間ぐらいと算定された結果、残業代の代わりに月8時間分の超過勤務手当相当分の給料月額4%を教職の調整額として、当時、昭和46年の頃からそのままだったわけです。

それで、先ほど申し上げました令和6年5月13日に出されました中教審の特別部会では、その部分を10%以上にすべきではないかと、これは処遇改善の一環

としてそういうふうを持ってきて、そのほかにも、例えば教職員の定数を増やすとか、今、ちょうど小学校では35人学級をやっておりますが、そういうふうにも中学校あたりもそうしたらどうかとか、あと、小学校の高学年については教科担任制を持っていったらどうかというのを中学年までしていったらどうかということ、それから、先ほども大崎中の教員の業務の支援員のことを話しましたが、そういう新たなスタッフの方々も雇ったらどうかということで、処遇改善とは別に定数の改善というところまで審議のまとめのほうでは報告を受けておりますので、今後、そのことを踏まえて法の改正等が国のほうでも国会等で議論になっていくのじゃないかと思っておりますので、今のところは、私たちは国のそういう動向を見極めながら注視していきたいということでございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 了解をいたしました。

あともう1つ、ちょっと関連づける点があるんですが、先ほどから同じことを聞いているんですが、管理職の方、75%、80%の枠に入っていない25%の先生の方々の健康状態というのがあるんですよ。そこあたりは最後のことでお尋ねすることなんですが。管理職の先生という方は、結局、一般の先生方と同じ給料体系では、校長先生、教頭先生、それ以外の主任の先生とかという先生方は給与は違うわけですね、給与体系は。4%とかそれは全く一緒になっていきますか、私は詳しくないものですからお尋ねしたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） 教職の調整額につきましては、一般の教員についてはすべての教員が調整額をもらっております。それ以外に手当と、例えば修学旅行に行つて、夜間、子どもたちの引率で面倒を見るとか、あるいは宿泊学習、あるいは中学校の部活動の引率、あるいは複式学級を持っている先生、そういうような特別支援学級を持っている先生とか、個別にほかの手当等がございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 特別支援学校の先生方は、今、支援学級が増えている状況ということをお尋ねしているんですが、その先生方の健康状態ということで、3番目ですね、健康管理、健康診断とかされていると思うんですが、報告は教育委員会のほうには把握をされておりますか、休職されている先生方の状況ということなんですが、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） まず、健康管理の実態、教職員の部分について出ございますが、教職員につきましては、学校保健安全法第15条によりまして、毎年、定期的に健康診断を行うことになっております。本町でも、学校医の医療機関での健診あるいは人間ドックでの健診を受けております。

また、労働安全衛生法により、学校における衛生委員会や、毎年7月にストレスチェックも実施しております。

事後措置につきましては、健診後の再検査やストレスチェックで気になる職員には管理職のほうから面談をしたり、声かけをしたりしておりますし、また、県の教育委員会が実施する教職員よろず相談等の相談機関を紹介したりしております。

付け加えて、衛生委員会で出た意見で、環境のいろんな改善についての意見が出た場合には、それぞれの学校で環境改善に向けて取り組んでいるところでございます。

また、夏休み期間中にはリフレッシュウイークを設けておりまして、業務改善の一助になっているところでございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 健康管理に関しては養護の先生が、責任というとおかしいですが、ある先生がちょっと体調を壊して休職されるとか、校長先生とかそういった方々への報告は養護の先生がされるんですか、と思うんですけどね。そこへのデータというのは教育委員会のほうでは把握されておりますか。

○教育長（穂園正幸君） 教職員の健康管理という部分については、一義的には管理職のほうできちっと把握するようにしております。養護教員の場合には、児童・生徒の養護ということで、教職員については管理職のほうで、例えば人間ドックを受けた本人にも結果が送ってきますが、その結果は必ず管理職に本人から報告するようになっておりますし、もちろん、学校のほうで定期的に健診をした場合には、その健診の結果も、まず管理職のほうでチェックをして、この先生が例えば要精密だとかそういう場合には精密検査に行ってくださいとか声かけをするようにして管理しております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 教職員のメンタルヘルスの不調の背景ということですね、養護教諭は健康相談に応じている実態があるんですよ。今、教育長がおっしゃったように、児童・生徒だけじゃなくて、教職員のメンタルヘルスの不調の関係ですね養護の先生が相談に応じているというそういう実態があると言っているんですが、教育委員会の管理課のほうにはそういった実態とかデータのものは全く入っていないですか、私は休職者が何人いるかといっても、いかがですか。

○教委管理課長（相星永悟君） 令和5年度の実績で申し上げますが、人間ドックを受診された方が53名、それから学校医の医療機関で受診をされた方、これも53名でございました。病休の方が3名、育休の方が6名おられた結果です。

それから、本日現在で休職をされている方が、小学校で1名でございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） あとですね、もう1点、この件で聞きたいと思います。

今、子どもたちの不登校問題、以前に比べて急増している、いじめ等も深刻になっているという状況がある中で、先生たちも体調に関して、子どもたちも体調を崩すとか、先生たちがですよ、先生たちの体調に子どもたちも原因があるんじゃないかと私は思うんですが。

○議長（富重幸博議員） 稲留議員、今、通告外ではないかという指摘の声がありますが。

○6番（稲留光晴議員） 関連をする質問をしていますので。

先生たちの不調が生徒・児童たちに影響をしているんじゃないかなというのが私はあると思うんです。そこあたりはいかがですか。

○教育長（穂園正幸君） 先生方の不調、健康面についての要因というのは様々な要因が考えられるんじゃないかなと思います。また、個別でもその要因は違うと思いますので、議員がおっしゃいますように、不登校の児童の対応に対して非常に悩みがあったとかという先生もいらっしゃるかもしれませんが、現在のところ、そこまで調査を行っておりませんので、今後、先ほども申し上げたとおり、教師自身が精神的にも健康面でも疲弊するということは、疲れ切って子どもの前に出て笑顔もないとかそういうふうになるといけませんので、健康管理というのは精神面についても非常に大切だと思っておりますので、学校とも連携を取り、先ほど申し上げたとおり、健康管理、健康診断、それからストレスチェックという部分についても、常に管理職のほうからも声かけをしたり、先生方の健康面については重々、これからも健康な体で、明るい笑顔で子どもたちの前に立って授業をしていただくように前向きに捉えていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 了解いたしました。

それでは、次の2番目に入ります。自衛隊への名簿提出について、名簿提出をしているかということ、名簿といえば当然御理解されていらっしゃるでしょうから、されているか、18歳から22歳、いつから始まったのか、何人分提出したかをお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

自衛隊への名簿提出につきましては、自衛隊鹿児島地方協力本部長からの依頼に基づき、自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報を提供しております。

提供方法につきましては、紙媒体または電子媒体の提出方法がございますが、本町では個人情報が必要最小限に留めることを踏まえ、当該年度に18歳、22歳に

到達する町民の住民基本台帳に登録された氏名、住所、生年月日、性別の情報を紙媒体により提出しております。

2つ目の質問につきましては、総務課長のほうで答弁させていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 名簿をいつから提出しているか、そしてまた、提出された人数はという御質問でありましたのでお答えさせていただきたいと思います。

自衛隊に対する募集対象者情報につきましては、自衛隊から法令に基づく依頼があったことを受け、令和2年度から紙媒体での提供を行っております。

また、自衛隊に提供した人数でございますが、年度、年齢区分ごとに申し上げます。令和2年度、18歳、97名、22歳、64名。令和3年度、18歳、69名、22歳、51名。令和4年度、18歳、95名、22歳、54名。令和5年度、18歳、101名、22歳、63名となっております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 今、答弁いただきましたが、名簿を提供すべき根拠は何なんですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

自衛官募集事務は市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法第97条第1項により、都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定されており、同法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができると規定をされております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 今、町長から答弁をいただきました。

自衛隊への18歳、22歳の、これは市民の名簿ですよ。憲法13条に個人の尊重や個人情報保護法というのがあるんですが、保護法に抵触しないのかと思います。どうしても提供しなきゃいけない理由があれば、該当する本人から事前同意を得る手続を取ること、同意を得るに当たって説明文書、返信用封筒を添えた同意書を郵送するなどして、本人が趣旨を理解し、意思表示をしやすい方法を取ることというような、今、私が言いましたこういう同意は、今、課長のほうから言われた人数分には同意を取られているのかどうかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 個人情報の保護に関する点につきましては、総務課長のほうで答弁いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えしたいと思います。

まず、本人に同意を取っているかということからお答えさせていただきたいと思

います。これまで、本人からの事前同意は取っておりません。自衛隊への情報提供を希望しない方への配慮として、本人あるいは親権者などが除外申請をしていただくようホームページで周知しているところでございます。

それから、個人情報のことも御質問があったかと思しますので、併せて答弁させていただきます。個人情報の保護に関する法律では、個人情報の提供を制限しておりますけれども、同法第69条第1項に、法律に基づく場合は提供できる旨を規定しております。募集対象者情報の提供は、法令に基づき提供しようとするものであり、適正な事務であると認識をしているところでございます。

しかしながら、自衛隊に自己の個人情報の提供を望まない方もいらっしゃると思しますので、そのような方への配慮として、情報の提供をしてほしくない旨の意思表示を行った方については、御本人から、あるいは御親族の方から除外申請をしていただくことにより、自衛隊への情報提供から除外することとしているところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 除外申請というのは、先ほど課長が言われました令和2年から令和5年度で名簿を提出するということは、これも除外申請をされていらっしゃるわけじゃないですか。当然同意を得ないで自衛隊に名簿を送っているわけですよ。ちょっとそこあたりが私が今言いました情報保護法というのがあるからですねおかしいのではないのでしょうかと言いたいんですが。もし、ちゃんとした除外申請がないとすれば、同意を取ることに以外に面倒な除外申請を出して、保護者の方とか子どもたちにですねそういった除外申請をしてくださいと広報で言ってもですね、めんどくさいわけですね。果たして周知とかしたときに、親とか子どもさんが対象になる人たちの方の負担になると。除外申請等をする必要がないとすれば、同意を取って確実に同意書をもらうしかないと思わうんですよね。課長がおっしゃった除外申請は、いつから始まっておりますでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） 除外申請の件についての御質問でございました。

本町におきましては、除外申請手続きにつきましては、令和5年度から開始をしております。除外申請期間につきましては、今年の1月1日から2月29日までの2か月間、申請期間として設けているところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） これまでは除外申請も何もなくて送っておったわけですね。これは大崎町だけじゃないんですが、こういった個人の尊重とかこういったところでですね。

あと、もう1点ですね、自衛隊に名簿提供は違憲であると、18歳の高校生が奈

良地裁に国賠提訴をしております。自衛隊に名簿を提供するのは、憲法など違反するとして、奈良市の高校生、18歳が、この記事は2024年3月ですから、今年の3月29日に奈良市の高校生が奈良市を相手取り慰謝料などを求める国家賠償を請求、訴訟を奈良地裁に起こした。原告弁護団によると、この問題で個人情報が提供された当事者が原告となって訴訟が提起されるのは初めてということの記事があります。これらの行為はプライバシー権を保障した憲法13条や個人情報保護法などに違反をしているとして、精神的な苦痛を負った。慰謝料など約110万円の支払いを求めている。奈良市には情報提供を望まない人は否定できるとする除外制度が設けられているが、周知がきわめて不十分であることや、憲法第19条が保障する思想・良心の自由を侵害するとして違法であると主張している。また、高校生は、自分の個人情報が自衛隊に、本人の承諾もなく渡っていることがすごくおかしいと思った、はがきが届いたことは怖いと、コメントを出したという、こういう違憲ということで出ている実際もあります。今、私が読み上げました件について、本町としてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えしたいと思います。

先ほども答弁いたしました、本町では法定受託事務ということで、自衛隊への情報提供については適正な事務を行っていたと答弁させていただきました。今、稲留議員さんから、ほかの自治体で訴訟関係が起こっているというような情報提供もあったところでございます。これについては本町ではまだないところですが、今後ある可能性もありますので、今後、訴訟の経過を注視するというのと、あるいは、今後、また自衛隊などの関係機関と協議していくことが必要かなと感じたところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） とにかく同意を取るとというのが、私は前提でございます。

次の5番目の、自衛官募集看板、正面のところの上にてかい「自衛官募集」というのがつくってありますが、これも名簿提出を求められた時期から、この看板は、いつからつけられているのか。それと、国からの交付金というのが当然、事務委託という名目で交付金が入っておりますが、自衛官募集の看板をつけられた経緯、意図ですね、この説明、交付金、更新とか修理とか交換とかありますが、ここらあたりをお教えてください。

○町長（東 靖弘君） 明確な年度は把握できておりませんが、看板設置の経緯につきましては、本町が自衛隊募集事務の推進に資するため重点市町村に指定され、自衛官の募集に関する模範的な広報及び宣伝活動等の一環として自衛官募集の看板を設置した要でございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） したようでございますと、今、町長がおっしゃったけど、町長が町長になられる前から、当然この看板というのはついておりましたですか。

○町長（東 靖弘君） 明確なお答えはできませんので、把握できておりませんということで答弁させていただきました。かなり以前からあったものと理解しております。

○6番（稲留光晴議員） 最後になります。経緯もはっきりされていないということですかね。国からの交付金というのが、事務委託というのがこの看板等についてあると思うんですが。あと、看板ともう1つ、向こうのほうにガラス張りの工事を建設しておりますが、紙媒体の自衛官募集の写真が入ったのがあります、それを含めて自衛官募集の事務委託料は幾らになっているんですか。

○総務課長（上橋孝幸君） まず、看板設置の経緯から、先ほど町長も答弁いたしましたけれども、まず、その頃は合併していない頃だと思いますが、県内でたくさん市町村がある中で、重点市町村というのが指定されておりました。そのときの国からの委託金を活用して設置されたのではないかと、以前の担当者からは聞いているところでございます。

それから、国の委託金の金額についてですが、年度によってばらつきはございます。最近では1年に2万から3万円。それから、重点市町村に指定された場合だと、本町でいきますと十数万円、国からの委託金が交付されております。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） うちでは年13万円ということですね、重点市町村ということで。ちゃんと交付金をはっきりしているわけでしょう。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、直近5年間程度の交付金の額を申し上げたいと思います。

令和5年度3万2,000円、令和4年度2万4,000円、令和3年度1万2,000円、令和2年度1万9,000円、令和元年度1万2,000円ということで、それぞればらつきはあります。自治体の人口規模等にもよると思うんですが、本町の場合だと十数万円が、重点市町村になった年度は交付されているというようなことでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） こんなにばらつきはあるんですね。わかりました。

これで、私の全質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これをもちまして、本日の日程の全部を終了いたしましたの

で、本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後2時35分

第 3 号

6 月 1 4 日 (金)

令和6年第2回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月14日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（6番，7番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 鷺東慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 上野明仁
副町長 千歳史郎	建設課長 時見和久
教育長 穂園正幸	農委事務局長 松元昭二
会計管理者 岡留和幸	水道課長 本松健一郎
総務課長 上橋孝幸	教委管理課長 相星永悟
企画政策課長 渡邊正一	社会教育課長 宮本修一
商工観光課長 鎌田洋一	税務課長 川越龍一
町民課長 谷迫利弘	
環境政策課長 竹本忠行	
保健福祉課長 岩元貴幸	

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 久保健一朗
次 長 松元幸紀

議事係長 上床就路
庶務係主査 隈本紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、稲留光晴議員及び7番、神崎文男議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（富重幸博議員） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。

まず、3番、岡元修一議員の質問を許可いたします。

○3番（岡元修一議員） 皆さん、おはようございます。

今日、私は、自然災害対策についてと本町における地域コミュニティについて質問します。

2024年に入り、自然災害対策について再考を促す出来事が相次いでいます。まず、1月1日に発生したマグニチュード7.6の石川県能登地震では、6月4日現在、死者260名、負傷者1,316名が出ました。建物全壊・半壊、一部損壊は、合わせて12万5,711棟に上り、大火災が発生し、多くの家庭で断水が起きました。また、他の資料では、国道や県道は一時的に185区画で寸断され、土砂災害は440件に及びました。これに伴う家屋被害は、全壊・半壊、一部損壊で115棟となり、孤立地区も一時期24地区3,345人が影響を受けました。元日のテレビ映像を見た後、日を追うごとに拡大する被害の大きさに愕然としました。

その後、4月4日にはマグニチュード7.4、震度6強の台湾地震が発生し、死者9名、負傷者821名を出しました。映像では、傾いたビルも映し出されました。沖縄県の宮古島八重山地方と沖縄本島地方には津波警報が発令され、高台へ避難を試みる車で道路は大渋滞になりました。今年度に入ってから、4月8日の小学校入学式の最中に、大隅半島東方沖でマグニチュード5.2の地震が発生しました。震度は宮崎で5弱、大崎町で4を記録しました。そして、4月17日には豊後水道を震源とするマグニチュード6.6の地震が発生し、四国の愛媛、高知両県で震度6弱を記録しました。この地震では、負傷者12名、建物一部損壊9棟となっています。また、6月3日には、能登半島でマグニチュード6.0の余震が起きました。

た。マスコミでは、4月17日の地震は南海トラフ地震とは直接の関連性はないと報じています。しかし、関連性がないとしても、地震の活動期に入っているのではないかと危惧されます。

防災に関しては、今まで同僚議員が数多くの質問をしてきましたし、私も9月議会で質問しました。今年に入ってから頻発する地震、それに伴う災害。8日には梅雨入りしましたが、梅雨を迎えての自然災害について、町長はどのような感想をお持ちでしょうか。これを最初の質問とします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、家屋の倒壊、大規模火災、津波、道路寸断など、甚大な被害が発生いたしました。地震は突然襲ってくるものであり、改めて危機感を強めたところでございます。また、今後は本格的な大雨、台風シーズンを迎えることとなりますが、本町の防災危機管理につきましては、台風や豪雨などの風水害対策や地震への対策、防災体制の強化など多岐にわたりますが、あらゆる自然災害の形に備えた対応をしていかなければならないと考えております。

○3番（岡元修一議員） それでは、地震に関する質問ですが、本町の震度計はどこに設置されていますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、総務課長のほうで答弁をさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

本町に設置しております震度計につきましては、平成19年4月に、独立行政法人防災科学技術研究所が旧大崎町研修センター敷地内に設置しております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 昨年9月の一般質問で確認しましたが、本町には111箇所の急傾斜地が存在します。能登地震でも440件の土砂災害が発生し、これに伴う家屋被害は全壊・半壊・一部損壊で115棟となり、孤立集落も一時24地区3,345人が影響を受けました。

本町においては、地震に限らず、この梅雨から台風への豪雨による危険性は常にあります。令和2年7月6日には持留校区で、空き家ではありましたが、土砂崩れにより全壊をしています。あの光景は今も目に焼き付いています。本町の急傾斜地で民間に直接及び間接的に影響を及ぼす危険性のある急傾斜地は存在するでしょうか。あるとすれば、何箇所把握していますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましても、総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 急傾斜についての御質問でございます。土砂災害警戒区域

内にあり、急傾斜地の崩壊により人家などに危害が生ずるおそれのある区域として、先ほど議員がおっしゃいましたように111箇所が指定されている状況となっております。

また、その区域内には521戸数が保全人家として指定されている状況でございます。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 521戸数はかなり多い数字だと思いますし、戸数以上の人が住んでいると想像すると、何らかの対策が必要です。本町は、この場所などに対する災害回避対策を何か具体的を取っているでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

これまでも、大雨や台風などにより土砂災害の危険性が高まった場合は、警戒レベル3、高齢者等避難や警戒レベル4、避難指示を発令し、住民の方々には早めの避難を呼びかけております。

また、大崎町総合防災マップにより、改めて自宅の災害リスクや避難行動を確認することや、最新の気象情報を把握するなど、平時からの備えの必要性を住民の方へはお願いをしているところでございます。

ハード面につきましては、急傾斜地崩壊対策事業により、のり面工事など斜面の崩落や滑落防止に努めているところでございます。

○3番（岡元修一議員） やはり住民による自主避難頼みの感が否めません。土砂災害などの自然災害は、私たちの生活にとって大きな脅威です。自主避難は基本的な対策として重要ですが、情報が不足している場合や誤った常用に基づいている場合には、適切な避難が困難になることがあります。特に高齢者や障害をお持ちの方、小さなお子様をお持ちの御家庭では、迅速な避難が一層困難です。したがって、私たちは、ただ自主避難を促すだけでなく、正確で信頼性の高い情報を提供し、必要に応じてお互いに支援し合う体制を整えることが求められます。住民の皆様が安全に避難できるよう、行政としても情報共有の強化や支援体制の充実に努めていただきたいと思います。

そこで、私は、崖崩れの避難警戒器具としての杭型傾斜センサーや地表傾斜計、そして遠隔自動監視システムの導入を提案します。これらは、土砂崩落のような予測が難しい災害に対する重要な対策となります。これらの技術や、地面の微細な動きを検知し、住民に危険に迫っていることを警告することで人的被害を最小限に抑えるための早期警報システムとして機能します。

これらの機器について少し説明しますと、まず、杭型傾斜センサーは、斜面の上部に設置され、感知器が反応すると斜面下のケーブルにつながれた警報器がアラ-

ム音を鳴らして周囲に知らせます。360度全方向への傾きを感知でき、感知機能傾斜センサー部分が3度以上傾くと警報が発動します。

一方、地表傾斜計は、自然斜面や人工斜面の緩みや滑りを検知するために開発され、10分おきに計測を行い、崖崩れや構造物などの沿道監視にも活用できます。現場に出向くことなく、外出先や室内のパソコン及びスマートフォンに現場状況を把握することができ、設定した管理基準値を超過した際には、関係者のメールアドレスに情報発信することで事前に危険を察知できます。

今日、模型をつくってきました。これはセンサーです。これを地表50センチぐらいのところに埋めて、それをケーブルで無線モジュールにつなぎます。このセンサーがある程度以上傾くと、こちらに発信して、これから各契約している人のパソコンやスマホにつながります。傾きによっては、要注意であったり、即避難という情報が伝えられます。これは木で作りしましたが、本来は直管パイプで1メートルほどのところにつなぎます。それで、よりよい情報をすぐ伝えられる方法があります。

また、この地表傾斜計は双方向遠隔自動監視システムを併用することで、現場で計測したデータを携帯電話回線を使用してサーバーに送信し、インターネットを通じてデータを図化して配信する機能を持ちます。これにより、全体を行政側でも常時監視できます。

土砂崩落のリスクの高い地域では、これらのシステムの導入は、住民の生命を守るために重要なステップです。被災後の救助による多様な機能を使用する方法もありますが、危険察知機器による被災の回避に力点を置くことが最も重要です。

また、災害発生時の迅速な対応では、リアルタイムでのデータ配信が救助隊の迅速な出動を支援し、救助活動の効率化と住民の安全確保に貢献します。さらに、これらのシステムは継続的な監視とデータ収集により将来の災害予防対策の改善にも役立ちます。

これらの機器は予測が難しい災害への対応力を高めると同時に、住民の安全を確保し、人的被害を最小限に抑えるための重要な手段となります。これらの技術は、災害対策の新たな標準として広く普及することが期待されます。こういうシステムについて、町長はどのような感想をお持ちでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

近年の気候変動に起因すると考えられる異常な自然現象により甚大な地盤災害が多発しており、住民の安心・安全を確保することが求められている中で、様々なICTを活用した防災・減災の取組が進められております。

その中で、岡元議員から御提案がありました杭型傾斜センサーや地表傾斜計につ

きましては、実際に活用している自治体を参考にしながら、使用実績や効果などを含めてシステムの必要性を慎重に調査していかなければならないと考えております。以上です。

○3番（岡元修一議員） 1つ説明し忘れていましたけど、この無線モジュールは、障害がない場合は600メートルほど飛ばすことができますということです。

災害は予測不可能なものであり、その影響はときに計り知れないものがあります。しかし、適切な予防措置と早期警報システムの導入により被害を最小限に抑えることが可能です。被災を未然に防ぐことができれば、救助隊の出動を必要とせず、人的損害を避けることができます。これは、コミュニティの安全を確保し、貴重な人命を守るためには事前の準備と計画が不可欠であることを意味します。災害は避けられないものかもしれませんが、その影響を最小限に抑えるための措置は、私たちの手にあります。是非、前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、大災害時における消防団の迅速な救助活動について質問します。能登半島地震に関する情報によると、液状化や崩落が発生した道路では緊急車両でさえも通行が困難であったとされています。このような状況を踏まえ、町内の消防団詰所までの道路において、現在、液状化や崩落、崖崩れなどが懸念され、出動に影響を及ぼす可能性がある場所がないかを確認する必要があります。本町は把握しているでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

大規模災害が発生した場合は、情報の収集、連絡、活動体制を確立し、人命救助、救急、消火等の初動の応急対策活動を迅速に行うために、消防団詰所までの道路確保は非常に重要になりますが、中央分団、大丸分団、菱田分団、持留分団は液状化や浸水などにより出動に影響を及ぼす可能性があるかと認識しております。

○3番（岡元修一議員） 野方分団と中沖分団以外は、何らかの影響を受ける可能性があるということですが、私は困難対策の一助として消防団の活動にオフロードバイクの活用を提案します。

バイクの利点は、なんと言っても機動力の高さです。本町は山間部も多く、土砂災害や道路崩壊などの車が通行できなくなる事態が想定されます。災害時に初動的に悪路や不通区間で車が通れない場所へ出向き被害状況を確認したり、町民の安否に関わる情報を集めたりできます。また、応急救護や行方不明者の捜索、救助物資の運搬などにも使えます。

さらに、団員が消防バイクとして活用した場合には、単独での初期消火に威力を発揮することができ、迅速な対応が可能です。新しい方向性として、バイクによる活動メリットは大きいです。

このような災害時のオフロードバイクの活用について、町長の考えをお示ください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

オフロードバイクの導入につきましては、消防団員の能力向上や運用体制など課題等もございますので、消防署や消防団幹部会での意見を踏まえ協議してまいりたいと考えます。

以上です。

○3番（岡元修一議員） オフロードバイクは救急救命の最前線で人々の安全と生命を守るための貴重な手段となります。

それでは、関連して、本町における消防団は団員不足と高齢化の問題に直面していますが、他の自治体の成功事例から学びことで新たな解決策を目指すことができます。例えばバイク対応機能別団員として消火活動以外の役割分担制の導入により、消防活動を活性化させることも可能です。国も、オフロードバイクの活用を推進しており、鹿児島県の消防学校にも、教育用に配備していることから、これらのバイクは初期消火、救助、救急、大規模災害時の情報収集など多岐にわたる用途で有効であることが示されています。近隣では鹿屋市が2台配備しています。宮崎県ではえびの市、日向市、門川町で消防バイク隊が発足しています。

また、福島県喜多方市のように活動に使用するバイクは、団が所有する専用車ではなく、各隊員の私有車で消防団が活動する際に借り上げる方式として、維持管理費などの経費を抑えるとともに、いち早く現場に向かうという方向性の自治体もあります。これらの事例を参考に、本町でも新たな団員の確保と消防活動の多様化を図ることが期待されます。

バイク隊の導入は、団員の募集に新たな魅力をもたらし、より効率的で迅速な対応を可能にするため、本町の消防団にとっても有益な取組になります。導入について町長のお考えをお示ください。

○町長（東 靖弘君） いろいろと詳細に御説明いただきまして、ありがとうございます。

実際、本町においてはオフロードバイクは所有していないところでございますが、近隣に鹿屋市が2台所有していること、えびの市、日向市が所有しているといった実情も教えていただきました。そういったことにつきまして、今後、消防団の幹部会とかいろいろ会がありますので、そういったところでお諮りしていきたいと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 国が推奨する措置には重要な理由があります。近年の災害は、

その規模と範囲において大きく広がる傾向にあります。このような変化に適応するために、オフロードバイクはその機動性を生かして緊急時の迅速な対応や、狭い地形での活動を可能にします。これにより、従来の消防車両では困難だった任務も遂行することができます。この新しい可能性に対して積極的な検討をお願い申し上げます。

それでは、次に、地域コミュニティについて質問します。本町には142の自治公民館と6つの公民分館があり、これは地域コミュニティの中心として長年にわたり機能してきました。しかし、現在の社会的課題が、これらの施設の存続を脅かしています。少子高齢化の進行は、活動参加者の減少を意味し、未加入世帯の増加は地域コミュニティの結束力の低下を示しています。さらに、価値観の多様化は、従来の公民館活動に対する関心の減退を招いています。この危機的な状況に対応するために、本町では新しいタイプの地域づくりへかじを切り始めていると聞いていますが、本町が置かれている現在の状況をどのように捉えていますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在の大崎町には142の自治公民館があり、それぞれの自治公民館で清掃作業、伝統行事及び防災訓練等の活動が行われております。令和6年5月1日現在の自治公民館加入率は62.4%であり、このことは全世帯の約3分の1は未加入世帯であるという状況を示しております。

10年前の平成26年度の加入率74.2%と比較すると、11.8ポイント減少しており、加入率の傾向としては年に約1ポイントずつ減少しているという状況です。自治公民館加入率の減少は、少子高齢化の進行と併せましてコミュニティの維持のため見過ごせない状況であると認識しております。

○3番（岡元修一議員） 地域コミュニティの活性化は、ボランティアを伴う住民一人一人の積極的な参加によって成り立ちます。現在に適した組織づくりをテーマに、本町も多くの先進事例から学びを得てきたと思います。これらの学びをもとに、本町が目指す大崎スタイルの地域づくりプランはどのようなものになりますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

プランはどのようなものになるかという御質問でございます。はじめにお答えしたい部分でございますが、地域づくりにおいてピンポイントの正解はないという認識を持っております。このため、大枠の考え方としてお答えいたします。

これまでの本町の自治については、自治公民館を単位に行われてきました。また、自治公民館が対応できない範囲については町が広域的に対応にまいりました。しかし、人口減少、少子高齢化及び地方分権の進展などから、行政がすべての範囲を網羅し、対応していくことは困難であると考えております。

また、自治公民館において、毎年度、加入率が低下している状況でもありますので、自主的な活動が低下していくことも懸念されます。

そこで、自治公民館ができない範囲を何らかのコミュニティができない範囲を行政が行う、このコミュニティの在り方について研究を進めたいと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） では、達成の手段はどのように考えていますか。提案先は公民分館になりますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、研究している地域コミュニティの基本は、現在の自治を守りつつ、自治公民館への加入、未加入にかかわらず自治を行う組織の在り方でございます。地域によっては抱える課題も異なりますので、地域の特性に合うような手段や組織の在り方を地域と一緒に研究していきたいと考えております。このため、必ずしも新しいコミュニティの形成ありきを目的とするものではございません。

また、提案先は公民分館になるかとの御質問でございますが、現に公民分館が一定の規模で地域コミュニティとして機能しているため、まずは公民館にモデル地区として手を上げてみませんかという形で提案をしております。

○3番（岡元修一議員） それでは、自治公民館活動の中に、未加入者への活動への参加を呼びかけ、活動を通じて加入を促進する自治公民館加入促進事業がありますが、令和5年度の実績を教えてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和5年度の自治公民館加入促進事業の実績でございますが、8つの自治公民館が取り組んでおり、未加入世帯の33世帯の方々が自治公民館行事に参加しております。その結果、4世帯の方が自治公民館へ加入しております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 新しく仲間入りしてもらえた4世帯の皆様は、本町にとって非常にありがたい存在です。

しかし、行政としては、これで満足せず、新加入者からの新しい視点や意見が、コミュニティの未来の方向性を決定づける上で貴重です。ここでの作業は行政が橋渡しを果たす絶好の機会です。是非、情報収集を通じて、これからも活動に役立たせていただきたいと思います。

昨年、ある地区がモデル地区として新たな挑戦を始めましたが、テーマの広がりによって暗中模索の状態にあると感じられます。行政は地域の自主性を尊重しているとはいえ、成功への道筋を示すための指針と支援は不可欠です。初めての先進的な取組は産みの苦しみを伴い、進展が感じられないと頓挫するリスクもあります。

この段階での成果が出なければ、他の地区が続くことは難しいでしょう。町長の御意見をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

菱田地区ではモデル地区として名乗りを上げていただきましたので、こちらを例に答弁させていただきます。菱田地区で取り組んでいくものとしては、はじめに講師をお招きし、共に地域コミュニティづくりの基礎から学んでいくことや、実際に先進地に学びに行くことなどを考えております。ここでのポイントといたしましては、地域と行政が共に学ぶという部分でございます。一緒になって考えることで、菱田地域の特性は何か、問題点は何か、どういう形態がふさわしいのかなどについて一緒に考えてまいりたいと存じます。

また、初期の段階での成果が出なければ、他の地区が続くことは難しいとの御意見でございます。その後意見も理解しておりますし、同時に、結論を急ぎすぎることもよくないと思っておりますので、地域と行政で一緒に研究してまいりたいと考えております。

○3番（岡元修一議員） 地域コミュニティの発展には、全員が平等に参加できる環境を整えることが不可欠です。ここでのポイントとして、特に未加入者の声を集める初期段階では、公民分館よりも行政が主導することが望ましいと考えます。

公民分館は、従来、補助金や会費に依存して、加入者中心に活動してきたため、未加入者への積極的な勧誘が不足しているという実情があるからです。公民分館の役割は、自治公民館などとの対話を通じて今後の課題と新しいタイプの地域コミュニティへの理解を深めることにあります。

一方で、行政には、未加入者や外国人労働者からの意見や要望、会議への参加意欲などの情報を収集し、それらを公平に扱うことが求められます。これにより、共生するコミュニティの構築において橋渡し役としての行政の役割はきわめて重要です。従来の自治公民館と、これまでその他のメンバーとされてきた未加入者や外国人労働者との間に立ち、相互理解と協力の促進を図ることが行政の最も重要な使命だと言えます。

昨年、福岡県香春町の採銅所地域協議会を視察した際に得た情報では、初期の討議を行政が主導し、その後の運営は協議会が引き継ぐというアプローチが取られました。この方法は、手順を円滑に進めるのに有効であることが示されています。成功を収めるためには、官民一体、段階的には行政主導となる作業も必要です。町長の御意見をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

地域コミュニティの成功のためには、官民一体となった共同作業が不可欠である

との御意見でございます。御質問のとおりであると考えております。町としては、協議の段階から、鹿児島県による地域コミュニティ構築支援事業を活用し、地域コミュニティの形成に長けた講師の派遣を依頼しており、実際に本町にお越しいただき、講演を開催いたしました。本年度も同様の事業を予定しており、専門家の御意見も含めながら一緒に考えてまいりたいと考えております。

また、重ねまして、地域に寄り添いながら、必要とされる地域コミュニティの在り方について協議を続けていきたいと考えております。

○3番（岡元修一議員） やはり未加入者対応など、地域側が困難と思える事案を行政側がどうカバーしてくれるかにかかってくると思います。急いで事をし損じるといふことわざは、焦りが成果を損ねることを警告しています。しかし、時間をかけ続けることが、常に最善とは限らないのも事実です。重要なのは、重要なポイントを把握しつつ、適切なスピード感で物事を進めることです。

また、行政が示す姿勢は、住民の参加意欲にも直結します。行政が真剣に取り組む姿が見えなければ、住民も同じ熱意を持って応じることは難しいでしょう。行政がすべてを主導する必要はありませんが、特に困難な問題においては相手の立場に立ち、理解を深めるための対話や支援が不可欠です。疑問や質問に対しては積極的なコミュニケーションを通じて解決策を探るべきです。このような取組を通じて、行政と住民がともに歩む姿勢を示し、信頼関係を築くことが求められます。この問題は、今後も問う機会があると思います。先ほどと質問が重なるところもありますが、最後に、これらの地域づくりに向けた町長の考えをお示しください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問のとおりであると認識しております。これまでの答弁と重なりますが、幾つかのポイントがあろうと考えております。1つ目は、地域づくりにピンポイントの正解はないという点。2つ目に、だからこそ地域に寄り添いながら一緒に考えていきたいという点。3つ目に、自治公民館への加入、未加入にこだわらないという点。4つ目に、結論を急がずに地域特性に合った形を共に模索していきたいという点。このような点を意識しながら、地域と信頼関係を築きながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一議員） 本町の地域コミュニティへの取組の現状は、どこか自転車の練習を始めたばかりの子どもの姿に似ています。後ろから手を離すと、まるで転倒しそうなほど不安定です。しかし、目標を忘れず、対話という練習を積み重ねていくことで、いずれは自立してしっかりと走ることができるでしょう。この成長過程は、他の地域からも注目されています。今は安定するまで手を離さず、支え続けて

ください。

終わります。

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。次は10時45分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、児玉孝徳議員の質問を許可いたします。

○5番（児玉孝徳議員） 皆さん、おはようございます。

今回、私は、通告いたしました人口減少対策についてお尋ねいたします。

厚生労働省が発表した2023年の人口動態統計で、女性1人が生涯に生む子どもの推定人数、合計特殊出生率は1.20となり、過去最低を更新しました。本町でも令和5年度は出生者数49名と、年々減少傾向にあり、少子化が人口減少の要因の1つとなっています。町長は、これまで、誰一人取り残さない活力あるまちづくりの実現を目指し施策を行ってこられました。今年度も、施政方針で、あらゆる分野、角度から住みやすいまちづくりを推進し、人口減少対策に取り組んでいくとされています。

そこで、最初に、これまでの取組と町長が目指す住みやすいまちづくりの推進の具体的な内容をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

人口減少社会に直面する中で、活力あるまちづくりと住みやすいまちづくりは、最重要課題であると認識しております。これらを進めるためには、施政方針の中でも申し上げましたが、基本はやはり人だと考えております。本町に多様な人が集い、安心して暮らせる、いきいきと仕事ができる、学びたいときに学べる、そういった人が活躍できるまちづくりができればと常々希望しております。

また、人が活躍するためには、町の基盤が重要です。若者への支援、教育環境の整備、医師不足の解消、高齢者等の移動手手段の確保、防災対策といった安心・安全につながる取組や、企業誘致制度の充実、スポーツ環境産業推進、特産品、基幹産業など地域経済に寄与する取組など、あらゆる施策を総合的に進め、活力ある住みやすいまちづくりに推進してまいります。

大きな課題ではございますが、粘り強く施策に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 昨年度までも人口減少対策についてはすばらしい取組をされており、他の市町村より進んだ取組をされていると大変評価しております。今後、さらに深めた取組をされていくということですから、大変期待もしております。

ですが、人口減少につながらない部分もあるのではと感じています。移住するには大崎町には病院がないとか、ごみの分別が大変だとか、お店が少ないとか、遊ぶところがないとか様々なことをお聞きします。

そこで、施政方針の中にもあります開業医誘致事業についてですが、内科、小児科の町内開業に最大1億円を助成し、町医療確保プロジェクトへの寄附を呼びかけるクラウドファンディングも始めています。これは事前審査で、土地取得費や建物建設改修費、医療機器購入費を助成、固定資産税も年100万円を上限に補助し、新規開業か既存診療所の承継が対象で、町内居住は問わないが10年以上の開業見込みなどの条件があるということになっています。このことについて、現在の進捗状況をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、住民の皆様には、町の広報紙や各種会議等において、機会があるごとに周知させていただいております。そのほか、曾於医師会や県医師会、鹿児島大学病院のほか、町内の医療機関、歯科医師、薬剤師、介護保健事業所や障害福祉事業所などの各所にもお知らせをさせていただき、医療従事者専門のサイトなどでも取り上げていただいております。

また、4月初めには、志布志市と併せた形での新聞報道もございました。さらには、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの記者会見を行ったことで県内外に広く周知できたものと思っております。

クラウドファンディングについては、目標額を1,000万円としておりましたが、開始から2週間程度で目標額を突破したことから、多くの方に関心を持っていただいていると思っております。

開業医に関する反応については、知人に医師がいるので紹介したいなどの情報提供をいただいたり、制度に対する御意見や開業を考えている医師からの問い合わせもございましたが、今のところ申請に至るまでのものはございません。医師の方が開業したいと考えるタイミングと合致することはそう簡単ではないと思っておりますので、もう少し様子を見ながらこの制度を進めてまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 南日本新聞によりますとですね、2日現在、約1,250万円が集まっていて、町は次の目標を2,000万円とし、8月12日までの寄附を募るということになっておりました。既に、1件、医師からの問い合わせがあったということですが、私の知り合いの方の兄弟の息子にこの話をしたときに、大学病

院に勤めたのかな、その方にも電話して、開業してはということで話をしたこともありましたが、また、同僚議員が志布志市に話を伺った方もいると、前向きに取り組んでいらっしゃるのではないかと伺っています。志布志市に聞きに行ったということで志布志市を考えているのかなと思いますけど、本町にそういう方は是非来ていただきたいし、また、志布志市で決まった場合は本町に近い場所で開業してもらうような話し合いも進めてはどうかと思います。

それでは、次にですね若者が移住する魅力あるまちづくりについて、どのような計画があるのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町において魅力あるまちづくりの計画として、第3次大崎町総合計画を策定しております。また、計画の重点プロジェクトの1つに、子どもが住み続けたい、帰ってきたいというまちづくりを推進することを定めております。住み続けたいという分野に関しましては、これまで住環境整備への各種助成や子ども医療費、給食費及び保育料の無償化など、定住対策の実施とともに高齢者の移動支援や医師不足解消など、生活支援全般に係る施策に取り組んでおります。

また、帰ってきたいという分野に関しましても、リサイクル未来創生奨学金制度や民間賃貸住宅の建設を促す補助金制度、空き家等バンクの設置や空き家等リフォーム補助事業といった移住者の増加を図る取組を行っております。併せまして、近年思いますのは、コロナ禍を期に需要が増したテレワークにより若い世代においては、自らの生き方や働き方を見つめ直し、子育てや教育環境が整っている地域に移住を検討するなどの動向が表面化してきたと認識しております。

また、生活基盤を複数持ち合わせている他拠点生活や仕事のほか、特定分野でのみの地域との関わり合いを持つ関係人口といったように、移住に対する考えが多様化しております。そのため、多様な若い世代のニーズを満たせるような魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 非常にすばらしい施策がいろいろですね、本当に他の市町村からも、大崎町はすばらしいよねとよく言われます。町長のお人柄だと思います。

では、若者が地方を離れる理由には、都市部のほうが利便性が高いから、地方には魅力のある雇用が少ないから、給料が安そう、大手企業がないなどとなっています。地方において、良質な雇用機会を提供することが重要です。若者が地元で働く魅力的な職場を整備し、もっと進めるべきだと思います。企業誘致や地域産業の振興をもっと深めるべきだと思いますが、この点についてはどのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 若者が鹿児島県内でも、大崎町から、あるいは鹿児島県から、あるいは全県から東京に一極集中ということはよく言われておりますので、人口減

少には東京のほうは結びついていかないだろうと思います。地方はやはり都市部への流出ということで流れていく。それを取り戻すということは難しい状況であります。

しかしながら、未来創生奨学金制度をつくったときもそうだったんですけど、地域の魅力、生まれ育ったふるさとといったところを認識していただきながら、帰ってきて活躍していただくような、そういう普段の行政の発信の在り方を考えて今まで行ってきておりますけれども、ただ、高校を卒業した人たちにとっては地元への定着率は余りいい状況ではないですので、こういった面について、企業誘致もそうですが、現企業等への就職の職場の紹介といったことも引き続き取り組んでいくべきではないのかと思っております。やはり持続可能な町をつくるためには若い世代が必要でありますから、そういった点についてはいろんな方々の御意見を賜りながら努力してまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 雇用環境の改善は、若者が地元での就業を選ぶ要因の1つです。また、町の魅力を高めることで、若者が地元に残りたい、住みたいと思うようになると思います。

自然環境、文化、観光資源、住環境など、地域の魅力をアピールしていくことが大切です。地域の特産品や伝統文化を生かしたイベントや観光施設の整備も有効です。地元に対する愛着や誇りを育むことも大切です。地域の歴史や伝統を学ぶ機会を提供し、若者が地元で愛着を持つような環境をつくっていくべきだと思います。

先ほど、町長のほうが人が大切だ、人づくりが大切だとおっしゃいました。これからの対策は、このような総合的に実施することで地方の若者流出を防ぎ、持続的な地域づくりを進めることができるのではないのでしょうか。この点をもう一回お聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 企業誘致等につきましても、いろいろと情報発信をしながら取り組んでいるところであります。若者が就職できるような場所、企業の誘致を考えながら取り組んでおりますので、成果が出ているわけでもありませんが、若い人たちが働き、地元で定着しながら地元の文化、農業、産業活動等に貢献できるような環境づくりには努力していきたいと思っております。

また、若い人たちが住むときにいろんな面で過ごしやすい、遊びやすい、そういう環境整備も必要だという御意見もいただいておりますので、そういったところも併せながら住みよい環境をつくれていくようにしていきたいと思っております。

○5番（児玉孝徳議員） では、若い方が定住するためにはですね結婚して住居を構えるのが理想です。そこで、結婚相談所を行政で取り組めないかと思っております。これはですね民間ではいろいろあります、結婚相談所。ですが、個人情報やサクラがいた

りとかの問題、もちろん金額の面もありますし、紹介された方が遠方だったなどがあります。その点で、行政が取り組めば安心感があると好評で、現在、取り組む自治体が増えていますが、本町で取り組む考えはないかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 大隅の4町でしょうか、そういった婚活を行政の中で取り組んでおられますので、その中で成果も上げておられますから、そういったところは引き続きやっていくべきだと思います。

確かにそんな記事も見たこともありますので、そこらはまた勉強させてください。

○5番（児玉孝徳議員） この前、テレビでやっていたんですよ。見られた職員もいるということでしたが。非常に成果が上がっているということで、やはり結婚相談所だと、例えば鹿児島市とか宮崎とかそんな方を紹介されたり、そうなったらほかのところに住んでしまうとかなくなってしまいますので、本町で取り組んだら、先ほど言ったような問題点もなくて、非常に定着率というか住居を構えてもらえることも考えられますので、是非前向きに取り組んでほしいと要望しておきます。

次に、働いている人も出しやすいごみ集積場は考えられないかということですが、ごみ問題については、今までも何回か質問いたしましたし、多くの同僚議員もこれまでに質問しています。私は、大崎方式が悪いと言っているわけではなく、どんどんやるべきだと思っております。ですが、大崎町に住みたくないという人の多くが、ごみに関してのことであるというのも事実です。働いている人は、資源ごみを朝時間がなく、出すのが大変と聞きます。私は常設の集積場は要らないと思います。

そこで、日曜日などの休みの日に出せる資源ごみの集積所をつくってほしいと思います。例えば、町内3箇所ぐらいに、朝8時ぐらいからせめて午前中に出せるように、日曜日にですね、できたらいいと思います。実際ですね始良市のほうでやっております。資源ごみを毎週土曜日・日曜日に、午前8時半から午後5時まで、シルバーの方など四、五人程度が立ち会って行っています。専用の大崎町のピンクの袋とかではなくて、何でもそのへんのビニール袋とかに入れて、集積場にこのぐらいの大きなネットがあるんですけど、そのネットの中に放り込めばいいようになっています。是非、そういった形で本町でも始めてはと思いますが、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） このことにつきましては、以前から複数の議員からも同様の御質問をいただいて、昨年からは、自治会からの要望に基づき、ごみの収集回数を月1回から2回に増やすなどの取組を行ってきております。

一方で、共働き世帯の増加や生活の多様化に伴い、時間が限られる自治会のステーション以外にも資源ごみを出しやすい環境の整備を図ることは必要と考えており、公共施設を活用しての資源ごみの収集場の開設に向けて、段階的に進めている状況

でございます。

地域ごとに整備するなど、他の自治体も参考にさせていただきながら、住民の皆様のごみ出しに関しての利便性の向上に努めてまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 進めていくということのお答えですかね、もう一回お聞かせください。

○町長（東 靖弘君） そういう方向で、現在、職員間でも協議を進めておりますので、その方向でさせていただきたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 進めていくというお答えでしたので、ありがたく思っております。

実際ですね大崎のごみに関しては、非常に評価が高くて、以前、薩摩川内の方が私のところに、会議のときだったんですけど、来られて、大崎町はすごいよねということで話に来られました。あそこも分別はやっているけど、生ごみなんかを焼却していると、その点はどうですかということで聞かれて、大崎は生ごみは1週間に3回ぐらい回収してバケツのほうに入れて、それをやっていて、そのへんは非常にありがたいですよという話をしたら、是非、こちらのほうにも来させてください、そのときは連絡しますからということをおっしゃっておられました。ですから、いいところは伸ばして、また足りないところは、今、前向きにやっていくということでしたので、是非そのように取り組んでほしいと思います。

では、次は、子育て世代にとっては子育てしやすい町かどうか、移住の条件であると言えます。親子が楽しく遊べる公園や広場が多くあり、安心して過ごせるように維持されているのか、保育施設や学童は充実しているのか、また、町独自の支援はあるのか、だと思えます。本町においてははどうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 本町は、これまでも子育て支援策に取り組んでまいりましたが、令和5年に子ども真ん中宣言も行っておりますので、一層の子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。

これまでの答弁と重複いたしますが、保育料の完全無償化や障害を持つ児童を預かる園に対しての障害児保育事業補助金、子どもの居場所・交流の場づくりとして子ども食堂支援事業補助金、そのほか、新生児への10万円給付や子ども医療費及び給食費の無償化、小中学校入学支援金などに取り組んでおります。様々な施策を実施しており、取組そのものは充実しているのではないかと考えております。

課題としては、今後、直接的な子育て支援策に加えて、住環境取得への支援策と組み合わせ、本町の情報を効果的に発信していくことが重要であると認識しております。特に近年では、SNS等の媒体も発展しており、誰に、どこに、どうやって発信していくのか、費用面も含めて研究を進めたいと考えております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） それでは、先日、同僚議員も似たようなことを質問されましたが、子どもと一緒に遊べる施設が少ない、雨の日などに行くところがない、遊びに行くとお金がかかるといった声をよく聞きます。

そこで、以前の質問です。高校生も集まれる児童館の要望をいたしました。図書館などを整備できればというお答えでした。児童館は整備されているのか、その答えと合わせて、今回は、幼児から小学生などが親子で遊べ、学べる子ども館はできないかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御要望いただいた児童館については、例えば図書館や中央公民館の一部を整備する方法もあるのではないかとお答えさせていただきましたが、まだ、これから検討を始める段階でございます。今回は、子ども館についての御質問でございますが、子ども館についてははっきりとした定義はなく、児童館と同じように捉えるケースや、子育て支援センターなどとして捉えるケースもあるようです。

議員の言われます子ども館は、18歳未満を対象とした児童館とは違った独自のもので、霧島市などに整備された未就学児の親子を対象とした施設を指すものと思っております。霧島市の子ども館は、旧国分テクノパークをリニューアルしたもので、対象年齢に応じて遊びや学びのスペースがあるなど、既存施設を改良したすばらしい施設だと聞いております。

昨日の答弁の中でも申し上げましたが、子どもの居場所づくりとして、まずは公園整備などを優先したいとの思いもありますが、もう少しいろいろな方々から具体的な御意見を伺いながら、児童館も含めて前向きに検討したいと思っておりますので時間をいただきたいと思います。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） もう少し勉強していくということですが。子ども館は県内でも各地にできております。市内でいったらりぼん館とかですね、始良市にも子ども館があります。鹿屋にも何かあるような話も聞きました。

霧島市のやつは実際見に行ったんですけど、テクノパークですかね、あそこのところになるんですけど、すばらしい施設になっていて、実際、うちの孫なんかも遊びに行って、無料で他の市町村の方も行けるといことで、本当に親子で遊べて学べる、すばらしい施設であります。

そのような立派な建物などは、やはり費用の面とかあります。そうでなくてもですね、先ほど町長が言われたように、当分は図書館とか公民館とか改善センター、研修センターなどのホールが使われていない時間とかに、遊具とか絵本など揃えて

学べたり、遊べたりすることでもいいと思います。このような感じでの取組はどうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 新たに設置することは容易ではないため、既存施設を活用するほうが現実的だと思いますが、それぞれの施設ごとに設置の目的や施設の管理などクリアしなければならないこともございますので、検討してまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 是非ですね、いろいろなところを視察に行かれて勉強して、また取り入れていってほしいと要望しておきます。

それでは、次に、児童・生徒の学力向上への取組ですね。以前、志布志市の本田元市長が、志布志市子育て日本一のまちと盛んに言われ、学力面も力を入れて取り組んでいらっしゃいました。本町も、学力の向上に取り組み、大崎町に移住したら成績が上がると思われ、PRできるよう努力すべきだと思いますが、現状と今後の学力向上の取組をお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

児童・生徒の学力向上への取組についてでございますが、令和6年1月16・17日に、小学校5年生、中学校1・2年生を対象に行われました鹿児島学習定着度調査の結果は、令和6年4月の町報にも掲載したとおり、小学校においては町全体としては、どの教科も県平均に届きませんでした。中学校では、中学校1年生の国語、英語、中学校2年生では数学、英語が県平均を上回っておりました。ただし、小学校におきましては、県平均をどの教科も上回っている学校も2校ありました。学校間差が見られる状況にあります。

学力向上の取組につきましては、大きく2点ほどあります。1点目が授業改善でございます。すべての学校が調査結果を分析し、得点率の低い問題、あるいは誤答傾向を全職員で把握して授業改善を行っております。

また、本年度は新たな取組としまして、学習者主体の授業、実現プロジェクトの実践校区の指定を、全町受けております。これはプロジェクト実践モデル校区と連携を図り、子ども自らが主体的に取り組む授業や、子どもが課題を解決するために試行錯誤を繰り返しながら、友達と学びあったりする授業になるように改善し、授業力の向上を目指した研修等に取り組むものでございます。9月には大崎中学校、1月には野方小学校で授業公開を行い、学力向上を図るための授業の在り方について議論してまいります。また、本年10月には、地区の研究協力校の指定を受けた大崎小学校が、国語科の授業公開を行う予定でございます。

2点目は、演習問題への取組でございます。ポイントを絞った演習問題に取り組ませたり、児童・生徒ができなかった問題をできるように見届けをしたり、大隅教育事務所が作成する「よかもん」や鹿児島県教育委員会が作成する「学力向

上ウェブ問題」などの演習問題に取り組み、補充指導、個別指導を行い充実を図ります。

また、1人1台のタブレット端末を使って行うデジタルドリル、AI型のドリルでございます「ナビマ」というのがあります。そういう「ナビマ」の活用も図っているところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 小学校はすべての学校で県平均を下回っているというお答えでしたが、以前はですね小学生は県平均を上回っているとか全国平均に近いとかという状態のときもあったんですけど、どうして最近は県平均を下回っているんですか、教育長が替わったからですか。

○教育長（穂園正幸君） 全体的にはということで、先ほども申し上げましたとおり、学校においてはすべての教科、県平均を上回っている学校、すべて4教科あるんですけども、そこが2校ございます。ほかにも各学校においては、教科においては県平均を上回っているところがありますが、全体的な部分でいうと、町全体でいうと、県平均を下回っているということでございます。

もちろん、この数値に表れる部分もそうなんですが、受ける5年生、あるいは中学校1・2年生の生徒の持つ知能、学力も、学年によっても違いますので、毎年そうなんですけれども、平均を上回ったりというのは学年差もございます。ただ、おっしゃるとおり、そういう点数の部分に表れる学力もあるし、点数に表れない部分もあると考えておりますので、そのへんは力が付くように、先ほど申し上げたとおり、学力向上の取組を継続しながら、少しでも点数が向上するように取り組んでまいりたいと思っております。

○5番（児玉孝徳議員） 本町ではすべての子どもたちにタブレット端末を配布してあると思いますが、先ほどのお答えにもありました。学力向上のためにタブレットが導入されているわけですね。そのへんの取組で、子どもたちが家に持ち帰って宿題とかする、先生方にわからないところを質問する、そういった取組のほうはちゃんとできているのか、そのへんはどう把握されておりますか。

○教育長（穂園正幸君） おっしゃるとおり、1人1台のタブレット端末が渡っておりまして、実は、先ほど申し上げた鹿児島県の学習定着度調査も名称が変更いたしまして学力学習状況調査となるんですが、こちらのほうは来年1月、タブレットで入力して、そして答えを反映していくという形になります。今まではペーパーの紙媒体での回答でしたけれども、タブレット端末で打ち込んでということになります。

そこで、今、議員がおっしゃったように、タブレット端末を文房具の1つとして使えるように、特にタイピングですね、打っていく、答えはわかっていたのに入力

するのに相当時間がかかったとしますと不正解というふうな形になりますので、今、学校にも、先ほどおっしゃるようにタブレット端末を持ち帰ったり、休み時間とか、あるいはいろんなときに自分の課題を調べていくとか、あるいは入力、タイピング的な部分とかそういうのをできるように各学校でも取り組んでおりますし、先ほど申し上げたとおり「ナビマ」というような、自分自身でドリル的にやっていけるのもありますので、子どもたちが主体的にそういう問題に取り組んでいけるような雰囲気をつくっているところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 「ナビマ」とかで雰囲気をつくっていているということですが、実際の使用されている子どもたちの状況ですね、先生にそういったことでの問い合わせがあって、こういったので理解できて学力が上がってきたという、そういう事例とか聞かれていますか。

○教育長（穂園正幸君） 実際、タブレット端末を使ったおかげで学力が向上というところの調査、そういう相関関係の調査まではしておりませんが、先ほど申し上げたとおり、1人1台のタブレットを今、子どもたちも使って、写真を撮ったり、あるいはロイロノートというのがございまして、子どもの意見を自由に書いて、昔は発表をさせておりましたが、1人1人発表をさせて、この時間がかかっておりましたが、今、ロイロノート、自分の書いた意見をそのまま30人いますと30人が一斉にぱっと映えますので、1人1人発表する時間というのが割愛されて、その時間を、だれ君がこういう意見を書いています、Bさんはこういう意見を書いていますというのを映像で見れますので、そして、議論する場を非常に時間を取って、みんなのこういう意見があります、こんな意見をどう思いますかという学び合いの時間を使っているとか、そういう部分は非常に利点があるんじゃないかなと思います。

ただ、その部分が学力につながっているかどうかの相関的な調査まではしておりませんが、そういう利用の仕方をしているということで御理解いただければと思います。

○5番（児玉孝徳議員） せっかくタブレットをみんな持っているわけですから、そのへんの利用をですね進めて理解を深めて学力向上に、是非つなげていってほしいと思います。

先ほどですね本町の出生者は令和5年度は49名で、年々減少傾向であるということをお初めのほうで申し上げましたけど、町内で49名ということはですよ将来的に小学生は、6校あります、これは何人になると考えますか。

○教育長（穂園正幸君） 今、手元にどの校区が何人ぐらいなのかということで手持ちの資料はございませんが、49人を6で割ると平均的な数になりますけれども、例

えば大崎小校区はちょっと広い範囲になりますし、それぞれの校区で若干の数がありますが、大分減っていくということは否めないところじゃないかなと思っております。

○5番（児玉孝徳議員） 今、大崎校区は広いからそれなりのということがありましたが、本当に49名とか、年々減少傾向にあるわけですよ、人口減少で特に出生者が少ないということで、そうなったらですね本町全部の6校を中学校みたいに、大崎小1校にしないといけないということが、遠い将来じゃなくて近い将来に統合されてしまうという可能性もあるということです。このことにより地方の過疎化が進んでしまう危機であります。町を上げて全力で学力向上に取り組むことが必要です。

議員研修で昨年伺った豊後高田市のように、放課後に公民館などで退職教員や地域のボランティアの方々などで勉強を教え、また高校生が中学生を、中学生が小学校の高学年を、高学年が低学年をそれぞれ見て上げるなどの工夫で学力向上につながる仕組みをつくっていく。是非、このような取組を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 放課後等、学校以外のところで寺子屋授業とか、各県内でもいろんな事業をやっていると思います。公民館を利用して地域の方々とか、あるいは退職の校長と協力したり、先ほど議員がおっしゃるように、異年齢の中で高校生が中学生にとか、あるいは中学生が小学生と一緒に学んで学ぶ、そういう機会というのは非常に大事なことはないのかなと思っておりますし、そういう活動の中で、年齢の上の子どもたちがリーダーシップを発揮したり、あるいは年齢の下の子どもたちが、ああいうお兄さんやお姉さんになろうという機会をつくることは大変意義があることではないのかなと思います。そういう意味で、どのような形でできるのか、本町でも学校運営協議会、あるいはコミュニティスクールとかいろんなそういう学校を支援する組織がありますので、そういうところとも協議を進めながら取組ができるような形で前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 豊後高田市はですね市内の学校を水曜日を全学校、部活を行わない日として取り組んでいるということでした。本町でもそういった取組を進めて、この日は寺子屋的なところで学習をすることとかという取組をする考えはないか、できないかお答えください。

○教育長（穂園正幸君） 今、そういう取組の提案がございました。先ほども申し上げましたが、地域との関わり、あるいは高校生、中学生の関わりとかいろんな方法があるかと思っておりますので、学校運営協議会、あるいはコミュニティスクールの地域学校協働活動の部分等もございまして、いろんな方々の御意見を聞きながら、どのような形でできるのか、今後、研究しながら模索していきたいと考えております。

○5番（児玉孝徳議員） コミュニティスクールとかで検討していくということですが、いつぐらいになったらやれる方向で、今、検討されているのか。具体的にですね、本当、10年先とかいったら子どもがいなくなると思うんですけど。先ほど、本田元市長は子育て日本一のまちということで一生懸命取り組んでいたという話をしましたが、実際ですね学童とか保育園で隣の町の施設が一生懸命取り組んでおられます。学童のほうでですね、保育園からもなんですけど、そろばん1級、英検1級、それから数検1級、漢検1級を目指して、毎日勉強をやっている。中学生も来ています。実際、小学校4年生で1級を取った子もいます。いろんな私立の学校とか中学受験とかやっています。実際のところ、東京から移住してこられている。たちばな保育園というところがあるんですけど、地元の子どもが3人しかいないそうです。3人しかいない保育園に、今、何人子どもがいると思いますか、九十何人いるんです。志布志市の田舎です。町中から通っている子もいるし、わざわざ東京、大阪から移住して住まれている方もいらっしゃいます。実際、旦那は仕事があるからと旦那は放っておいて、こちらに奥さん、子どもだけで来ている方も何人かいらっしゃいます。

子育ての中で学力の面に力を入れたら移住者が増えるということですか。そのへんをどういうふうにご考えてられますか。

○教育長（穂園正幸君） 子育ての部分の中で、学力あるいはそろばんとか漢検とかいろんな部分の中で結果を出して、それが移住される部分になっているというのをお聞きいたしました。

教育委員会といたしましても、関係部局の、例えば福祉のサイドとか町長部局のほうとも、今お聞きいたしましたので、そういう部分も含めながら移住対策という部分の中で、また取り組んでいければと思っております。

○5番（児玉孝徳議員） 是非ですね前向きに取り組んでいってほしいと思います。

先ほど言いましたように、大崎町に子どもが少なくなって、小学校がなくなったら本当に過疎化が進むと思います。中学校がなくなった時点でですねいろんなことができなくなりました。そのへんは十分考えて、子育ての町ということをアピールして、町長のほうでもですけど、人口減少は若者が住まないとますます進んでいきますので、いろいろな施策、すばらしいのをやっておられます。本当に感謝申し上げているんですけど、もっと取り組むところもあると思いますので、行政のほうで一生懸命取り組んでいただくことを要望して私の質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） 次に、4番、鷲東慎一議員の質問を許可いたします。

○4番（鷲東慎一議員） まずもって、皆様も今お聞きになったとおり、私の名字、名跡が、母方の養子に入りまして、平田から鷲東ということで名前が変わっております。

す。今後ともよろしく願いいたします。

本日、第1次産業振興について、農業、畜産の町大崎の部分から、最初お聞きしてまいります。物価高による本町独自の経済高騰対策はどう考えているかということで最初に町の執行部のほうにお示ししております。前回の一般質問の折に、経済状況がスタグフレーションの状況だといいました。これは物価が上がるが賃金が上がらない状況のことを指しているんですが、現況が大企業の賃金が上昇傾向にあるのは皆さん御存じだと思いますが、中小、零細、個人事業主も含ますけども、物価上昇に対する価格転換もできず、物価だけが上がっていく。燃料やエネルギー、資材、原料、食品など、これは円安に起因する部分も大きいのですが、今、陥っているコストプッシュインフレから供給が減ったことで値段が上がる、いわゆるデマンドインフレ、いわゆる賃金が物価上昇を上回る状況にしなければならないんですが、これは国も言っていますけども、国際的にも輸入物価の上昇などで、その原因が自国に収まらない場合は対策が非常に難しい施策であると言われております、これは国際的にですけども。

そのような国際状況の中、本町の現況認識ですね、物価高による資材・飼料高騰等による産業振興対策をどのように考えていらっしゃるのかを、まず御質問させていただきます。

○町長（東 靖弘君） お答えします。

物価高による本町独自の経費高騰対策についての御質問であります。令和4年度におきましては、農業用及び水産業原油、原材料価格高騰緊急対策事業交付金として認定農業者や水産業者に交付し、令和5年度におきましては、配合飼料価格高騰対策事業補助金を畜産業者に助成したところでございます。今もなお、燃油や肥料、生産資材等の高騰が続いており、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であると認識しております。

このような状況がいつまで続くのか見通しが立たない中、支援策を打ち出すのが非常に難しいところではありますが、国や県の動向を見極め、近隣の自治体と足並みを合わせる形で支援していきたいと考えております。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員） 今、御説明いただきましたが、農業農村基本法も改定されて、この後、同僚議員も多分説明されると思いますが、そういう中でいろんな施策等もまた出てくるのかなというふうには思っているんですが。今、町長が言われた国・県及び近隣市町村と足並みをそろえるという部分だけではなくて、町独自の施策をやっぱり考えていくべきだというふうに思っております。

町長は常々、本町は農業の町、畜産の町、1次産業の発展が重要であるというふ

うに言われております。これは基幹産業の発展を言及されており、毎年度、施政方針や施策等にも出ております。現況、これは農業者に限定して言いますけれども、農業者の全国平均年齢は68.4歳。これは2020年度を基準として、2050年度の農業従事者、これは経営体数ですけれども、マイナス84%減の18万人なんです。耕地面積は50%減の163万ヘクタール、生産額は52%減の4.3兆円。これは農林業センサスの品目別経営体数などのデータを基に三菱総合研究所が出しているデータでございます。これは各媒体でも、テレビ等でもこのデータを基に大体出ておりますけれども。いずれも個人農家の急激な減少によるもので、法人経営体の増加や規模拡大を加味しても生産額の減額は免れない。食糧自給率向上の必要性が叫ばれていますが、自給率向上どころから生産力が半減してしまう見通しであると言われております。

本町もそのような中、第1次産業振興をどのようにお考えかをお示しいただきたいんですけれども、本町も農業センサス、今回されておりますけれども、やはり、高齢化率と生産額の半減を含めた部分は国のデータとほぼ変わらないような状況でございます。その部分を加味して、第1次産業の振興をどのように町長はお考えなのかをお示しく下さい。

○町長（東 靖弘君） 農家戸数の減少、しかも新規就農者が少なかったり、あるいは勇退による農業者が少なかったりという現状があることと、それから、農業に従事している若い層が非常に低いという現状が、大崎町だけではないと思っておりますが、そういった特徴があって、先ほど平均年齢もお話がありましたけれども、本町も非常に平均年齢は高くなってきております。

これから先々の農業を考えたときに、離農されるケースは非常に目に見えておりますので、それをいかに規模拡大農家に集積できるか、あるいはその他の認定農業者に集積できるかということが大きな課題であります。そちらのほうは制度の中で土地集積という部分は進んでいると捉えております。

持続可能な農業形態の中で、5月29日に食料・農業・農村基本法の改正がありましたけれども、そこでいろいろ審議されているのが生産性であり、生産額であり、価格形成であり、今回の法改正の中でそういったところに重点的にやるということで、2025年度の中ではそれを通常国会に上げていくということも常に新聞等でも言われている状況でありますので、生産者が生活できる収入の在り方、いわゆる納得できる価格形成での価格への転換の仕方というところは、の状況の中では必要だと認識しております。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員） これは法律改正の部分になるので、次の同僚議員にお任せい

たしますけれども。確かに価格転嫁ができない部分、町長が今言われた部分なんですけども、今、農産品のお米の値段が上がっています、ものがなくなって。野菜の価格もある程度、ちょっと上がってきているんですけども、生産者がもうかっている現状があるんですね。何でもかんと調べたら、中間の卸売り御者、これは全国で70%の卸売業者がものすごい黒字を出しているという状況が、テレビやニュースで出ておりました、農業新聞等によく出ておりますけども。ということは、生産者はもうからないんだけど、間の方々がかかっているというんですね、この現況が実際あるんだと。特に都市部をピックアップされておりました。都市部の卸売市場は大きいですから、そういう意味合いで多分出ているんだと思うんですけども。それが現況である。その部分を加味して廃業農家が増えている、今、町長も御指摘されましたけども。

効果的な町単事業を、足並みだけをそろえるんじゃなくて町単事業を行っていくべきだと思っております。この部分をなぜ言うのかということ、特に本県、本町は畜産の売上が高いわけでございます。畜産関係の営農者の現状が著しいのではと危惧しております。これは前の一般質問のときも、離農者が畜産業界が何名とかちよつとお話しさせてもらいましたけども。先般、町長も出席されましたけども、認定農業者の総会のほうに、会合の後に、野方の畜産農家の方が近所で5箇所の廃業があると、野方の1地域だけで5箇所。高齢で辞めるという方も含めてなんですけども、廃業があると話されておりました。

内容をもうちょっと詳しく聞いてみますと、今、非常に値段が下がっているのは皆さん御存じだと思うんですけども、貯金だけでなく年金まで使って補填しなければならない状況であると言われておりました。単純に、その方が言うには1,000万円売上があったとしても基礎経費で大体600万持っていかれると、資材、飼料費用とかです。基礎経費だけで600万、それに燃料費とか機材代とか、もろもろまだいろいろ経費が出てきます、人件費とか含めた部分で。経費を全部持っていくと、もう残らないと、だから年金まで崩さないと、預貯金も崩していかないといけない状況であると言われておりました。このような現況を踏まえて、少しでも何らかの町単事業をし、1次産業に活力を与える施策を実施すべきと考えます。近隣市町もいろいろと独自の事業を行っておりますが、本町はリサイクルやSDGsを前面に掲げておりますので、そういう部分で認定農業者の方とちょっと話をしたときにですね、農業でも廃ビニール、廃プラが出ます、畜産関係もですねロールなんかつくるわけですから、大崎町廃プラ協議会は年4回、JA主導で回収しておりますけども、これを全額補助できないか。また、リサイクルへの仕組みづくりにつなげられないかと思っております。年4回の町内回収で、直近は令和5年度ですか、令

和6年度はデータがなかったと思うんですから、令和5年度のキロ単価38.5円で回収されているということで回収量が4回分合わせて大体38.6トンぐらいということで、金額的に言うと148万、150万ぐらい、令和5年度ですね。年度によって違うんですけど、令和4年度は200万ほど回収費用がかかっていたということなんです。

畜産、施設園芸、露地栽培などすべての農業関係者の大体すべての農家さんが使う資材です。先ほど言った牧草のロール、ハウスのビニール、露地栽培のマルチとか、この辺りも大小農家にかかわらず、ほぼすべての農業者が使用し、処理に出しますので平等性とか公平性も担保できます。今現在、厳しい状況であるときこそ、町長が1次産業は必要だと言われている1次産業に対して町単事業の施策をすることで広く町民も納得できるのではないかと考えておりますが、こういう施策を町長が打つことが必要であると私は思うんですが、町長の見解をお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 畜産農家の現状を質問されてこられました。畜産の価格の問題でも、決して高い時期にあるわけではありませんので、時期的には、5月、6月、7月、8月は子牛価格は安いということは言われているところでもあります。ただ、資材等が高騰してきているということがありますので、そういった面では経営が厳しい状況にある、御指摘のとおりだと思っております。

預貯金をつぎ込んでというお話もあったところではありますが、実際、経営体の状況はどうなっているのかはわかりませんのでお話を伺っておきたいと思っております。

実際、農作業等で農業のマルチフィルムが使われておりますので、それらを処理する過程の中で、JAであればJAのほうに持ち込むのがありますので、そのほうで処理されている部分もあると伺っております。廃プラの処理料についての御質問ですが、実際、そこまで考えたこともありませんでしたので、実際、どういう形で処理されているのか、その形態等も担当課長のほうに調べるように指示していきたいと思っております。以前、この廃プラのことで勉強したときには、JAを通してしかるべき機関で処理されているというお話を伺っておりましたので、現実、自己負担がどうなのかというところまではわかっておりませんので、そこらは勉強してみたいと思います。

以上でございます。

○4番（鷲東慎一議員） 是非、この部分に対しましては認定農業者の集まりの中でも話が出ておりましたので、こういうことをしていただければ農業者もやる気が出てくる部分も出てくるのかなというふうに思っております。

また、廃ビニールに対しては露地栽培のマルチ等は、野方第一中ですか、カラル

株式会社が稼働されるのかなと思うんですが、現況は今どうなっているのか、もう稼働されているのか。単価等を含めてですねどのような感じになっているのか、現況報告がまだないものですから、わかれば先にそれをお示しいただければと。

○町長（東 靖弘君） ここ1か月ぐらいで見ているという状況ではありませんけれども、野方に仕事で行ったりしたときに、現状はどうなんかということで常に通っておりますので、状況は上に積まれている部分が少しずつ処理されていっているという状況にあります。それが本格稼働につながっているかどうかというところは把握しておりません。

○4番（鷺東慎一議員） 野積みになっているのは、確かにちょっと減っていますよね。まだ稼働はわからないということです。聞いた話によると稼働するようなことをちょっと聞いたんですが、もしわかれば。ちょっとそういう話を聞いたんですが。

○町長（東 靖弘君） 担当課長のほうで答弁させていただきます。

○企画政策課長（渡邊正一君） ただいまの稼働状況についての御質問でございます。今、直近で聞いている範囲の情報でございますけれども、稼働は実際始めたということでお聞きしておりまして、令和6年6月1日から開始をしているということでございます。

それから、先ほど廃ビニール回収につきましての単価の御質問もございましたけれども、こちらのほうではキロ当たり22円ということでお聞きしている状況でございます。

以上でございます。

○4番（鷺東慎一議員） 6月1日から稼働されているということですね、廃ビニール。これは町内の業者だけが出せるのか、町外も出せるのか、もしわかればですね。

○企画政策課長（渡邊正一君） あくまでも、先ほどと同じなんですが、聞いたお話ということで答弁させていただきますと、大崎町民が持ち込み可能というふうに伺っております。

以上でございます。

○4番（鷺東慎一議員） わかりました。

こういう部分はですね町民に広く発信していくことで、今、大型農業法人なんかはフレーコンバックに入れて結構溜まって農地に置いてあつたりしますので、引き取り業者があれば、安くでですね少しでも、そういう部分も活用できるのかなというふうに思います。併せて、この施策はJAとも協力しながら、是非、町長に研究してもらって、できる部分は施策として打っていただきたいなというふうに思っております。

また、畜産農家なんですけど、現況、やっぱり皆さん厳しいという中で、詳しい

方にいうとやっぱり雌牛の価格が上がらないと全体的に単価は押し上がらないよねという話もお聞きしますけど。最初に卸売業者が儲かっていますよという話を振りましたが、ふるさと納税品の生産者への還元ができないかなと思うんですよ。本町はふるさと納税で結構がんばっていらっしゃる、ウナギが本当は多いんですが、1次産業の生産者にはそういうお金が入っていかないという現況がございます。同僚議員も大崎牛が食べれるところがないとかそういった話がちょっと出ておりましたが。そういう部分で生産者に直接還元できるような仕組みもですね、何かしら知恵を出して考えていただければ生産者も意欲が出てくるのかなというふうにも思うんですが、そのへんの何か考えとかはないのかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 大崎町は肥育牛農家が少ないです。そこで肥育牛を枝肉にして、そこから市場価格が決まって、それが流通していくわけでありましてけれども、肥育農家の方々が市場に出したときに大体の価格が決まっていますから、長期間肥育したにもかかわらず販売価格が低かったりして十分な収入が得られないというのが現状であります。その中で、牛の丸金制度を活用して、赤字の部分については丸金制度で補填するという形で肥育農家の皆さん方は経営が成り立つようにされております。先ほどありましたように、そこで十分な収入を得れるかという、枝肉の等級にも寄りますけれども、すごく収入がある人はそれなりに、通常の方は丸金制度を活用するという形で清算ができているというのが肥育農家の現状であろうと思っております。

質問されていらっしゃるの、肥育牛になる前の生産の過程で、生産者が出した子牛に対しての、生産者に対しての支援といったことであるのかなと思っておりますので、ふるさと納税で大崎牛が出された、それによって子牛の生産者の方々にも還元金として支援するといったところについては全く今まで考えたことはありませんでした。それができるのか、できないのかわからないところですが、質問としては伺っておきます。

○4番（鷲東慎一議員） 肥育も生産も、農家さん両方を合わせて何かしらやっぱりそういう部分ですね、今とても厳しい状況であるというふうに伺っておりますので、何かしら施策を打っていただくような方向を考えていただきたいというふうに思っております。

いろんな部分で知恵を出し合いながら、我々も考えながらいろいろ質問もやっていきますので、是非、今言った部分も、廃ビニールの回収の部分も含めて考えていただきたいなというふうに思っております。

○議長（富重幸博議員） 質問者に確認いたします。質問項目1が今終わったところですか。

○4番（鷺東慎一議員） はい。

○議長（富重幸博議員） ということは、2のほうを考えると休憩に入りたいと思いますが、質問者もよろしいですか。

○4番（鷺東慎一議員） はい。

○議長（富重幸博議員） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開いたします。

○4番（鷺東慎一議員） 午前中に引き続きまして質問させていただきたいと思います。

続きまして、各種施策の進捗状況について。これは農水産業、林業のほうは抜いておりますけれども、農水産業のほうを基軸に質問させていただきます。町長の本年度の施政方針の中に述べておりますけれども、農業公社、基幹作の戦略作物の転換、スマート農業の推進、農地の集約・集積化の推進、漁業関係でいうと漁業経営の安定化対策の状況、これが施政方針の中の農林水産業の中に入っております、詳細は述べませんが、今現在、その事業についてどのような進捗状況、進行しているのかを、まずお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えします。

令和6年4月から運営を開始しました一般財団法人大崎町農業公社につきましては、行政報告にて御報告したとおり、オペレーター3名を含む5名で運営をしており、農作業受委託事業については運営開始以降、特に大きな問題はなく、農家からの委託作業に従事しております。

また、農業公社の事業のもう1つの大きな柱であります担い手育成確保については、新規就農者育成については令和8年度を目途に農業公社に事業実施主体を移管することとしておりますことから現時点で着手しておりませんが、担い手育成確保のもう1つの事業である事業承継については、今年度の早い時点で承継元農家の募集を開始できるよう関係者の役割分担の確認や承継の際に重要となる財産評価基準の確立に向けた準備を進めているところであります。

水田農業関係については、農林水産省が令和4年度に水田活用の直接支払交付金制度の見直しを行ったことから、町としては農家に対し農政座談会や交付金申請の機会などを通じて畑地化支援事業に関する情報提供や、翌年度申請希望の有無についての聞き取り調査を継続しております。

令和6年度申請については、今年2月末をもって申請を締め切られ、令和6年2月末時点において108名が申請され、合計で516筆、4,945アールの申請が上げられたところでございます。

現在、国では予算額との調整が行われておりますが、今後の流れとしては6月末に申請希望者のもとに申請された水田が採択要件を満たしたか否かについての通知が届いた後、7月以降に国による認定が行われる見込みであります。なお、畑地化支援事業を申請していない農家に対しては、令和9年度以降も対象水田であるための条件を満たすよう、水稻や飼料用米の作付を推奨しており、特にWCS用稲については戦略作物として国の交付金が明示されていることから、可能な限りWCS用稲の作付を勧めております。

このような取組の結果、現時点の申請状況においてWCS用稲の作付予定面積は約1万9,500アールとなっており、昨年実績からしますと約4%程度増加し、WCS用稲への転換が進んでいると思われまます。

スマート農業につきましては、労働力不足への対応、作業の効率化と生産性の向上、資源の効率的な利用といった課題に対応し、農業の持続的な発展のためにもその必要性が高まっております。技術の進化や国などの支援により、本町におきましてもスマート農業機器を導入する農家、法人が増えてきております。昨年度は、本町において、畑かんセンターの実証事業としてキャベツの高速二段局所施肥機の実証、タマネギの直播の実証を実施しておりますので、今後も畑かんセンターなどと連携しながらスマート農業の普及啓発、スマート農業機器を扱う技術やデータ活用技術の支援等をしていくこととしております。

次に、農地の集約化につきましては、令和5年度で申し上げますと、面積が1,728.5ヘクタールで、集積率45.2%となっております。現在、農地中間管理機構関連農地整備事業により圃場整備を行っておりますので、農地の集約化が図られることとなります。

次に、漁業経営の安定化対策等についてですが、本年度は、豊かな海づくりパイロット事業を活用したマダイとヒラメの放流と、町単独事業のウナギの放流でございます。マダイとヒラメの放流は、本日、東串良町の柏原海岸で行われております。ウナギの放流については、6月下旬から7月初旬の予定でございます。

以上です。

- 4番（鷲東慎一議員） 1つずつお聞きしていきますけども、農業公社につきましてはオペレーターが3名入られたということで、私も先般、農作業をしている新人の方ですかね、風景を見ましたけど、ちょっとよんごひんごよんごなりましたが、農家さんがうんというような顔をしていましたけど、まだ練習なのかなというふう

にですね、今後を期待しておりますけども。

農業公社の中で、私も同僚議員と一緒につくったほうがいいといった1つの大枠の目的が事業継承、事業承継を含めてですね、この部分。事業継承と事業承継と2種類ありますけども、企業の場合、引き継ぐ場合と技術も含めて引き継ぐ場合、単純にいうとそういう意味合いの部分があるんですけども。まだ発足していないということで、今後、これを含めた部分をやっていくということなんですけども、大体、秋ハウスとかインターネットで募集とかされていたと思うんですが、そのへんも含めて、畑作なのか、ハウスなのかいろんな部分があると思うんですけども、どの辺りを事業承継で見られているのか、全体を見られているのか。どこから先に入り込んでいくのかを先にお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 詳細は担当課長も答弁することになるかもしれませんが、事業承継につきましては農業分野とか施設園芸分野とかありますけれども、今そういった声をいただいているのが施設関係、ハウス関係であります。実際に動いているわけではありませんが、常日頃からそういう話をされていらっしゃるので、どこでかそういう形になるのかなと思います。

先般、曾於地区の農政推進会議の中で、事業承継について、そういった事例があるのかどうかということもお伺いしてみましたら、ある程度の実績を持っているような感じでありましたので、そこは一緒になっていろいろ指導してくださいとお願いしたところでございます。今、想定している部分については、私のほうではそれだけのお答えになりますが、不足していたら担当課長が説明すると思います。

○農林振興課長（上野明仁君） 今、町長が答弁したとおり、今進めているのが施設園芸です。主にパッションになりますけれども、そちらのほうで話は進めているところでございます。

以上です。

○議長（富重幸博議員） ここで、関係課長が発言される場合は、「議長」と最初にきちんと発声をしてから、同時に手を上げてください。黙って手を上げてもらってもわかりませんので、執行部、よろしくをお願いします。

○副町長（千歳史郎君） それに補足して、今、農業公社が今度どういうふうにしていくかということを説明させていただきます。

研修事業ということで2つありますけれども、新規就農事業、そしてまた、今、質問のありました事業承継の事業。事業承継については、今年度、まず、そういう承継をされる希望を、6月ですのでこれから取りたいと思います。施設園芸、パッション、マンゴー、そういうこともありますので、事業をあと何年したら辞めるといふ考えのある町民に募集をかけます。それから、指導するにも、その方に指導し

てもらうのか、そこも含めて、まず今年は募集をして、そこと協議をしながら、事業をしたいという人がおられたらということで、これにつきましては研修生が決まり次第、すぐ開始をするというふうに考えております。

○4番（鷺東慎一議員） わかりました。

新規就農と事業承継ですよね。事業承継は、一番重要なところは技術力を一緒に引き継いでもらおうと。離農される方々は高齢化して畑にも行けないという方々も出てくると思います。なるべく早く、施設なんかは特にですね、やっぱり難しい部分がございます。マンゴーとかも本年度は成功されているところもあれば、うまくいっていないところも、結構差がすごいですよね、やっぱり施設園芸の場合。だから、そういう部分の技術力が端的に見れるのが施設だと思っておりますので、そういう部分に対しましてはなるべく早く事業承継を考えていっていただきたい。

それと一緒に、公社でもそういう勉強というか教えることができるような取組ができるような方向性をですね最終的に持っていただければなと思います。事業継承がうまくできなかった場合は、そのまま公社が引き継いで教えることができます、農協さんとかも含めてですけど、一緒にされていけるようなですね。農協も結構人が変わるので、技術力というのは変わってきますので、だからそういう意味合いも含めて、今ちょっと言わせてもらったんですけど。公社につきましては、委員会でも、また今度、事務調査等も含めて詳細は見させていただきますので、今後何かあったときはその都度、御指摘、御質問等をさせていただきます。

次に、基幹作の戦略作物への転換。これは水田なんですけれども、畑地化が国の政策として進んでいるということなんですけれども。田んぼなんですけど、先ほども休憩中に同僚議員と話し合いになって、私は名前が変わりまして横瀬の農地を取得しまして、同僚議員にしてくれないかと言ったら、こぜまちはでけんと言っせえですね、同じ認定農業者なんですけども、やはり小さいところはしてくれないという現状なんですよね、実はですね。そういった部分の、農地の集積・集約の部分にも絡んでくるんですけど、今、実際、畑もなんですけど、田んぼも特にそういう部分がものすごく多いと思います。どんどん、どんどん耕作放棄地というのも空いてくると思うので、今、町長が押し進めている圃場整備をやはり早急にどんどん押し進めていただけて、小さいところを広くしてもらって基幹作物を含めた、今、大豆とか麦とかあいう部分もいわれておりますので、食料安全保障の部分でですね、そういう部分にも転換できるような仕組み、基礎を町長には頑張って早くやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 圃場整備等も汎用性を上げるということで、高付加価値の農業を展開するためといった条件も付いております。

本町の水田の現状を見たときに、早く何とかしないといけないという思いをずっと持っていて、担当課も一生懸命、県とも協議をしながら進めていて、1地区じゃなくて2地区ぐらい同時にやることも話をしたりしております。今後の農業展開を考えたら、やはり圃場整備をいくということが必要だと思いますので、さらに努力していきたいと思います。

○4番（鷲東慎一議員） 是非ですね積極的に進めていっていただきたい。今、進めていっているところもいろんな課題が出てきていると思います、換地を含めてもですね。だから、そういう課題もみんなで共有して、なるべくスムーズに行くような方向性を持っていっていただきたいなというふう思っております。

次に、スマート農業の推進の部分なんですけども、スマート農業の推進で、今、国が積極的にいろんな部分でドローンやICTやIOTを含んだ機器を積んだ、トラクターも含めてですね、衛星電波を使って人がいなくてもできますよとか、ロータリーできますよという機器なんかもあるんです、補助事業とかもあるんですが、単純にいうと大きな農業法人とか大きい農家の方しか、基本的にその補助事業はほとんど使えない。中堅までいくかどうか、10町歩、20町歩ぐらいしているところも多少使えるかというぐらいで、中小、零細になると3人組合をつくらないと駄目ですよとか、今までは農地組合をつくらないと駄目ですよとか、個人の場合はほとんどその補助事業にタッチできない、俎上にすら乗れないみたいな、今は案内文が来ますけど、昔だったら案内文すら来なかったみたいなですね。だから、農家さんというのはさらに減っていく。私が新規就農をするときに友人に言われました、路地をする場合、2,000万かかるよと、初期投資にですね、いや、まさかそんなかかるわけがないがねという話をしたんです、家にもトラクターが1台あるし、みたいなことを言ったら、でも、実際してみると2,000万かかるんですよ。いろんな機材、からいもだけでも収穫機やら定植機やらもろもろするとですねやっぱりそれぐらいかかってしまうというのが現状でした。友人に、今度は人を入れようと思って話をしたら、大体1町歩から2町歩につき人を1人かなと、計算上考えないと回らないと。これは農業法人の方なんです。まさかそんな人は要らないだろうと思うんですけど、やっぱり要るんですよ。だから、実際そういう状況で、大きいところはそういう補助事業がどんどん使えるんだけど、小さいところはなかなか伸びきれないというのは、そこが一番ネックなのかなと。これは国の施策の部分も大きく含んでくるんですけども、町単でできる部分といたら、志布志市が前、基腐でしたときに菓を一斉にすべてのからいも農家さんに散布しますよという補助事業を即されましたけど、そういう部分が各市町村の単独業みたいになってくるのかなというふうに思っているんですが、そのへんの部分の町の考え方、今の現状、

今、私がお話しした、大きいところしか優先的に行かないという部分に関しては町長の御認識はいかがなのかお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 申請が出ているかどうか、そしてまた、どういうふうに決定していったのかという過程はわかりませんので、担当課長のほうの答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） ただいまの質問ですけれども、いろんな国の事業がありまして、それぞれ対象となる機械を導入にするに当たっての要件がありますので、今、一概に言えませんけれども、議員がおっしゃるとおり、小さな農家さんには今のところ事業はないところでありますので、そこら辺は国や県にいろんな事業がないか、こちらのほうでも調査して、使えるような事業があったら紹介していきたいと考えております。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員） 済みません、難しい提案で。本当は国がしないといけない部分なんですけれども、是非、こういった部分を、町長、今度、県や国に会うときは、実際そういう状況なんだということを書いていただいて、中小、零細に対する補助、機械、機材についてもですけれども、そういう部分をまた考え直していただきたい。ヨーロッパはそれが今はひっくり返っていますよね、今度はやっぱり個人農家を増やさないといけないように、また元に戻りつつあるという状況でもございますので、アメリカが同じような形になりつつあるのかなと、水がでないという部分もあるんですけど。そういう部分もあるので、やはり中小、零細を含んだですね、今からやるという方々も含んだ部分にも町単を含んだことを考えていっていただきたいと申しておきます。

次に農地の集約・集積なんですけれども、先ほど、町長がちょっと触れました、45.5%。国の23年度の農地の集積率では、国は大体8割を目標にしていたんですが、6割にとどまっています。本町の場合はそれより低い45.2ですから、4割5分ですから、またさらに低いということなんですけれども。

農用地確保強化へ、土地基本方針の変更のことが政府で決定されておりましたけれども、その文言の中にも担い手への農地の集積・集約を図ると明記してあります。

また、農地付き空き家などの空き家などの取得を支援することや、農地バンクの利用促進を図ることも明記されておりますけれども、本町はどのような認識、方向性、農地の集積にはですね、を考えていらっしゃるのか。担当もちよっと変わるようなことを言われておりましたけれども、その部分を含めてお示してください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） ただいま農地集約・集積について、先ほど町長のほうで答弁があったんですけれども、ただいま農地中間管理機構関連の整備事業のほうで圃場整備を進めておまして、そちらが、今現在、済んでいるところが益丸地区、有村地区、今後、谷迫地区、永田地区というふうにどんどん圃場整備が進められてまいりますので、集積率につきましても、町のほうでは集積率を90%というふうに目標を定めておりますけれども、なかなか90%まではいかないのかなとは思いますが、近づけるように圃場整備を推進していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○4番（鷺東慎一議員） 集積・集約は今まで農業委員会が担当で、法制度が今度変わるんじゃないですか、そのあたりはどうですか。

○農林振興課長（上野明仁君） 今、議員がおっしゃったとおり、今年度までは農業委員会のほうで基盤法があるんですけど、それがなくなる関係で、今後は農地集積・集約については農業委員会で事務を行っていくということになっていきます。

以上です。

○4番（鷺東慎一議員） 次からは農業委員会ということで、是非ですね積極的に農地の集積・集約は進めていっていただきたい。そうすることによって、本当にですね作業の効率化が求められている時代にもものすごく効率がいい状況になりますので、是非、そこは積極的に進めていただきたいと思います。

また、漁業経営の安定化対策等なんですけど、これは、毎年、大体ヒラメとウナギの放流、マダイの放流だけになってしまうんですね。先般も質問させていただきましたけども、チリメン業者がどんどん辞めていっている現状があると。漁業関係者はバイタリティがあるのか、チリメンを辞めてもウナギに転換したり、この間ふるさと納税で海ぶどうをつくられている方がホームページからSNSで発信されていましたが、そういうことをされている方もいるし、チリメン業者からトマトをつくられている方もいるし、農業法人をつくられて変わられた方もいるしですね、そういう形で業種業態は変えて積極的にされている漁業者の方が結構多いんですが、でも、今後を考えた場合、後継者が、まだ若い方がいるうちに、今後の水産業をどういうふうに考えていらっしゃるのか、町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 漁協があるのは東串良町漁協でありますので、大崎町の漁業の方々も東串良町の漁港で一緒に活動をしておりますが、その中でも、本町は主にチリメン漁がほぼだと思っております。その中で、チリメンの採取、採訪について、よかったり、悪かったりという状況があったり、豊漁であったり、全く採れなかったりということで、新たな仕事として農業関係に入ったりしておられるということ

は、今までの状況でありました。

こういった放流事業については、毎年、毎年同じ事業をやっているところでありますので、これとって画期的にここをこういうふうに変えていきたいというところは計画の中にはないような気がいたします。ただ、魚が生息する漁場としては、今までも補助金を組みながら漁場をつくるということでかなり助成はしてきておりますので、そういったことはやってきたところではありますが、新たなところについては回答としてはわかりませんので、もし新たな事業に取り組んでいたら、担当課長のほうから答弁いたします。

○4番（鷲東慎一議員） わかりました。

漁協は今、町長が言われたとおりになんですが、今、国のほうで志布志港の拡張、国際港湾として広げていくということで話が出ているようですが、町長も御存じだと思いますけど。内容的には、今後、志布志から大崎のほうに備蓄基地にかけて、そういう形で増えていくのか。その辺りの内容を、もし町長が御存じであれば、今後の志布志港湾の拡大に対する、今、どのように国が動いているのか、大崎町にも絡んでくるのか、わかればお示しいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの件につきましては、全然会議で説明を受けておりませんので存じないところであります。

また、どこかでそういった情報が入ったらまたお知らせしたいと思います。

○4番（鷲東慎一議員） はい、わかりました。

私も国政報告会等でそういう話をちよくちよく聞くものですから、具体的なものを、町長は大体お顔を出されていて、唯一メモをされているのは大崎町長だけなのでですね、ほかの市町村長は全然されませんので、常に情報を持っていらっしゃるかなと思ってお聞きしたところでございます。また、何かあったときにはお教えいただければというふうに、漁協関係者も含めてですね。

続いて、防災・減災のほうに入っております。防災無線の現況認識のほうを最初にお伺いします。本町の防災無線については、町民の使用状況及び苦情等の現況はどのようになっているかをお聞きしたいんですが、よく聞きますよね、電波が入らないとか、聞き取りにくいとかですね、住民から意見をよく耳にしますが、導入した時期等も鑑みると、もう更新の時期に近いと思われます。新たな機器の導入等の予定も含めて、現況の課題等を解決するためにも本町の見解をまずお伺いさせていただきます。

○町長（東 靖弘君） 個別受信機の使用状況につきましては、各世帯及び事業所に5,680台は設置されており、災害時の情報手段や集落情報の放送など幅広く利用されております。

また、電波が入らない、聞き取りにくいなど御相談があった場合は、職員が御自宅に出向き、個別受信機の状態や電波状況を調査・確認し、早急に対応しているところでございます。

また、防災行政無線につきましては、保守点検業務委託契約により、不具合等があった場合は休日などいつでも対応できるよう体制を整えております。

本設備は、平成25年4月から運用を開始しておりまして10年が経過しておりますので、機器の不具合や故障が生じる前に更新または新たな設備の導入について検討する時期に入ってきていると認識しております。

○4番（鷲東慎一議員） 5,680台ということなのですが、これは本町におけるすべてのところなのか、集落に入っていらっしゃらない方々も入っていらっしゃるのか、そこはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 今、町長が申し上げた台数の中には、集落加入・未加入者に限らず、希望された住民の方々と事業所、それから公共施設に設置している台数でございます。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員） わかりました。希望されているところと事業所ですね、すべてではないということですね。その部分を踏まえまして、先ほど町長が言った、もうそろそろ更新時期ということでもあるということなのですが。

次に、ICTの活用やFM大崎との連携についてにちょっと絡んでくるんですが、ICT情報通信技術はデジタル化された情報の通信技術であり、インターネットなど経由して人と人をつなぐ役割を果たす部分ですが、東日本大震災のときの総務省の調査なんですけども、情報通信白書によると震災発生時はほかのメディアと比べてラジオがもっとも役に立ったというデータが、六十何パーセントですか、すべてのメディア等を含めた部分と合わせてですね、1位がラジオで、震災の約3週間後になると地上波テレビとかそういう放送関係が役に立つというデータが情報通信白書に出ておりました、24年度版です。ネットやラジオのどちらかだけではなく、両方を利活用するのがいいと思うんですけども、そのような機能を持つ防災無線機器の導入が必要で、先ほど、10年だからそろそろ考えないといけないとあったんですけど、それについて、近隣市町も同じように導入しております。大崎町は特に地元FMとの連携をされていると思うんですけども、それも含めて導入を考えていくべきだと思うんですが、先にFM大崎との災害協定の現況はどのようになっているのかをお示しいただければと。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、総務課長の答弁で。

○総務課長（上橋孝幸君） 大崎FM局との協定の状況についてという御質問でしたので、私のほうで答弁させていただきます。

令和4年3月に大崎FM局と協定を締結しており、災害時には緊急放送を行い体制を整備しているところでございます。これにより町民が必要な情報を迅速に入手できるよう努めている状況でございます。

また、大崎FMとの連携を強化するために、町内の情報を発信する大崎タイムズにも定期的に出演しており、防災情報の発信や啓発活動に努めている状況でございます。

以上です。

○4番（鷲東慎一議員） 結構ですね町民に浸透してきたのかなというふうに思っているんですが、今、FM大崎を聞いたのはですね防災無線の新しい型の導入をされているところで、曾於市、鹿屋市、鹿児島市、奄美市、始良市が導入されているやつが、要はラジオも聴ける、今の機器でもラジオは聴けるんですけど操作がちょっと難しいです、本町のやつはですね。それは簡単に聞ける防災無線は私が言ったところが導入しているんですけども、そのような情報も調べて、ラジオも聴けて、そういう防災関係も一緒になった部分で聞けるようなものを考えて導入されればというふうに思っておりますので、そこは要望として伝えておきます。

また、令和2年9月議会でしたが、地域BWAの導入を考えたほうがいいんじゃないかと、総務省がしている電波塔のことで、5Gにも対応する、その部分を町長が研究していくと答弁があったんですが、導入、研究も含めてですが、今それはどのようなになっているかをお聞きいたします。

○総務課長（上橋孝幸君） ただいま議員のほうからいろいろ御提案いただきましてありがとうございます。

今、県内の曾於市さんとか鹿屋市さんとかコミュニティFMとの連携した無線のやり方をやっているというような情報でありました。確かにそういったことは有益な手法かなと感じたところでございます。

それから、令和2年に御質問いただきました地域BWAの手法についても、近隣であれば宮崎、もう活用している自治体もありましたので、その情報とかも入手しているところでございます。先ほど町長が答弁いたしましたように、本町における防災行政無線については、既に10年が経過しており、今後、現行のシステムを最新型に更新する、あるいは、先ほど議員がおっしゃいましたようにコミュニティFMとの連携した、そういった別なシステムを導入するのか、あるいは地域BWAと併用したシステムにするのか、いろんな選択肢もございまして、今後、利便性の向上、それから費用対効果を含めて検討させていただければと考えております。

以上です。

○4番（鷺東慎一議員） わかりました。

ゆくゆく考えて、いろんな手法が多分あると思いますが、町民の利便性というのやっぱり最大限考えて、防災の場合は特にやっていっていただきたいなというふうに思います。

最後に、災害時の避難路の現況と課題についてなんですが、災害時の避難路の現況認識と対応、対策について何ですけれども、特に地震、津波ですね、海岸沿いの部分なんですが、河川地域やスポーツ関連施設とかですね避難路の経路情報や海拔情報の見える化が必要ではないか。特に外から来られるお客さん、キャンプ場とかですね、ビーチバレー場とかありますけども、そういう部分では必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、最後にその部分をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の災害時の避難道路につきましては、地域防災計画で国・県道及び1級町道13路線を指定しております。

また、維持管理につきましては、町道においては毎週1回のパトロールを行い、異常箇所の把握をし、補修・修繕を行っているところで、農道・里道につきましては利用者や地元住民からの情報提供により補修・修繕を行っている状況でございます。

また、スポーツ関連施設など町外から訪問している方々への避難路の経路情報につきましては、現時点では対応できておりませんが、キャンプ場については、大崎町津波防災マップの看板設置をしており、現在地の防災状況の把握、またウェブ版大崎町防災マップにより現況確認等していただくよう、施設管理者との連携を図っていかねばならないと考えております。また、海拔情報につきましては、平成24年度から25年度にかけて津波標高表示標識看板を設置しておりますが、老朽化により見えにくくなっている箇所もありますので、今後、修繕等により対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（鷺東慎一議員） ありがとうございます。

○議長（富重幸博議員） ここで暫時休憩いたします。次は、13時45分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後1時36分

再開 午後1時45分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、11番、中倉広文議員君の質問を許可いたします。

○11番（中倉広文議員） 私は、今回、防災対策、DX推進の進捗状況を、本年5月に改正された食料・農業・農村基本法についてお聞きします。

まず、防災対策について質問をいたします。消防団運営費の必要性はないかについて。本町消防団各分団の運営費は、それぞれの地域の方々の善意による消防団後援会費で賄っているのが現状であります。

近年、人口減少、世帯数減少に伴い、この後援会費も年々減少している状況であります。また、その消防後援会費についても、自治公民館加入者については毎年、慣例のごとく自治公民館単位で納付がなされているようですが、自治公民館未加入者については、近隣の自治公民館長や役員の方が出向いてお願いをされ、いただいている。あるいは、消防団各分団の後援会の役員の方々がお伺いをして、理解をいただいた上で納付をいただいているのが現状であります。

このような関係者の御苦勞がある中、消防分団の運営費については早急に再考する必要があるのではないかと考えます。消防団は、非常勤特別職の地方公務員という位置づけです。消防組織法第3章第8条に、市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならないと定めてあります。当然、消防施設や関係車両、必要な資機材、安全確保装備については公費が充てられていますが、消防団の活動及び運営に係る経費は、さらに多岐にわたるのが現状であります。公務に携わる方々の活動及び運営は、すべて公費で賄うのが当然だと考えますが、消防団、特に各分団の活動及び運営に係る経費の在り方について、町長の考え方をお聞きし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、消防分団等から要望があった消防用の消耗品や資機材につきましては、必要経費を予算措置し、対応しているところでございます。

また、人口減少や自治公民館未加入者の増加により、年々、消防後援会費納入の協力が得にくくなっていることは伺っております。消防組織法では、消防に関する経費は当該市町村が負担しなければならないと規定されています。消防後援会費を消防分団がどのように活用しているのか、各分団で差違はあると思いますが、消防活動経費として使用されている実態があるのであれば、改善を促す必要があると思います。

また、消防活動に必要な予算は適切に確保してまいりたいと考えております。

○11番（中倉広文議員） 団員の確保、年々、今、町長から会ったように厳しい状況でございます。その活動を支援するためにも、運営費を支出をしている自治体とい

うのも全国には結構あるようでございます、確認したところですね。消防団員の福利厚生かつ円滑な消防団活動のためにも、団員定数等をもとにした分団運営費というのが私は必要なんじゃないかなというふうに思っています。

町の幹部会等で、こういった各分団の運営の状況というのを確認をされて幹部会等で協議をされ、できれば早急に実施すべきかなというふうに私は思っているんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 先般、ほかの消防後援会の総会に出席しました。未加入者問題もあつたり、戸数が少なくなってきたという状況もお話しいただいたところありますので、ただいまの御提案に対しましては幹部会で協議して対応してまいります。

○11番（中倉広文議員） 私もかつて消防団におりまして、現職の時代はなかなか要望しづらい課題でもございました。分団の活動の中には、今、予算化されている部分以外にもいろんな支出がございます、しかも分団の皆さん、皆さん、御存じだと思いますけれども。そういった各分団の状況を把握されまして、また、全国自治体の状況等も調査をされまして、このことについては検討、そして対応方されますよう、よろしく願いいたします。要望いたします。

次に、発災時の課題について、事例に基づいてお聞きをいたします。令和2年12月、同僚議員の質問で、避難所となっております大丸小学校体育館へのトイレ設置は難しいというような答弁がございました。実際、台風や大雨、それから、そういった災害発生が見込まれ避難指示が出た場合、風雨でぬれながら、あるいは暴風で危険性のある渡り廊下を渡ってトイレまでわたっていかなければならないという状況がございます。副町長、地元なのでよく御存じかと思っておりますけれども。かつての答弁の中で、菱田小学校体育館については設備があるという答弁がございましたが、大丸当該体育館も避難所として指定するのであれば最低限の設備は必要かなというふうに思います。こういったものについては補助事業等も活用できるのかなというふうに考えているんですが、避難者、御苦勞されるこの気持ちを酌んでいただいて、対応されないかどうか、その点について、町長お伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 大丸小学校体育館へのトイレ設置につきましては、改修及び新增築を対象とした国庫補助制度がございますが、改修事業につきましては、体育館スペースの確保が課題として上げられております。

また、新增築につきましては、体育館の耐震性の観点から、構造計算上、問題がないかどうかを調査する必要がありますので、いずれの手法につきましても教育委員会と十分協議をしなければならないと考えております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 先ほども申しましたように、大雨あるいは台風災害、こういったときに避難所として指定するのであれば、本当に必要な設備だと思います。早急に、今、教育委員会とというような話もございましたが、協議をされまして、実行に移されますように要望をいたします。

また、過去の答弁で、このトイレ問題に言及した際に、小学校校舎への避難も想定ということで町長答弁がございました。学校利用時の課題について、今回は教育委員会には答弁求めませんが、空き教室を利用して避難者を受け入れる場合の教育委員会及び学校管理者との協議、あるいは協定というのは結ばれているのか、その確認をさせてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

町内の小中学校は、災害が発生したときに緊急に一時的に避難する場所である指定緊急避難所に指定しております。災害の種類や規模にもよりますが、大規模災害時には学校の体育館のほか、校舎も避難場所として活用することを想定しており、その旨、教育委員会とはこれまで協議を行ってまいりましたが、協定の締結までは至っていないところでございます。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 協議はあったということで、ということは学校サイド、教育委員会あるいは学校管理者とは書面は交わしてなくてもいいのかな、災害時の使用には何ら問題はないという解釈でよろしいですか。

○町長（東 靖弘君） 大規模災害時の避難所での生活は長期化が予想されることから、学校教育への影響はないとはいえませんが、まずは被災者の命を守ることが最優先であるため、学校生活と避難生活の共存を想定しながら、できる限りの対応をしていかなければならないと考えております。

○11番（中倉広文議員） 配慮は十分やっていただきたいと思います。

先ほどもありましたように、今後もそういった教育委員会、あるいは避難所となる学校管理者ですね、そういったところと十分協議をされますよう要望をいたします。

次に、災害発生時の情報発出手段、このことについて、現在、幾とおりで実施をされているかお聞きしますが、恐らく、先ほど同僚議員の質問にもありましたが、防災無線等を通じて発信されると思いますが、現在、どのようなものを使って発信されているのかということについてお聞きします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 災害発生時の情報発出手段についての御質問がございませ

たので、私のほうで答弁させていただきます。

災害発生時の住民への情報発信につきましては、緊急地震速報、大津波警報、弾道ミサイル情報など、対処時間的に余裕のない場合に発信される全国瞬時警報システム、また、大雨、台風などに備える場合に発信する防災行政無線、地域コミュニティ無線、防災メール、LINE、フェイスブック、おおさきFMによる情報発信手段がございます。

以上です。

- 11番（中倉広文議員） 今、幾つか説明していただきました。これまで情報発信がなされなかったツール、本町がまだ活用しているツール、アプリなんかもあるかと思っておりますので、そういった活用ができるものはすべて災害時は活用していただいて、できるだけ多くの方に災害情報を届けていただく、そういった努力をされてください。

災害発生時は、その情報の認知から行動に至るまで、その経過時間というのが関係者の生命・財産に大きな影響を及ぼします。そのようなことから、発災時、消防団や各自主防災組織の代表者、その他緊急時に活動が求められる人員への情報伝達手段、これはどうなっていますか。確認をさせていただきます。

- 総務課長（上橋孝幸君） 災害時において、消防団の方々とはデジタル簡易無線により行っている状況でございます。

また、自主防災組織の代表者の方々とは、特に台風時のときなんかは著靴電話であったり、あるいは現場に赴いたりして、そのときに情報伝達なり情報収集を行っているというような状況でございます。

以上です。

- 11番（中倉広文議員） 今、総務課長からもありましたが、確かに消防団とは簡易無線を使ってやりとり、これまでも訓練とか、あるいは災害対応でも実際に活用されて、そういったやりとりというのは私も確認しておりますが。自主的な住民の避難というのもあって、自主防災組織ではなかなか情報が錯綜している部分もあるのかなというふうに思います。例えば自主防災組織としての温度差というものもあるんでしょうけれども、平時から避難行動が要請された場合の自主防災組織の役割、このことについて、やはり重ねて周知することが重要かなというふうに思います。せっかくつくられた組織でございますので、いざというときにやっぱり機能しないと意味がありません。例えばの話なんですけど、災害情報が確認ができていない住民への対応について、消防団や各自主防災組織へ救援マニュアル、こういった方法でやれば効率よく安全に避難行動あるいは、そういう支援行動ができるよというようなマニュアルをですね周知すべきだと考えます。一番の基本は、地域内の自主防災組

織の各戸の安否確認というのが一番重要かと思えますけれども、いつ発生するのかわからないのが災害であります。各組織で決められた役割を果たせるかどうかはとても難しい問題だと思えますが、そのような中で、基本的な救助活動として、安全かつ効率的な救援マニュアルがあれば、要援護者等の確認とか逃げ遅れの確認、対応とか補完的にも救助活動に生かせるんじゃないかなというふうに思いますが、このことについて町長いかがですか

○町長（東 靖弘君） 災害発生により携帯電話等の通信が遮断され、住民の方々が情報収集できなくなった場合は、災害による不通のおそれが少ない防災行政無線やコミュニティFMのほか、消防団による広報活動や地域コミュニティを通じた情報共有も重要になると考えております。

そのためには、平時から防災訓練や研修等で情報連絡手段の確認を行うとともに、住民への周知の在り方についても工夫が必要ではないかと思っております。

○11番（中倉広文議員） 大きな災害を経験したり、あるいはほかの地域であっても大規模災害を見聞きした場合には、当分の間は私ども、自分のことも含めてですけども、それぞれ防災の意識というのは持っているんですけども、時が経つにつれて、次第にこれは薄れていきます、これは誰もだと思えますが。いつでも起こりえることを念頭に、必要な対応については、今、平時からの訓練とありましたけれども、繰り返し周知は図られることが重要だと思えますので、対応については今後よろしく願いをいたしたいと思えます。

次に、災害対策本部及び避難所等への職員の配置ということで聞くんですが、その配置の在り方、また人員不足の懸念はないかということについてお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 発災時の初動や連絡体制につきましては、すぐに災害対応に携わることができない可能性も予想されます。そのような中でも、職員を災害発生の初期から、できるだけ速やかに必要な場所に動員配備させることや、応急対策を迅速かつ的確に実施していくことが重要になることから、非常時における優先すべき業務や、人員が不足する場合の要員確保手段等を定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策業務を実施することとしております。

○11番（中倉広文議員） 今、答弁で、業務継続計画というのが定めてあるというようなことでした。この計画の中に、災害対応に当たる職員は、災害規模とか災害箇所と違おうと思えますけれども、その都度、職員の配置というのは決定されるのか。あるいは計画の中に最初から、どの職員はどこにというようなのが決められているのか、そのことについて確認させてください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 今、業務継続計画についての御質問でありました。職員の配置状況ということかなと承ったところです。まさに、議員がおっしゃるとおり、災害の規模に応じて職員の配置、参集、時間等々は異なってまいります。

本町の計画では、第1段階から第4段階まで設けてあります。一番厳しい状況である第4段階については、全職員が参集する、第1段階は危機管理課を持っている総務、あるいは事業課の職員とか限られた人数で対応するとか、その災害のレベルに応じて参集する部署、人数というのは決めているところでございます。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 再度、今の部分について、総務課長の答弁でしたけれども、確認しますが。じゃあ、災害が発生した時点で役所内で人員配置は決定されるという認識でよろしいですか。

○総務課長（上橋孝幸君） まず、災害が発生したときには警戒本部を立ち上げますので、その中で町長の意見を聞きながら、どの程度の職員を参集するかというのは決めていくことになろうかと思えます。

○11番（中倉広文議員） はい、理解しました。

それでは、先ほど、関係者との連絡手段と情報共有方法ということでお聞きしました。過去答弁で、県あるいは防災関係とは衛星電話、消防団とはデジタル簡易と、先ほどもありましたけれども、でしたが、職員間の連絡手段、情報共有、職員間のそういう連絡手段というのはどういうふうになっているのかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 職員間の連絡方法ということですが、緊急連絡網を整備していますので、1つは、その連絡網を使って電話で連絡をする方法が1つ。もう1つは、ビジネスチャットエルガナというのを入れておりますので、それでスマホを通じてお知らせする方法と2種類でございます。

○11番（中倉広文議員） 専用のソフトがあるということでした。

災害用備蓄品について、次はお聞きします。本町はすべての避難所に避難者用の備品がストックされているわけではございません。備蓄品のない避難所に対して、非常食、飲料水、その他必要生活用備品等の、ほかの箇所からの搬入というのは本当に現実的なのかどうかということについてお聞きします。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

災害発生時、速やかに非常食や資機材が運搬できるよう、本庁舎、菱田分団詰所、ジャパンアスリートトレーニングセンター、野方改善センターに備蓄品は保管している状況でございます。

大規模災害時には多くの避難所が開設されることが想定されますので、各避難所ごとに備蓄品が整備されていることが理想であると思います。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 各所が理想的ということでしたが、まさにですね道路寸断とか、あるいは河川の氾濫とかそういった懸念もありまして、備蓄品を必要とする箇所への避難ルート、搬入ルートですね、そういったルートが閉ざされる場合もやっぱり想定しなければならないというふうに考えます。そういった備蓄品の各避難所内での管理というのは、どういった問題があって今までなされていないのか。そのことについて何か問題があるのかどうか、そのことについてお答えください。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

各避難所において備蓄品の管理について問題があるかという御質問でございますけれども、管理自体については特段問題はないのかなというふうに思っておりますが、ただ、避難所においては備蓄品を補完するスペースの問題があるのかなと思います。場合によっては備蓄倉庫を整備したり、そういった問題があるのかなと認識しております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 確か備蓄倉庫の布設という部分には補助事業等も活用ができるのかなというふうに私は確認をしていたんですが。避難所として指定した場所に、すべてにやっぱり一定程度の備蓄品が整備されることが望ましいと思いますが、いかがですか。

○総務課長（上橋孝幸君） 今、議員がおっしゃったとおり、備蓄倉庫を整備する際には補助事業はあったというふうに私も理解しております。

先ほども答弁いたしましたので、すべての避難所に備蓄品を整備するというのは理想であると答弁させていただきましたけれども、大規模災害のときは途中で道路が寸断して備蓄品を運べないという状況も十分想定されるのは事実であろうかと思っておりますので、今後、比較的長期間滞在できる指定避難所は、本町では10箇所指定しているところがございますけれども、まずはそういった避難所として利用性の高い施設から備蓄品を整備していくという方向で検討をしてみたいと思います。

以上です。

○11番（中倉広文議員） できるだけそういった対応を、改善を図っていただきたいと思っております。

次に、停電時の電力確保についてお聞きします。避難所の停電時、電力確保の在り方について、町長の考え方を示してください。

○総務課長（上橋孝幸君） 停電時の電力確保についてお答えさせていただきます。

避難所においては非常用発電設備など停電時の電源確保はなされていない状況でございますので、役場、各消防分団が所有している可搬型の自家発電機を設置し、停電時に備えている状況でございます。

また、大規模災害時には被災した電気通信設備の早期復旧や移動電源車の配備など、ライフライン事業者への支援要請を行うこととしております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 大事な視点かなと思って、町長にお聞きします。過去の災害発生時にも避難中に停電が発生して、その際、今答弁があったように消防団が装備している発電機を活用されたことがございました。幸いにも、その間、消防団が現場で使用するという事案は発生しませんでした。同日、同時間帯の夜間に当該消防団が火災あるいは河川氾濫防止対応など、現場に出動しなければならない事案が発生しないとも限りません。

消防団からの借用というのは、有効利用の観点からは妥当だと思いますけれども、好ましい対応ではないのかなというふうに思います。町長、どのように考えますか。

○町長（東 靖弘君） 過去に借用しながら対応してきたという総務課長の答弁でありました。設備の整備については、ただいまの質問を受けて、また後日、検討してみたいと思います。

○11番（中倉広文議員） 検討、それから改善を図っていただきたいと思います。

次に、先ほどの質問と同様、災害時には停電などが発生しやすい状況であります。停電や、あるいはウェブ環境が使用できない場合の情報の収集、発信、共有の在り方について考え方を示してください。

○町長（東 靖弘君） 大規模災害時には住民が生活する上で重要なライフラインである情報通信インフラも被害を受ける可能性があり、通信回線の途絶や停電等により情報通信機器が使用できないことが想定されます。

このような事態が起こった場合に、本町では防災行政無線や消防団が所有する緊急無線、都道府県や市町村及び防災関係機関等も、すぐ衛星電話等により情報連絡を行うこととなります。

また、町民への情報提供手段につきましては、防災行政無線や公用車による広報、災害対策用の移動通信機器の貸与など、被害状況に応じた対策を講じる必要があると考えております。

○11番（中倉広文議員） 答弁で、災害対策用の移動通信機器ですか、どういうものですか。ちょっと確認させてください。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えをいたします。

移動通信機器につきましては、特に大規模災害時には各自治体から総務省のほうに要請すれば、そういった移動通信機器であったり、移動電源車を貸与できるという支援制度がございます。

ちなみに、移動通信機器というのは、衛星携帯電話、簡易無線、MCA無線の3種類というふうになっております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 災害規模にもよりますが、できるだけ多様な場面を想定して対策を検討されてください。

先ほど質問しました情報発信の方法についても関連しますけれども、災害発生時、防災無線での災害情報発信時に、その内容を、本町SNSで同時発信できないかについてお聞きします。先ほど、情報発信については触れたところでございますが、屋内とか車両内とか、あるいは個別受信機が近くにない場所では、屋外の防災無線は大雨とか暴雨の場合は、その音声が聞き消されてほとんど認識ができない状態でございます。

現在、SNSの中でもLINEについては過去の災害時に私、確認したこともありましたが、少しでも多くの方々に災害情報を認知していただくために、先ほどもありましたが、本町が活用しているSNSでも防災無線と同時の発信はできないのか、その対応をすべきと考えますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 現在は防災無線からのSNSへの同時発信はできておりませんが、昨年度から防災メールと公式LINEの連動を行い、災害発生時の避難指示や避難所開設などの情報を公式LINE登録者へ配信できるよう環境を整えたところでございます。

今後も、業務の効率化と情報提供手段の充実を図るために、改善できるところは見直していきたいと考えております。

○11番（中倉広文議員） 防災メールと公式LINEということでありましたが、それぞれ本町で登録をされている方の人数は把握をされていますか、教えてください。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

まず、公式LINEの登録者ですけれども、6月5日現在になります3,562名の方が登録されております。それから、防災メールですが、現在1,116名の方が登録されている状況でございます。

○11番（中倉広文議員） わかりました。

SNSで確認できる方はまだ少ないと思いますので、とても便利なツールだと思いますので、それぞれまた、こういったツールへの登録の促しをやっていただきたい。災害発生時の情報発信は実施すべきと考えますので、先ほど町長から答弁があ

りましたが、改善を図っていただきたいと思います。

この項目、最後に、避難所へのソーラー避難誘導灯の設置についてお聞きします。実際に災害時に避難された方々の意見をもとにして確認をさせていただきますが、大丸小学校の屋上は津波発生時の緊急避難所として指定がしてあります。ですが、屋上へ上がる階段は夜間に非常に危険だと感じたところです。簡易なソーラー付きの誘導灯、人感センサーのついた照明等を、要所、要所に設置していただきたいことと、これは大丸小の屋上に限らずですね、先ほども避難路の同僚議員の質問もございましたけれども、各避難所への誘導灯、あるいは照明だけでなく、障害物の可能性なんかも確認をする必要もあろうかと思っておりますので、そういった、住民の方、あるいは消防団関係者の声も聞いていただいて、どういった対応が必要なのかということも確認する必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 夜間での避難を、安全かつ速やかに行うために、大丸小学校避難階段への照明設置については、早急に対応してまいりたいと思います。

また、その他の避難誘導灯につきましては、必要性は十分認識しておりますので、地域住民、地元消防団等の意見を踏まえ、避難所の状況や道路状況など誘導灯の設置条件等も考慮する必要がありますが、設置が可能な場所から設置する方向で考えてまいりたいと思います。

○11番（中倉広文議員） 先ほども申しましたが、いつ起こるのがわからないのが災害ということで、早急な対応をよろしく願いいたします。

次の項目に入ります。DX推進の進捗状況についてということで、まず、マイナンバーカードの普及率と現在の活用法についてお聞きします。昨年9月に83.4%の普及率ということでしたが、現在、どのような状況なのか。併せて、前回も要望をしましたが、現在の活用法について示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

まず、普及率、交付率でございますが、5月31日現在の本町のマイナンバーカードの交付件数は1万908件で、交付率は87.98%でございます。鹿児島県の交付率は84.25%で、全国は79.38%となっております。

また、活用方法でございますが、マイナンバーカードを利用した本町のサービスといたしましては、住民票等のコンビニ交付や町民課窓口ではコンビニ交付と同様のサービスといたしまして「らくらく窓口証明書交付サービス」がございます。

また、転出の手続きが自宅で簡単にできるオンライン申請が可能です。これ以外にも、顔写真付きの身分証明書や健康保険証と紐付けることでマイナ保険証として使用できます。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 説明がありましたが、今はコンビニ交付とらくらく窓口証明書交付サービスですね、その中身を知りたかったところです。そのサービスの中身について、わかったら教えてください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は担当課長の答弁とさせていただきます。

○町民課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

コンビニ交付とらくらく窓口証明書交付サービスの取り扱っている本町のサービスは、どちらも一緒でございまして4種類ございます。住民票、それから印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書でございます。

らくらく窓口交付の機能といたしますか、ちょっと紹介いたしますけれども、先ほど町長からもありましたように、町民課に設置してあります。御自身のマイナンバーカードと4桁の暗証番号があれば取得できます。利点といたしましては、交付申請用紙に記入する必要がありません。ですから、迅速に証明書を取得することができます。

また、窓口が混雑していても、待つことなく証明書を受け取るようにしておりますので、大変便利になっているところでございます。

以上でございます。

○11番（中倉広文議員） 確か、以前も同じようなサービスだったのかなというふうに思いますが、システムの問題等もあろうかと思えますけれども、できれば、ほかの先進自治体でも活用しているサービスについても、今後、検討、実施されるよう要望いたします。

マイナンバーカードに係るトラブルについて、これまで様々な報道等もありましたが、本町では、現在どのような状況なのか答弁してください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は、担当課長の答弁とさせていただきます。

○町民課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

マイナンバーカードのトラブルなんですけれども、これについては令和5年度、他人の公金受取口座が登録されたり、コンビニ交付で住民票等が誤交付される、それから健康保険証についてもひも付けが誤ってされたりとかいうものがございました。これらのトラブルを受けて、国はマイナンバーカードの総点検を、昨年12月までに実施しましたが、本町についてはこのトラブルはなく、総点検の対象自治体にも該当しませんでした。

現在は、国が定めましたガイドラインにより再発防止に努めているところでございまして、現段階においてもカードを巡るトラブルというのは確認されていないところでございます。

以上でございます。

○11番（中倉広文議員） トラブルはないということで確認させていただきました。

関連しまして、マイナンバーカードで政府が運営しているマイナポータルですね、話がちょっと飛びますけど、マイナポータルについて、まだ認知度というのは低いのかなというふうに感じますが、マイナポータルの利活用について、町長、どのように考えていらっしゃるでしょうか、教えてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

マイナポータルは、国民の利便性向上を目指すオンライン行政サービスです。本町においても、国の重点事項である子育てや介護関連の27手続においてオンライン申請の登録が完了しております。

しかしながら、利用者が少ないため、マイナポータルの利便性やメリットを広く周知するための啓発活動を展開し、利用者の増加を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 私もマイナ保険証についてひも付けしていて、私自身もですね、使いこなしているわけではないんですが、先日、たまたま医療機関を利用したら、そのときの診療記録と、それから処方された薬の一覧が即座見れたというのを自分で体感したものですから、まだまだ、その認知度は低いと思いますけど、今後、さらに啓発活動といたしますか努めていただければというふうに思います。

それでは、さらに、今、マイナ保険証をちょっと言いましたが、関連して健康保険証の問題についてお聞きします。今後、健康保険証について、紙ベースが今後の取扱いが変わってくるというような報道がよくあるんですが、マイナ保険証を基本としたものに切り変わるという報道で、住民の方々には大変不安感があるというふうに私は認識しております。そこで、今後の保険証の在り方について、これは関係住民の皆さんへの周知につながりますので、答弁をいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 健康保険証のうち、町が関係する国民健康保険と後期高齢者医療についての御説明になります。

現行の紙の保険証は、令和6年12月2日から廃止となりまして、マイナンバーカードにひも付けたマイナ保険証へ移行することになっておりますが、マイナ保険証の手続をしていない方は、有効期限を迎えていない紙の健康保険証を有効期限までは使えることになっております。よって、今回、最後の紙の保険証を令和6年8月1日付のものを発行いたしますが、来年の7月30日までは使用できることになります。その有効期限が切れる時点で手続を行っていない方には、資格確認証を交

付することになっていきますので、医療機関の受診には影響ないというふうを考えております。

しかしながら、今、言われるように、不安を感じられることは当然あると思っておりますので、引き続き、広報等での周知や、窓口などでも説明をしっかりと御理解いただけるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） マイナ保険証にひも付けをしていない方に確認証を交付するということでしたが、現在、ひも付けをしている方の本町の人数を保健福祉課のほうで把握をされていますか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） マイナ保険証の利用率向上ということを目的に、定期的に国民健康保険連合会から情報をいただいております。国民健康保険の加入者の方でマイナ保険証の登録数、つまりマイナンバーカードと保険証をひも付けている方の割合なんですけど、今、最新の情報で3月時点なんですけど、71.9%という情報をいただいております。人数にしますと2,960人中の2,127人になると思われまして。

また、後期高齢者分ですが、こちらは64.9%、2,662人中1,727人が登録しているという情報をいただいております。これを合わせますと3,854人の方は登録しているということになるんですけど、残りの1,768人の方は、まだ手続を行っていないということになります。現時点では、誰がまだ取得していないとかそういった情報はいただいておりますけれども、引き続き、マイナ保険証取得についての周知には努めていきたいと思っております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 理解しました。

次の項目で、事務の効率化と住民の反応についてお聞きします。自治体DXを推進していくに当たって、行政事務を遂行される職員サイドではどのような効果があったのかということについてお答えください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問は担当課長のほうで答弁いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

職員サイドの効果について、コンビニ交付で例えますと、令和4年10月の運用開始から約1,800件の手続が行われており、窓口の混雑が緩和され、窓口での業務量の軽減が図られているところでございます。

また、デジタル技術の活用により手作業によるミスが減少し、業務の正確性と効率化が図られております。コンビニ交付につきましては、全国のコンビニで休日や夜間でも取得できることから、町民の利便性向上に寄与しているものと認識してお

ります。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 窓口対応で、例えば、前振りでありましたけれども、押印の見直しというのがございましたが、そういったことについて、窓口の住民の反応はどのように捉えていらっしゃるかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問も担当課長の答弁とさせていただきます。

○町民課長（谷迫利弘君） 押印の廃止も含めてということでございますが、押印廃止については、3年前に規則もろもろ改正しています。目的は、行政手続の簡素化、町民の負担の軽減、利便性向上というのがありまして、確かに、今、印鑑を持ち歩く必要がなくなってきて大変負担もなくなって楽になったという声はお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○11番（中倉広文議員） 先ほどの答弁の中で、行政サービスです事務の効率化が図られたというような答弁でございます。削減されたコスト、その部分はどの分野、どの部分に反映はされているのか、どういう認識なのかという点についてお聞かせください。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

コンビニ交付やオンライン申請等の普及により手続の迅速化が図られ、町民の満足度向上につながっているところでございます。

また、デジタル技術を活用することで職員の業務負担が軽減され、労働力の最適化が図られているところでございます。

さらに、行政運営コストの面では、クラウドサービスの活用によるサーバー機器等の維持管理費用や、ペーパーレス化により印刷費用等の削減が見込まれております。今後もDX化の進展により、業務改善と経費削減を図り、その効果を子育てや医療、福祉、地域づくりなどの施策に反映させ、持続可能なまちづくりを目指していくということを目的にしております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 業務負担の軽減ということでありましたが、そのことが住民サービスにしっかりと反映がされる、なかなかその尺度は難しいですけれども、しっかりと反映されるよう要望をしておきます。

それでは、何点かあるんですがセキュリティの問題、これまでいろいろ変えられてきた部分もありますが、セキュリティの面で、本町で情報漏洩など重大な事案が発生したことはなかったかについてお聞きをしたいと思います。

○総務課長（上橋孝幸君） セキュリティ面での御質問ですのでお答えさせていただきます。

ます。

昨年の令和5年4月に県内42市町村と共同で運用しているセキュリティアラウドが、海外からのサイバー攻撃を受けサーバーが動作不動になり、約6時間、ホームページが閲覧できなくなる事案が発生しております。攻撃は受けたものの、セキュリティ対策により個人情報の流出はございませんでした。その後、運営主体の鹿児島県が中心となって、同様の攻撃が再発しないようセキュリティ対策の強化が講じられているところでございます。

以上です。

○11番（中倉広文議員） サイバー攻撃があったということで、そんなに大きなあれではなかったということですね。今後も同様の事案が発生する可能性もございますので、国・県それから近隣自治体とも情報を共有されまして、今の対策に慢心されることのないように、常に最新のセキュリティ対策を講じられてください。

それでは、この項目、最後にデジタル弱者への対応は十分かについてお聞きします。令和3年にDX推進計画に基づく本町の課題として、高齢者等のデジタル格差是正が上げられましたが、DX推進、いわゆる利便性の追求による一部住民への不利益は生じていないか、その認識はないかということについてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

デジタル化の進展に伴い、すべての国民がその恩恵を享受できるようにすることが求められております。特に高齢者の方々など、デジタル技術の利用が難しいとされるデジタル弱者に対しては、特別な配慮が必要であります。

DX推進による、一部住民への不利益についてですが、デジタル化が進むことでデジタル弱者などの一部の住民がタイムリーな行政情報等を即座に入手できないなど、不利益を公務可能性は否定できません。住民に可能な限り不公平感が生じないよう多角的な取組を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 多角的な取組ということでありましたが、例えばデジタル計器が不得手な方への支援といいますか、こういった対応をされているか、こういった方々への行政サービスの在り方についてはどのようなことを考えていらっしゃるか、今後の対応をお聞きしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

本年4月に実施いたしましたスマホの所有率に関するアンケートでは、スマホの所有にかかわらず使い方がわからないと、多くの声をいただいたところでございま

す。これを受けまして、スマホの困りごと相談会を6月24日から三日間、町内6地域で開催する予定でございます。この相談会は、携帯電話会社が開催するスマホ講座とは異なり、相談は職員が対応いたします。どの会場でも参加可能であり、気軽にスマホに関する相談を行える場を提供するものであります。

さらに、学びを深めたい方向けに、携帯電話会社によるスマホ講座も計画しております。今後も、引き続き、すべての住民が公平にデジタル社会の恩恵を享受できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 大変前向きな取組だと思います。同時にですね人は必要に迫られないとなかなか気づきがなかったりとか行動に移しにくいというような部分がございますので、普段からですね町民課窓口とか、あるいは野方支所で、このような困りごと相談を受け付けますというような案内板を設置していただいて、役場に来られた方にいつでも相談に乗ってあげるサービス、これはスマホ相談だけではなくて、いろんな困りごと相談を受け付けるコーナーの設置というのは必要なんじゃないかなというふうに私は思いますが、このことについて町長いかが考えますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問であります。確かに安心して役場にもおい出いただきたいし、職員から指導を受けることで安心されるということもあると思いますので、ただいまの御質問につきましては対応できるように協議してまいります。

○11番（中倉広文議員） 対応していくということで、行政サービス提供の公平性を担保するために大変必要な取組だと思います。これは住民からの要望でもございました。可能な限り、住民の皆さんに喜んでいただけるサービスの在り方について鋭意検討、実施されますよう要望をいたします。

最後の項目に入ります。食料・農業・農村基本法改正による本町の取組についてお聞きをいたします。まず、本年5月に参議院で可決されました食料・農業・農村基本法について、その概要と改正ポイントについてお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

1999年に制定された食料・農業・農村基本法が近年における世界の食糧自給の変動、地球温暖化の進行、我が国の人口減少、農業・農村を巡る諸情勢の変化に対応できるよう、5月29日に四半世紀ぶりに改正され、食料・農業・農村基本法として成立されたところであります。

改正のポイントとしましては、まず1つ目が、食料安全保障の確保として、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれを入手できる状態と位置づけられたこと、2点目が、食糧の安定供給として農業生産の増大を基本に、

安定的な輸入・備蓄を確保することや、輸出により食糧供給能力の維持を図ること、3点目が食料の合理的な価格形成として、食料の生産から消費の関係者により合理的な費用を考慮する、国は必要な施策を実施すること、4点目、環境と調和の取れた食料システムとして、食糧供給の各段階で環境負荷低減を促進すること、5点目、消費者の役割として、環境負荷低減など食料の持続的な供給に資するものの選択に努める、6点目、基本計画について、食糧自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標を定め、年1回達成状況を公表する、7点目、望ましい農業構造の確立として、多様な農業者で農地を確保すること、8点目、自ら農業を営む者等による農業経営の展開として、農業経営の法人化を推進する、9点目、農地の確保・有効利用として、農地の利用集積、集団化、農地の適正かつ効率的な利用促進など、必要な施策を講じるなどでございます。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 今、町長からもありましたが、私もウェブとかいろいろ調べてみましたら、おおむねそういったところがポイントになっているようでございました。

その中でですねこの改正法を私なりに読み解いていった場合に、これは改正ですから前段の基本法があるわけですけれども、従来から引き継いだ分については農業の生産性向上、それから農村とか地域コミュニティの維持というのは従来からずっと引き続けてきた理念だと思っているんですけど、今回、新たに農業の環境への対応というところと、食料の安全保障というのが新たに挿入されてきたのかなというふうに私なりに解釈したところでございました。

それでは、今度の改正によって、計画というのはこれから策定されてくるということですが、住民の皆さんへの影響はどういったことが考えられるのかについてお聞きしたいと思います。この改正によって、耕作者、関係者だけじゃなくて一般住民の方々、消費者ですね、こういった方々も含めて食料・農業・農村にどのような変化が見込まれてくるのか、町長、所感がありましたお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 住民への影響をどのように捉えているかとの御質問でございます。改正食料・農業・農村基本法の中で食料の合理的な価格形成についての理念と、食料の価格形成における供給に要する合理的な費用の考慮についての基本的施策が規定されております。

適正な価格形成が構築されると、生産者にとりましてはコスト上昇分を価格に反映できるようになるのではないかと考えております。消費者に対しましては、食料・農業等に関する理解をさらに深めてもらえるように周知していきたいと考えております。

○11番（中倉広文議員） 非常に大事な部分ですね。先ほど同僚議員のほうから、生産者サイドの現状といいますか、町長のほうにお示しいただいたと思います。本当にいっぱい、いっぱいのところでですね現場ではやっている、コストが高騰している部分をどうやって埋めようかということではいっぱい、いっぱいのことをやっておりますが、今、消費者等について理解を深められる周知というようなことがございます、これは恐らく、地域にある自治体の責務といいますか、そういった部分が一番発揮できる部分かなというふうに思いますけども、この周知の方法について、どの時点で、計画は今からですけど、どの時点で、どういった周知のされ方をするのか、もし、素案といいますか描いているものがありましたら示していただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 担当課のほうで考えていることがありましたら、後で補足説明をする必要があると思っておりますが、今回の食料・農業・農村改正基本法の中で生産者の安定がありますし、そして、その中で価格の形成、今回、法律が通過していった、これから協議をしながら価格形成等については取り組んでいくということでもありますけれども、生産者としては安定した価格で取引したいというのがありますけど、野菜類が物価が上がりすぎたりすると、今度は消費者が離れてしまうという懸念もありますので、ここの調整はすごく、政府の中でも、また我々が考えても難しいのではないのかなと思っております。食糧自給率の低下、そしてまた食の安全保障がある中で、農業、農産物に対する価値は非常に高めていかなければならないわけではありますが、食料の価値を消費者がいかにかわかっていただけるか、高くても購入していただくということに対しての普段の取組や周知といったことがかなり必要かと思っております。

以上です。

○農林振興課長（上野明仁君） ただいま質問にありました周知の方法、時期等についてですけれども、2025年に国のほうで食料・農業・農村基本計画が作成されることになっております。それを受けまして、町としましても総合計画の見直しが行われてきますので、その中で住民の方々に対しては周知していきたいと思っております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 農業者全体、非常にこの部分に興味があるところでですね、皆さんの御理解がいただけるというような部分、本当に価格形成、大事な部分ですので、慎重に、かつ、またスピーディに、相反するところなんですけれども、そこは検討されて実施にいたっていただきたいと思います。

それでは、最後に、本町の農政ビジョンを明確に示せについて、本改正に基づい

て、本町の農業はどうあるべきか、これまで本町の農政ビジョンについて関係者が理解できるような内容が、町長からなかなか示されてこなかったのではないかなというふうに考えます。

ここ1、2年、有機農業については積極的に推進していくということで、ある程度方向性といえますか、見えている感じはしておりますけれども、この際ですね農業は本町の基幹産業と明言される町長の農政ビジョンを明確に示していただけたらなというふうに思いますが、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の農政ビジョンといたしましては、第3次大崎町総合計画において、2030年の姿として、農業で稼ぎ、地域に元気を与える町を掲げ、この将来像を達成するための重点プロジェクトの方向性を示しています。この方向性においては持続性の高い農業生産方式の導入や農地の集積化・集約化、基盤整備等の推進に加え、6次産業化の推進や新規就農者の確保、さらには地産地消の推進を掲げており、将来像の達成に向け、各種事業を推進しているところです。

今回、食料・農業・農村基本法が改正され、食糧安保を念頭に置いた生産体制の確立や、有乳量の確保、合理的な価格形成、食糧供給の各段階における環境負荷軽減といった部分が新たな視点として加わってきたと感じておりますが、この法改正を受けて、国としても今後、既存事業の見直しや新規事業の構築を進めてくると思います。

本町の農政ビジョンを示せとのことでありますが、本町としては、今回の法改正を受け、総合計画の見直しに併せて、現在の総合計画に掲げる将来像の見直し等について検討していくこととなりますことから、この答弁においてすべてをお示しすることは難しいとは思いますが、私といたしましては、今回の法改正において、どの分野において本町の独自性を発揮し、重要視していくかということを見据えた計画づくりが重要と考えております。

食糧安保については、国全体を見据えた農業政策となりますし、価格形成については消費者や小売り事業者等の理解が大きな要因となりますので、本町として関与する部分は少ないかと思いますが、環境配慮に関しては総合計画において、2030年の目指す将来像としてサーキュラーヴィレッジ大崎町を掲げている大崎町としては、重点的に取り組む部分と考えておりますし、独自性を発揮しやすい分野かと考えておりますので、このことを踏まえた見直しを進めていきたいと考えております。

具体的には、有機農業や地産地消の推進などに目指すべき将来像を再考するとともに、これらを達成するためのプロジェクトの構築や数値目標の設定などを進めて

いきたいと考えております。

また、先ほど価格形成について関与する部分が少ないと申し上げましたが、今回の法改正の際の議事録などを拝見いたしますと、価格形成には何よりも消費者の意識改革が必要で、これを進めるために食育が果たす役割が大きいとの御意見がございますことから、食育に関しても、これまで以上に積極的に取り組むことが基幹産業を農業とする大崎町の責務でありますし、このことが地産地消のさらなる推進のみならず、将来の担い手確保などにもつながりますことから、これらの点について重要視した農業ビジョンを構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（中倉広文議員） 今後の総合計画に合わせて、また詳しくは検討するというような答弁でございました。主に、今の答弁で有機農業、それから地産地消の推進、そして消費者への意識改革、先ほども触れましたけれども、そういった部分に食育を取り入れる、そこが重点項目かなというふうに捉えたところでございます。

今、よく言われるSDGsの理念でもある持続可能、持続可能な農業分野の発展であります。基本法改正による具体的な計画等については、これから国・県それぞれ今後策定されて示されてくると思いますけれども、本町が目指すべき農業及び農村振興について、遅滞なく関係者に示されまして、かつ必要な予算についてはしっかりと措置がされますように要望して、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博議員） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時54分

第 4 号

6月20日(木)

令和6年第2回大崎町議会定例会会議録（第4号）

令和6年6月20日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（8番，9番）
- 日程第 2 議案第25号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第1号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第26号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号） （総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第28号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 発委第 2号 大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定に
ついて
- 日程第 6 発委第 3号 大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 7 陳情第 2号 （刑事訴訟法）再審の改正を求める意見書の提出を
求める陳情書 （総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 8 陳情第 3号 再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 9 議員派遣の件
- 日程第10 閉会中継続審査・調査申出書
- 第4号の追加1
- 日程第 1 発委第 4号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意
見書（案）の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 藤 田 香 澄 | 7番 神 崎 文 男 |
| 2番 草 原 正 和 | 8番 宮 本 昭 一 |
| 3番 岡 元 修 一 | 9番 吉 原 信 雄 |
| 4番 鷺 東 慎 一 | 10番 中 山 美 幸 |
| 5番 児 玉 孝 徳 | 11番 中 倉 広 文 |
| 6番 稲 留 光 晴 | 12番 富 重 幸 博 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副町長	千 歳 史 郎	建設課長	時 見 和 久
教育長	穂 園 正 幸	農委事務局長	松 元 昭 二
会計管理者	岡 留 和 幸	水道課長	本 松 健一郎
総務課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	相 星 永 悟
企画政策課長	渡 邊 正 一	社会教育課長	宮 本 修 一
商工観光課長	鎌 田 洋 一	税 務 課 長	川 越 龍 一
町民課長	谷 迫 利 弘		
環境政策課長	竹 本 忠 行		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	久 保 健一郎
次長	松 元 幸 紀
議事係長	上 床 就 路
庶務係主査	隈 本 紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、宮本昭一議員、及び9番、吉原信雄議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第25号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第1号）

○議長（富重幸博議員） 日程第2、議案第25号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました議案第25号、令和6年度大崎町一般会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、6月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,854万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億2,535万3,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款2、項1、目10企画費、節12委託料のファシリテーター育成業務委託料693万円について、業務の委託先と具体的な事業内容はとの問いに対し、ファシリテーターとは、会議等の場で参加者の発言促進や会話のとりまとめ、会議の目的に添って参加者を円滑に導いていく進行役のことであるが、この委託料はファシリテーターを育成する講師への謝礼と旅費等が含まれており、3回程度の会合を予定している。内容としては、基礎知識の習得、ファシリテーションに関する能力の向上、グループワークといったものを想定している。委託先については、いまだ決まっていないが、できれば町内の業者等に依頼したいと考えているとの答弁でありました。

さらに委員から、講師の選定については、ホスピタリティに長けた方、つまり相

手の立場に立って物事を考え、気配りのできる方などを選定していただきたいと要望しました。

次に、款2、項1、目2電算情報管理費、節12委託料の公共施設予約オンライン化業務委託料132万円について、このオンライン化の運用開始時期と支払い方法はとの問いに対し、運用開始時期は令和6年12月1日を目標に進めているが、前倒しできる場合は一月でも早く運用を開始したいと考えている。支払い方法は今のところ現金のみとしているが、最終的にはオンライン決済の運用も視野に入れていきたいとの答弁でありました。

次に、款3、項2、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金の子ども食堂支援事業補助金15万円について、町内の子ども食堂事業所に対して、現在1事業所当たり15万円を補助しているが、国庫補助が3分の2も付くのであれば、もう少し増額するといった検討はできないかとの問いに対し、物価高騰なども考慮し、それぞれの事業所の運営状況を鑑みながら、補助金額については今後検討していきたいとの答弁でありました。

次に、款6、項1、目3観光費、節18負担金、補助及び交付金のスポーツ合宿等誘致促進事業補助金3,114万円について、スポーツ観光おおさきが一般社団法人化された場合の人件費や事務費等に係る予算ということだが、現在募集中の事務局長については月額50万円という給与に見合う人材の採用、例えば職員への采配や統率力のある方などを採用していただきたいと要望しました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第25号、「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第25号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第25号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第26号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（富重幸博議員） 日程第3、議案第26号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました、議案第26号、令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、6月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月6に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,842万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,019万7,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、令和5年度分の介護給付費確定による精算に伴い、介護給付費負担金や地域支援事業交付金等の国及び県などからの超過交付分を返還するものであります。

特質すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第26号、令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

議案第26号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第26号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第28号 令和6年度大崎町一般会計補正予算（第2号）

○議長（富重幸博議員） 日程第4、議案第28号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,970万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億4,505万5,000円にするものでございます。

内容につきましては、国の総合経済対策による新たな住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び定額減税に伴う調整給付に要する経費でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、国の総合経済対策に伴う令和6年度に新たに住民税非課税もしくは均等割のみ非課税となった世帯への給付金と、定額減税対象者のうち、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付に要する経費でございます。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目10物価高騰対応重点支援事業費、節1報酬から節8旅費までは、職員及び会計年度任用職員に係る人件費でございます。節10需用費83万4,000円は、事務用の消耗品費と書類送付用の封筒作成に係る印刷製本費でございます。節11役務費82万1,000円は、通知文書等の発送に

係る通信運搬費と口座振り込みに係る手数料でございます。節18負担金、補助及び交付金1億1,611万3,000円は、それぞれ令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付する新たな非課税世帯に対する臨時特別交付金2,505万円、新たに住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付する新たな均等割課税世帯に対する臨時特別交付金1,430万円、新たに住民税非課税もしくは均等割のみ課税となった世帯のうち、18歳以下の子供がいる世帯に対し、子ども1人当たり5万円を給付する子育て世帯への加算金335万円、定額減税対象者のうち、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付金7,771万円、及び総合行政システムの改修負担金25万3,000円でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1億1,970万2,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

以上で説明を終わりますが、8ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照ください。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第28号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号「令和6年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 発委第2号 大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第6 発委第3号 大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（富重幸博議員） 日程第5、発委第2号「大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、日程第6、発委第3号「大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、以上2件を一括議題といたします。

趣旨の説明を求めます。

○議会運営委員長（中山美幸議員） 発委第2号、大崎町議会議長、富重幸博殿。提出者、大崎町議会運営委員会委員長、中山美幸。

大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、提出いたします。

提出の理由は、令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会における手続のオンライン化に対応した改定を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし、別添資料のとおり、所要の整備を行うものであります。

詳細については、別添資料を御覧いただきたいと思っております。

続きまして、関係がございます発委第3号、提出先、大崎町議会議長、富重幸博殿。提出者、大崎町議会運営委員会委員長、中山美幸。

大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により、提出をいたします。

提出の理由につきましては、議会に係る手続のオンライン化に対応し、改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うものであります。

以上、発委第2号、発委第3号の2件について、よろしく審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。

まず、発委第2号「大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 次に、発委第3号「大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第2号及び第3号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。発委第2号「大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第2号「大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、発委第2号「大崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、発委第3号「大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第3号「大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、発委第3号「大崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 陳情第2号 (刑事訴訟法) 再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書

○議長(富重幸博議員) 日程第7、陳情第2号「(刑事訴訟法) 再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書」についてを議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(神崎文男議員) ただいま議題となりました陳情第2号、(刑事訴訟法) 再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町仮宿1123番地2、日本国民救援会大隅支部、稲留淳子氏、ほか1名であります。

本陳情は、6月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月6日に、全委員出席のもと委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は、えん罪は罪のない人間に罪を負わせる人権侵害の何物でもなく、真犯人を取り逃がしたということからも二重の過ちを犯したことになる。そのことの責任を負うべき警察、検察、裁判所側の責任が問われないことがえん罪発生要因と思われる。

以上のことから、刑事訴訟法の改正は急務であり、次の3項目の改正を強く求める。

まず、再審開始決定における検察官による不服申し立ての日につき、次に、再審請求事件における証拠開示制度の法制化。そして、再審請求手続における諸手続規定の整備。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書の提出を求めるという内容の陳情でありました。

委員間の討議では、意見書の文面の中で、1979年に起きた大崎事件は、殺事件ではなく、転落による事故死であるといった記載がある。現在、第4次再審請求が最高裁判所で争われており、いまだ無罪の判決がなされていない状況において、先ほども述べたが、意見書の中で殺人事件ではなく、事故死であると断定したような表現がある以上、大崎町議会として、この陳情を採択すべきではないのではないかという意見が出されました。

また、ほかの委員からも、この陳情を採択してしまうと、令和5年12月大崎町議会定例会において不採択とした、町民原口アヤ子さんを慰労する決議を求める請願書に対する反対討論等にも矛盾が生じるため、不採択とするのが妥当ではないかとの意見が出され、ほかの委員も同意見であったことから、委員会による討議を終

結し、その後、討論に入りましたが、討論はなく、陳情第2号、(刑事訴訟法)再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書は、不採択とすることに決定した次第であります。

以上、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(富重幸博議員) これより質疑に入ります。陳情第2号「(刑事訴訟法)再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博議員) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○6番(稲留光晴議員) 付託先の総務委員会で、転落による事故死という断定をしているということですが、大崎事件は今まで鹿児島地裁と高等裁判所宮崎支部で2回出ているわけです。3回ほど、大崎事件のほうはえん罪事件ということで再審をするということを出ております。再審の事実というか、これを再審をすべきだということでは、鹿児島地裁の1次再審でも、これは事故死であるというふうに裁判所が断定をして再審を認めたということでございますので、その辺は、事故死ですというのは、今、第4次で出ておりませんが、今まで三度再審が言い表した中身としては事故死であるというのが裁判所の趣旨ということになっております。

以上です。

○議長(富重幸博議員) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博議員) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、陳情第2号「(刑事訴訟法)再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書」を採決いたします。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第2号「(刑事訴訟法)再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書」を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長(富重幸博議員) 起立少数。

したがって、陳情第2号「(刑事訴訟法)再審の改正を求める意見書の提出を求める陳情書」については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第 8 陳情第 3 号 再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書

○議長（富重幸博議員） 日程第 8、陳情第 3 号「再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） ただいま議題となりました、再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町菱田 2 4 3 2 番地 1、高谷秀男氏であります。

本陳情は、6 月 5 日の本会議において総務厚生常任委員会に付託されたもので、6 月 6 日に、全委員出席のもと委員会を開き、審査いたしました。

審査においては、陳情者である高谷秀男氏の出席を求め、陳情の趣旨、内容について説明を受けました。

陳情の趣旨として、えん罪が国家による最大の人権侵害の 1 つであるが、最近でも大川原化工機事件のようなえん罪が後を絶たない。近年、死刑確定事件の再審として注目されている袴田事件においては、申請から 40 年以上かかって死刑確定事件の再審が決まった例もある。えん罪防止の重要性は当然として、えん罪被害者の事件救済には最終手段である再審規定の改正が急務と言える。現行刑事訴訟法の再審規定は、第 4 編にわずか 19 箇条しかなく、70 年以上、一度も改正されておらず、十分なものであるとはいいがたい。再審請求の審理は裁判所の広範な裁量に委ねられている。また、被害者救済に必要な証拠を捜査機関に開示させる仕組みが定められていない。さらに、再審開始決定は、裁判のやり直しの決定に留まるにもかかわらず、検察官が不服を申し立て、救済の大きな障害となっている。検察官は再審公判で有罪を立証すればよいのである。

については、次の 3 つの事項について、刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう求める。

- 1、再審請求手続において、捜査機関が補完すべき全ての証拠を開示すること。
- 2、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを制限すること。
- 3、その他の再審手続規定を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、提出する。

以上のような内容の説明を受け、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、委員から、現行再審法の具体的な問題点は日本弁護士連合会が指摘し、改正を求めていると記載があるが、その具体的な問題点とはどのようなものかとの問いに対し、まず、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化の実現と、次に、再審開始

決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む、速やかな改正を求める決議であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第3号、再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書については、採択すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。陳情第3号「再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

○4番（鷲東慎一議員） 先ほども委員長のほうから御説明がありましたが、第7条の部分です。原口アヤ子さんの陳情が出ております。その部分の整合性がとれないから、第7号に対しては却下したという形での答弁でしたが、8条に対しては原口アヤ子さんの慰労に対する部分の整合性の質問等を含んだ部分は議論はされなかったのでしょうか。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） 原口さんのことについては、12月の議会で不採択としたということは意見は出ました。その整合性がとれないということでの意見は出ました。

○4番（鷲東慎一議員） 整合性がとれないという認識でよろしかったですか、委員会中。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） はい、委員会では出ました、そういう意見は出ました。

○4番（鷲東慎一議員） ということは、採決状況はどうだったのか、最後にお伺いしてよろしいですか。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） 採決の方法は全員の意見が採択という意見が出ましたので採決しました。

○議長（富重幸博議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

陳情第3号「再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書」について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号「再審法改正を求める意見書の提出を求める陳情書」は、採択されました。

-----○-----

日程第9 議員派遣の件

○議長（富重幸博議員） 日程第9、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（富重幸博議員） 日程第10「閉会中継続審査・調査申出書」の件を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りいたします。

4委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決いたしました。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） ここで、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま配付しました追加議事日程を、本日の日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり、本日の日程に追加することに決定しました。

-----○-----

**追加日程第 1 発委第 4 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書
（案）の提出について**

○議長（富重幸博議員） 追加日程第 1、発委第 4 号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男議員） 発委第 4 号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）の提出について。大崎町議会議長、富重幸博殿。提出者、総務厚生常任委員会委員長、神崎文男。令和 6 年 6 月 20 日提出。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び大崎町議会会議規則第 14 条 3 項の規定により、提出します。

なお、意見の提出先は、衆議院議長、額賀福志郎、参議院議長、尾辻秀久、内閣総理大臣、岸田文雄、法務大臣、小泉龍司宛であります。

それでは、意見書の趣旨を申し上げます。

えん罪が国家による最大の人権侵害の 1 つであるが、最近でも大川原化工機事件のようなえん罪が後を絶たない。近年、死刑確定事件の再審として注目されている袴田事件においては、申請から 40 年以上かかって死刑確定事件の再審が決まった例もある。えん罪防止の重要性は当然として、えん罪被害者の人権救済には最終手段である再審規定の改定が急務と言える。現行刑事訴訟法の再審規定は、第 4 編にわずか 19 箇条しかなく、70 年以上一度も改正されておらず、十分なものであるとはいいがたい。再審請求の審理は裁判所の広範な裁量に委ねられてる。また、被害者救済に必要な証拠を捜査機関に開示させる仕組みが定められていない。さらに、再審開始決定は裁判のやり直しの決定に留まるにもかかわらず、検察官が不服を申し立て、救済の大きな障害となっている。検察官は、再審公判で有罪を立証すればよいのである。

ついては、次の 3 つの事項について、刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう求めるものである。

- 1、再審請求手続において、捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
- 2、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを制限すること。
- 3、その他の最新手続規定を整備すること。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する、というものであります。

なお、意見書（案）につきましては別紙のとおりでありますので、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（富重幸博議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時44分
再開 午前10時45分
-----○-----

○議長（富重幸博議員） 再開いたします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 質疑なしと認めます。
よって、質疑はこれをもって終結いたします。
ただいま議題となっております発委第4号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 討論なしと認めます。
よって、討論はこれをもって終結いたします。
これより採決に入ります。
お諮りします。
発委第4号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。
よって、発委第4号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。
なお、ここでさらにお諮りします。
ただいま可決されました意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法

務大臣宛に提出されたいとの要望であります。町議会議長名をもって、それぞれの関係機関宛てに提出することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました意見書は、町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛て提出することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（富重幸博議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしました。会議を閉じます。令和6年第2回大崎町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時48分